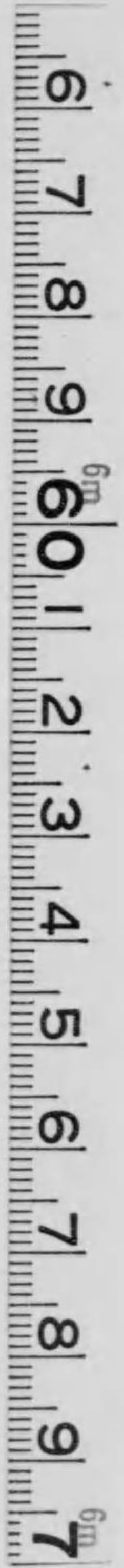


322.15
A47
Ⓟ



始



4-27

322.15
A47



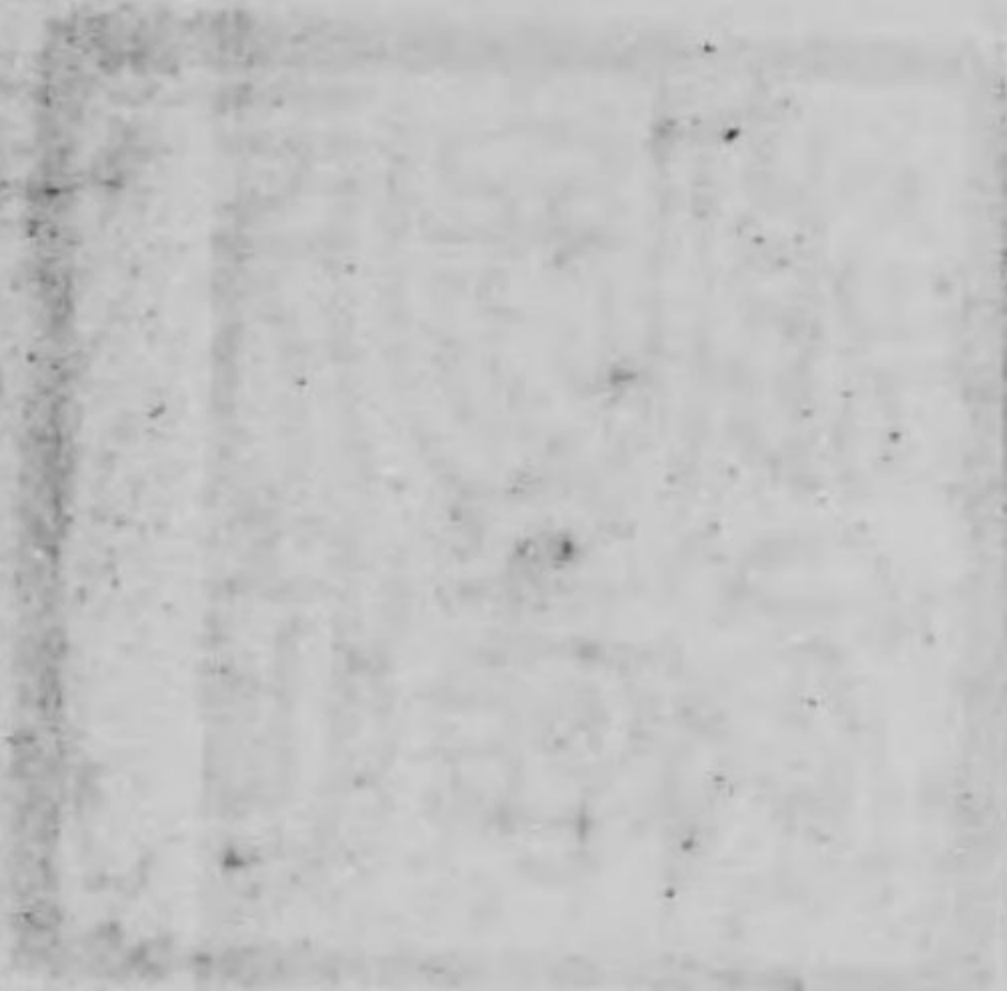
安藤博編

徳川幕府
縣治要略
全

東京
赤城書店發行

大正
4. 7. 5
丙亥

静岳



知古



大正四年
五月

静岳



藏

文物多

涉古

己酉四月西淮圖





欽
知
新
者
乎
溫
故

是
新
法
要
國
若
養
有
以
德

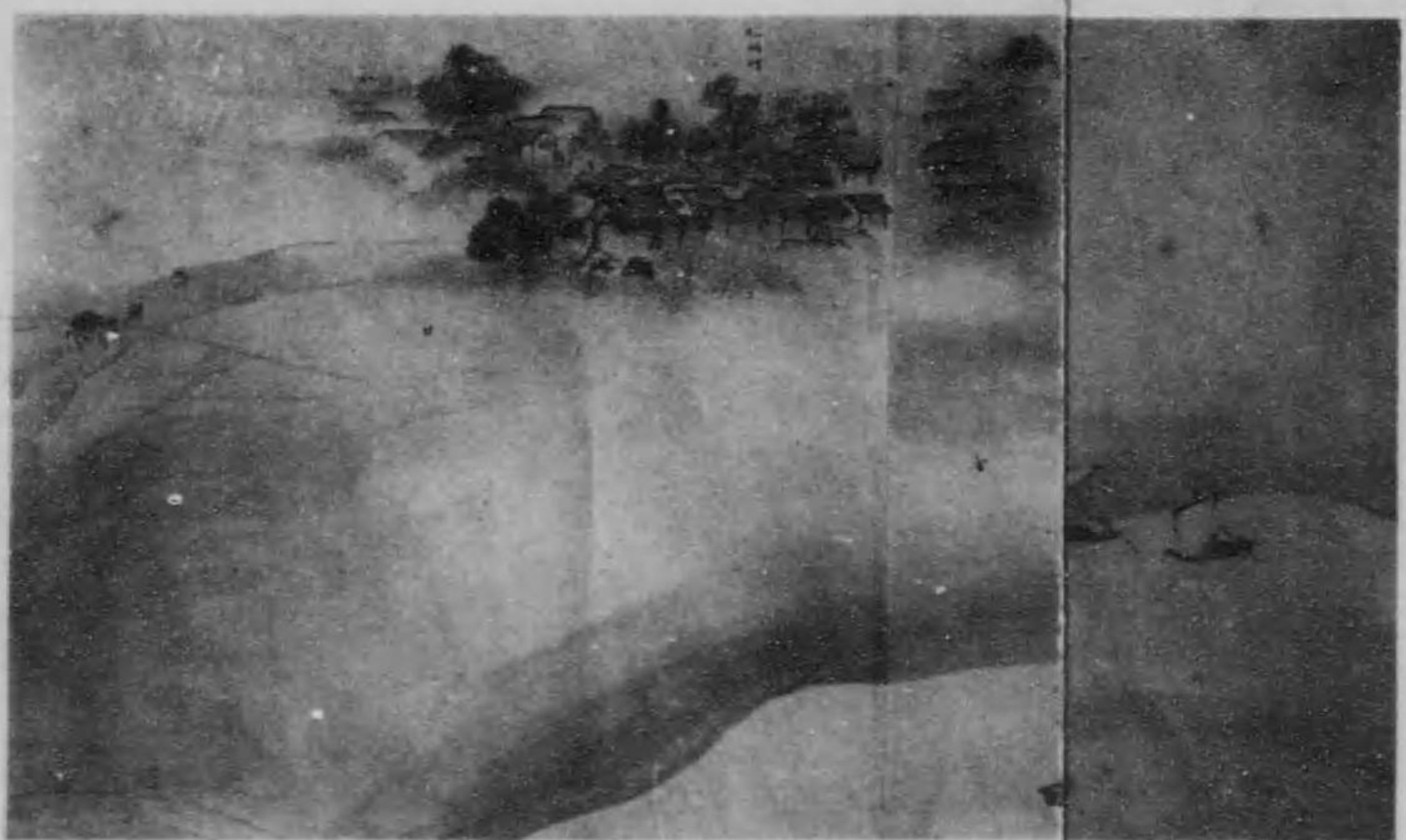
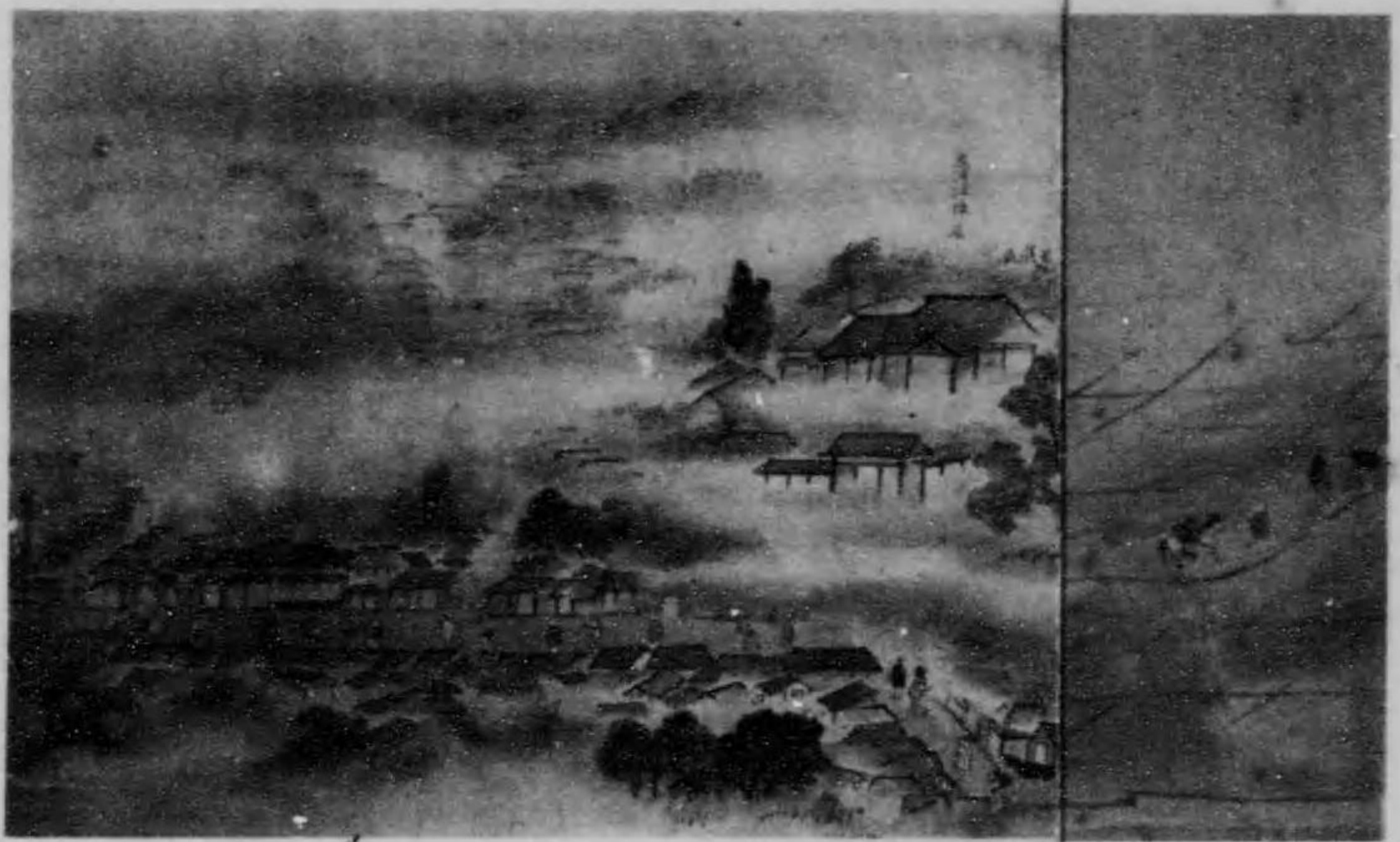
幸
山
雅
先
為
此
行



吾友安雅博君著德川幕府縣治要畧
數卷需予序予哀聞君有此著意私期
其成乃喜繕之則微祖撥田量地墾闢
及聽訥刑賞等幕府三百年縣治之概
歷然可視焉從古治縣之書先輩著述
不為少而記史務順序如此書者稀君云
吾家世為幕府縣吏星霜推移雜世異
改草父祖之業不可不懷不替不可不懷

遺之見孫以為追遠之料是予所以
 有此著也嗚呼幕政一廢殆四十年更
 前後即世今而不識之後人孰知其不
 可也百世奮克成其事者幾希矣何
 如此書固在傳君之孝而世人固以爲
 知幕府懸治焉君功多矣亦可羨哉

雷澤軒遠錄芳林





卷圖出岸河米貢地管所屋陣江河寒國羽出

此少言通在傳君志孝而世文臣以家
知幕府懸治焉君功多矣亦可異哉

雷軒遠錄芳林



根を穿ち取り、之を摧き、之を小にし、肥料の一部分に供し、土を和らげ、水を灌ぎ、種々の肥料を施すこと、再に至り三に至る。一方にては、稻種を水中に浸漬し、發芽を待つ、之を種蒔又種卸と云ふ。其萌芽を取りて之を前に培養したる田面の一小部を撰み、即ち苗代田と云ふものに蒔く、數日を経て簇生し、寸々延び來る之を新苗とす。八十八夜の今五頃より其土地の氣候に隨ひ、遅速はあれども、大凡五六日間に田面の全部へ植へ換ゆる、之を挿苗つまつと唱へ、多くは妙齡の婦人女子をして之に當らしむ。是早乙女さといめ又五月女の稱ある所以なり。老幼は家に在りて懇炊の用をなし、田畝にあるものへ飲食を送るの勞をばらる。所謂田に働ひするものなり。此田面は所により深淺あり、其甚だ深きは脛を没し、泥土に塗みれ、中には蛭の多く集り居て、足に纏ひ流血淋漓たることあり。其後は稻草の生育すると共に他の雜草繁茂し、爲に稻禾の發育を妨ぐるに由り、之を耘り其儘泥中に踏入る、こと三四回、之を一番草と云ひ、四番草に至る共三四番草を摘取るの時期は、炎熱焚くが如き、其苦亦想ふべきなり。秋季に入りて幸ひに、豊稔を得れば足れりとするも、此數月間に陰晴常ならざる、風雨順ならざるに逢へば、頭腦を惱まし、又早魃に際し數日炎威赫々たる時は、相互に水の配置に精神を費し、夜となく日となく田間を奔走し、時に甲乙村里のもの相會し、水の灌漑放流等の爲に騷擾を惹起し、負傷者を生ずるに至るもあり。最後秋收に際しては、其多からむことを欲するは、彼此同一なれども、又毛見けみと云ふ一つの難關あり、一管内に就ては、少部分の村落に過ぎざれども、一坪に一合の増加は、一村

の上には、數十石の増加なれば、小農に至る。郡代、代官の巡村して、親しく立毛たてけを査見し、貢米の額を檢定始めて思ひあす。事は本書に之を了れば、其登熟の前後に隨ひ、之を芟刈し、日光に晒し、其乾けるを待ち、穀となし、又摺立て玄米となし、之を俵に入るの時は、定額に不足せざる様、込米等をなし、其詳かなるは本書二重皮、三重皮、とて丁寧に包裹し、俵拵へと里正之に蒞み、一々調査して之を郷藏に運び、再び之を要津に送り、縣の吏員に納付す。吏員は此俵數の内、三十俵或は五十俵宛に分ち、拵立(延立)の官民双方より二三俵を取り出し、其重量を檢し、又其容量を査す、之を様俵と云ふ。其平均を得て、一村の全俵數に乗じて總計を得、則ち前に郡代、代官より令達したる、貢額に達すれば之を領納し、水路を経て海運に托すべき地に至らしめ、再び其地にて改査をなして、回船海路を航する舟にして、積高積載し、每一隻に一人の上乗(うばり)郡村を數區に分ちて、其總代人として江戸府米屋へをなさしむ。之を納名主とも云ふ。をなさしむ。如此にして貢米に係る農民の手足は、一段落を告げ休息を得たるが如しと雖も、是其水田に係る大略にして、此他尚ほ夏作の麥に於ける、畑作の蔬菜類に於ける、又春夏の養蠶等、主要なるもの多々にして、其間の困苦は實に名狀すべからざるものあり。此原岡卷長十三尺幅十三寸は、寒河江町の街區、及び陣屋並に、郷藏より貢米を長崎村迄馬背に托し、同所にて領受して川下をなす。酒田港へ運漕するなり。の景況を嘉永年間、同町の豪農輕部甚右衛門氏、其人温雅にして農事の傍ら、薬師を業とし、又幼童の習字の師を兼たす。が實寫せるものにして、桑山敏氏

の所藏たり。本書を印行するに方りて、當時東北地方の實況を將來に傳へんが爲に、其河岸出の一部を抄出し、以て温故の一端に供すと云爾。

明治天皇

御製

暑しとも、いはれざりけり、にえかへる。

みづ田にたてる、賤をおもへば。

憫農 李紳

鋤禾日當午。汗滴禾下土。

誰知盤中飧。粒々皆辛苦。

徳川幕府縣治要略

目次

例言	一頁
縣治	一
吏員	四
郡代。代官。手附。手代。書役。關東在方役。關東取締出役。論所地改出役。手附手代人員。手代掟書。地役人。雜話。	四五
奉職雜件	四五
召狀。拜命。禮廻並祝賀。赴任。着服制度。(同圖)。乗物。夏足袋。神文狀。	五七
管轄地	五七
高帳。舊幕料地高。	一

官廳

(役所執務之圖)。(同上要具之圖)。雜話。

六九

經費

諸入用渡方定書。諸入用遣拂定書。雜話。

七五

職務

教令。分課。執務規程。雜話。

九〇

村役人

名主、庄屋。組頭。年寄、長百姓。百姓代。三役人。問屋。

九八

旅行

木錢米代。御定賃錢。荷物重量其他制限。御朱印及御證文。分限扶持。臨時旅行費。赴任旅費。先觸。郡代、代官の旅裝。(代官赴任道中行列之圖)。御傳馬の古書。旅具。(同上圖)。雜話。

九九

高反別

一二八

地種

石高。貫高。永高。無地高。色高。反別。反歩。

一三二

本田。新田。反高。見取場。流作場。地目。(蘭田、麻田、麥田)。(見付田、砂田、山田、棚田)。(沼田、深田)。(植田、蒔田)。(桑畑、楮畑、漆畑、茶畑)。(見付畑、砂畑、山畑、野畑)。(燒畑、切替畑、薙畑、苧生畑)。(鹽濱)。森林。原野。

高内引

一三六

年々引。連々引。一作引。

開墾

一三七

大繩反別。鍬下年季。地代金。分壹下與。切開、切添。新林、立出。

租稅

一三八

總稱。(年貢、物成、取箇、成箇)。地租の名稱。(免、反米永、厘取、反取、取米永、本免、本途、取下、段免)雜稅の種類。「小物成、運上冥加、出目米、(斗立、延米)、口米永」。高掛物。(傳馬宿入用、六尺給米、藏前入用、分壹金)。

除税地 一四三

朱印地。除地。無年貢地。見捨地。損地。皆無。

地租増減の種目 一四七

増租。減租。

地所租税に關する雜件 一四九

田畑永代賣。隱田。越石。一筆。兩毛作。出作。入作。小作。數字。乗除不盡數。

檢地 一五二

檢地に關する例規 一五二

檢地條目。主任者の伺書。周圍量地。寺社領地。再檢の無地高。起返り難き荒地。田畑反對の檢定。村中同名者。他村の入作者。穢多非人持地。檢地の期節。

掛員の誓詞 一六三

村方令達 一六九

檢地要具 一七二

(檢地要具之圖)

丈量に關する例規 一七六

端尺切捨。繩だるみ。繩心。朱間。様步。畔際引。蔭引。四壁引。竿除。類地。切畝步。雜事畑。うたひもの。折。小地竿打。拔步。入步。拾步。

石盛 一八六

檢地に關する書類 一八七

地引帳。地引繪圖。耕地繪圖。手帳。野帳。清野帳。地境見届證文。様步證文。檢地帳。地押。廻り檢地。(同上之圖)。(各筆檢地之圖)。

貢租 二一二

定免。被免。定免年季中の損地。檢見。檢見の定法及慣例。(坪杵。竿入。早稻刈。刈様。干減。(檢見坪刈之圖)。(同上春法之圖)。(同上枺様之圖)。(同上五公五民。鎌止。勝手作)。檢見に關する稱呼。(毛付反別。立毛。内見。合毛付。毛揃。見平均。坪刈。春法。枺様。出合。皆無。續皆無)。檢見要具。(同上之圖)。檢見の種類。(畝引檢

見、有毛檢見、色取檢見、畑檢見、木綿檢見、準合、請免居檢見、遠具檢見、投檢見。
村方令達。先觸。檢見に關する帳簿。(内見帳、耕地繪圖、手帳、坪刈帳、皆無引戻受
印帳、準合受印帳、假仕出、皆無仕出、下組帳、假免狀、御取箇帳)。

收納……………二六二

假免狀。割附。大小切。米納。置米金。買納。俵入。欠米。込米。金納。未進。不納。
五里外駄賃。回米運賃。皆濟期月。皆濟目錄。割附目錄拜見證文。(年貢米取立之圖)。
(年貢金江戸差立之圖)。

質地……………二八三

質入。證書加印。年季。年季中受戻。頼納。半頼納。殘地。切畝歩。倍金。直小作。
別小作。又質。質に取間敷土地。利足。受戻。流地。質地證文例。小作證文例。

書入地……………二九二

貸與……………二九三

夫食拜借。種粃麥拜借。農具代拜借。宿場火災拜借。

貯穀……………三〇二

官簿……………三〇二

民簿……………三四九

村差出明細帳。宗門人別帳。五人組帳。村入用夫錢帳。名寄帳。檢地帳。

訴訟、刑罰……………三九〇

訴訟。呼出狀。張訴、捨訴。越訴、駕籠訴。雜話。目安訴狀。雜話。内濟。口書。刑
罰。拷問。刑罰に關する伺書並指令の例。(伺書例の一、(殺人)。其二、(復讐)。其三、
(洒過造)。(附箋指令、印狀指令)。(白洲之圖)。(刑罪要具之圖)。

褒賞、扶助……………四二九

善行者褒賞の令達。孝子免租。孝女褒美。老養扶助。長壽賜米。三子賜錢。

雜部……………四四三

階級に於ける書體。雜話。買人に對する資格。誓詞。(牛王之圖)。勘定仕上證文。雜

話。高札。戶籍加除。(欠落、勘當、久離、義絶、帳外、歸住)。疫神差紙。關所手形。往來手形。國役金。施行米。

以上。

徳川幕府 縣治要略 目次 終

例言

本書は徳川幕府縣治の一斑を記せるものなり。即ち地方吏務の實況より徴租以下一切の目を分ち、凡て三十餘種とす、皆民政の大要なり。而して京都、大阪、其他遠國奉行の管轄、及各藩、又旗下の諸家に、委任せし所領御領所と稱すの類は與らず、是縣治の稱なきと、吏務の職程畫一ならざるを以てなり。

幕府牧民官の權限、往時に在りては其文書備はず、今日より之を看れば轉た明晰ならざるものあり、寛永元祿の間猶且然りとす、故に本書は大約享保以降に就き之を統述するものとす、然れども間往時に溯りて其事を記すものあり、是始を釋ねざれば其末を詳にする能はざるを以てなり。

本書の記事は、鎌倉、室町の兩幕府に對し、江戸幕府、或は徳川幕府と稱すべきなり、然れども行文、幕府、或は舊幕と稱し、又單に幕とのみ稱するものあり、要するに繁を省き事を約するにあり。又本書は概ね元治慶應年間、縣治の現況に係るもの多し、故に往時往古と云ふは、慶長元和以後を總稱し、中古と稱するは、享保寛政の際を斥すものなり。

本書の題號は幕政上、全國一般を御料・私領・寺社領の三に大別し、治安を謀りたるも、郡代、代官の管地は、御代官所或は支配所と稱するのみ、別に縣の名稱を付せしことなし。而して 朝廷の供御

に捧ぐる土地、及び幕府所領の地を御料と云ふ、事は本文に詳なりに對し江戸時代御料所勤向の主要と稱するの允當なるべしといへども、字句冗長に流れ、雅馴ならざるの嫌ひあり、且明治維新後置縣の制、人心に浸潤するの深き、早く讀者の耳目に入り易きを主とし、縣治要略と題せるなり。

幕府縣治の概要を述むとするは、事頗る多端に涉り之を統一する亦容易ならず。本書書載の外、難船見分、用惡水路紛擾場所熟談、堤防橋梁水閘等の修理、淺草本所米廩に關する事、貸附の事、私領渡、分郷渡の取扱、勅使參向、新葬、將軍家の葬儀放鷹、鹿狩、追鳥狩、立會吟味、立會檢使、代檢見、縣令病死跡目願、等に係る記事の如きは、材料の蒐輯いまだ全からざるものあり、暫く之を後日に譲り、別に拾遺として述べる所あるべし。

本書行文中甲に詳にして乙に略し、或は昔時の名稱を本文に掲げ、今日の唱呼を嵌註になし、又之を反對に記する等其例一樣ならず、皆記事の便宜に依る。又本書各部に雜話の一項を設け以て當時の逸事を載す、是公文公書の類のみを以て往事を回想するの具に供するは、寧ろ俚言俗語の如き以て當時の實況を知るに足るものあるを以てなり。圖畫を挿入するも亦此等の意に外ならずして、苟か不文の裨補を期するにあるのみ。

本書擧ぐる所の官民簿中、米金其他の數字に至りては、力めて原文のごとく記したりと雖も、轉寫

の誤りなきを保しがたし、爲に單率の本文に於ける、内容の總計、於けるが如き、其數字の合せざる所あるべく、又多少省略せし所もあり、是元來一例を示すに止まるを以てなり。

幕府還政以降既に四十餘年、遺書多く廢し、殘老亦寥々たり編者のごとき亦夙に縣務に従事せしも迂拙短才遂に爲す所なく、今本書を編述するに方り、地方落穂集以下の諸書と、苟か胸臆に存するものと、故舊の指導を與へられしものに就き、之が編成の功を畢るに至れり、其僻見謬妄亦多々なるを知る、識者幸に訂正補足の勞を憚むなくば幸甚しと云ふべし。

本書を編述するに方り、微意を翼賛し好材を惠贈せられしは、桑山敏、藤澤直侯、望月遜志、中川德基、の諸氏にして皆當時縣務に精通せられし老吏なり、殊に桑山氏は同情を寄せられ、初め材料を贈付せらるゝや、自ら書庫に就き數日紙魚と居を同ふし、擇選に其勞を取り、若くは書を知人に寄せ推究措かざるに至る、又稿成るに及び、訂正補遺以て本書の光榮を加へらる洵に感謝に堪へざるなり、茲に芳名を記し以て謝意を表す。

大正四年六月

引用書目

本書編纂の材料は既に例言にも述べし如く、主として當時其職に在りし、桑山、藤澤、望月、中川諸老吏及び余の手控類を根本史料として採用したり、然も此他に參考としたる編纂物亦少なからず。左に其の著しき書名を掲ぐ。

- 地力ちりき落穂集
- 田園類説
- 地方凡例録
- 大日本租稅志
- 元文以降御書付留
- 御當家令條秘録
- 徳川實記
- 續徳川實記
- 泰平年表

- 續泰平年表
- 藩翰譜
- 徳川十五代史
- 寛保式目
- 日本國郡全圖
- 徳川加除封録
- 雲上明覽
- 大成武鑑
- 柳本枝
- 縣令集覽
- 吹塵録
- 公裁録
- 五驛便覽
- 驛靜志

檢地 二葉草

檢地 獨步行

下御勘定所取扱留

慈徳院殿御施行米一件

諸國御關所通行一件

懷中道知邊

以上

徳川幕府 縣治要略

安藤博編



治

鎌倉幕府の制、守護地頭を置き、以て民政を統治せしより、海内の豪族漸く威力を逞ふし、南北二朝の世を経て、其勢益強大、足利幕府の末に在りては、干戈相尋ぎ甲仆れ乙起り壞亂亦極れり。此時に方々徒に牧伯の名ありて、其實なきのみならず、租税を軍費に供し、國民を戰役に駈り、以て苛政を事とするもの、天下皆然らざるはなし。地方胥吏の如き、僅に徴租に従事するも、兵馬倥傯の際、特に或は筆籌を抛ち弓銃を執れるの類なしとせず。其實況蓋し後人夢想の外に出るものあらん。徳川幕府に至りて 四海艾安百度更張、始て諸國に奉行、又は代官を置き、以て民政を聽く、是民政に直接の地方官なり、往時は軍功を以て命ずるあり、或は民政に通熟し、又水利に巧なるを以てするあり、時に方外の人を任じ、近江の觀音寺の如きは、僧侶を以て代官を兼ねしめし等、其例固より一ならず。

縣治

從て其管する疆域の等差なく、廣狹一ならざるは免れざる所なり。嗣後治平久しきに互り、制度緒に就き、佐渡、伏見、浦賀、奉行の如きは郡部を併せて、附管せしむるの外、府市の一區域を限り、管轄せしめ、其他の郷村は、郡代、代官をして管轄せしむるに至る。而して石高五萬石を以て五萬石以下なるもあり普通代官の初級とし、十萬石餘に上るを以て、最級とするに至りしなり。

郡代と云ひ代官と云ひ、其資格に差等あるも、縣治上別異あることなし、郡代は其管する疆域も廣く、或は地勢に因り或は巨鎮接近の處にあり、是幕府に於て施政の權衡を得んが爲に起れるなるべし。蓋し美濃郡代は、美濃奉行の換名せしもの、飛驒郡代は金森氏所領の地を收められし後を承け、西國郡代は雄藩の間に介在し、幕威に關するものあるより置れしなるべし。關東郡代のごときは、徳川氏覇を關東に開くに及んで、始て關東總奉行を置く、是往昔の三河奉行に起原せしものにして、後世の關東郡代なり。又當時、伊勢、丹波、近江、石見、各奉行あり、皆地方官なり、元祿以降是等の奉行を廢し、代官のみを存し其後に充てしが、伊奈半左衛門は特に抽でられて關東郡代を命ぜられ、寛政年間迄之を繼承せり。美濃、飛驒、西國筋、等の三郡代は、前述の如く只其資格を崇めたるものにして、施政上の權限に於ては、他の代官と異なるなく、其管轄地も亦御代官しよと稱するなり。伊奈半左衛門關東郡代たるよきの、直轄に係る分は、今審ならざれども、遠國奉行の佐支配所と唱へたるに同

じかるべし。

「慶元以降子孫相承け、關東郡代、及代官の職を奉ぜし、伊奈家の縣治に功勞ありし顛末を略叙せんに、其祖先は三河の人、累世徳川家に仕へ、父を忠次通稱熊藏と稱し、代官となり能く牧民の職を盡せり、徳川氏關東に移るに及んで、八州の代官となり、會津の役兼て關門房川渡(金町)小岩(中田)松戸(市川)の事を掌り、事は後に詳かなり關ヶ原の亂平ぎ、功を以て備前守に任じ、一萬石を賜り、甲斐の代官を兼ね。忠次勵精、疏水墾田堤防の修築等に巧なり、常に八州を巡視し、能く民情を察し、訟獄公平其經畫皆宜きを得、八州の富饒なるは、忠次の力なりと云ふ。子忠政、初半十郎後、筑後守に任す父の職を襲ぎ亦令名あり、弟忠治亦代官となり、武州赤山七千石の地を受く、關東の野を墾闢せしむること甚多く、其子忠勝半左衛門と稱し、伊豆の代官となり、二家の子孫繼承して、代官又は郡代の職を奉ず。明暦三年常磐橋内の宅舎を馬喰町に移す。俗に郡代屋敷と稱す忠高の時左近將監に任じ、關東郡代たりしが、寛政の初め罪あり領地三千石餘を收公し、祖先以來の功蹟を以て、末家伊奈半十郎の子小三郎に、新に千石を賜ひ、永く血食せしめらる。是より關東郡代は勘定奉行の兼官となりしが、後寛政四年に至り、郡代の直轄を代官五人をして分治せしむ、而して曩に官に没せし伊奈邸を、馬喰町御用屋敷と稱し、三名の代官をして居らしめ、其二人は邸外の私宅に公署を置きたり。元治年間伊奈半左衛門と稱したる代官ありしは、此小三

郎の後なるべし。

吏員

徳川幕府時代、縣治を司る吏員を郡代、代官、と云ひ屬吏を手附、手代、書役、と云ふ國郡に依り、鑛山、堤防、米廩、其他の事務を兼掌する郡代、代官、には土着の吏員附屬し、種々の役名あり之を地役人と云ふ。

郡代、代官 本官は目見已上將軍に拜謁を許るの資に進めらる。幕末關東に三郡代を置き、諸大夫の士に從五位下任じたり、是戒嚴の要旨に起るものにして、最も異數たりしなり。

本官は勘定奉行に隸屬し、幕府の所領國郡を管轄す。但京都在住累世代官にして、禁裡御所の勤務を擔任する、小堀氏は、京都所司代に屬し、京都堤奉行より、代官を兼ねる角倉氏、並に京都代官より淀川過書船支配を兼ねる、角倉氏及び木村氏は、京都町奉行に屬し、長崎の高木氏は、長崎奉行に屬し、幕末の關東郡代は特に老中の直隸たりと雖も、租税の事に關しては一般と同じく、總て勘定奉行の管理に係ること、他の代官に異ることなし、但該郡代の勘定奉行に對する伺書の類は、問合せと

稱し、指令を挨拶とするが如きと知るべし。又寛政以前、伊奈氏の郡代たりし時の取扱の順序は、文書の徴すべきなく今考ふるに由なし。

本官中一家の子孫世々襲職するものあり、之を代々代官と云ふ。京都の小堀氏、近江國大津の石原氏、同信樂の多羅尾氏、伊豆國葦山の江川氏、肥前國長崎の高木氏、の如き是なり、其祖先の如何なる特典を得て、如此なりし歟は、其家々に就て聞くにあらざれば、其詳を知るに由なし。

代々代官は、世々一定の地に在勤す。但管轄の國郡は時に増減することあり。

新任の代官は、初め五萬石高の支配所を授けられ、其定めある國郡に赴任し、漸次累進して、六七萬石乃至拾萬石以外に至る、蓋し支配所高の増加は、治蹟の擧れるものにして、從て其國郡に轉住す。

郡代は四百俵、代官は百五拾俵を、定額の役高とし、幕末の關東郡代は役高二千石とす、而て各自世祿の多寡に依り、過剰なるものは世祿を以てし、不及のものは就職中定限に達するの増加を受く、之を御足高と云ふ。又國郡の任地に依り、鑛山、堤防、米廩取扱の如き、常務以外の副職を兼ねるものは、別に御役料と稱し、二三百俵乃至千俵、若くは若干の金穀を附給せらる、役料は兼職の輕重に依り、差あり、各自の世祿に關せず。

代官は役高役料の外、支配地の石高に應じ諸入用と稱し、規定の米金を給與せらる。諸入用は手附

の手當金、手代の給料を始め、其他一切の公務を所辨するの經費なり、其詳細は經費の部に掲ぐ。
 代官新に拜命するときは、御役拜借と稱し、金二百五拾兩、赴任に付旅費其他支度費として、金二百兩、及役所建設費、江戸にある私邸内に設くる公署を云ふ。金六拾兩、を年賦返納を以て貸與せらる、左に證書の例を掲ぐ。

受取申金子之事

金貳百五拾兩者

但來酉より午迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金貳拾五兩づゝ返納の積。

右者拙者儀五萬石高御代官被仰付候に付、普請料、定式拜借、之外定例を以受取申候、返納の儀は來酉より午迄拾ヶ年賦、返納皆濟之節納札を以此手形引出し可申處仍て如件。

天保七申年六月 日

岩田 鐵三郎 印

御金奉行連名殿

郡代、代官の氏名兼務、其他支配所任地等、慶應三年の調に掛るもの左表の如し。

○郡 代

□世 祿

×役 宅

●屋 敷

郡代、代官	兼 役	役 高	役 料	支 配 所	役宅、屋敷、陣屋	出張陣屋
小堀 數馬 所司代支配	禁裡御所方御用掛	六百石	千俵	山城、河内、大和、丹波	京都二條	
角倉 伊織 京都町奉行支配	京都堤奉行	二百俵	高知行代、嵯峨之、二十人扶持	山城	京都嵯峨	京都二條
木村 宗右衛門 同上	過木山船支配	二百石		大和、河内	京都大佛	
角倉 與一 同上	淀川過書船支配	二百俵	高知行代、加茂之、高瀬船拜領	大和、河内	京都二條	
中村 勘兵衛		百五十俵		大和	五條	
齋藤 六藏	廻堤船奉行	百五十俵	攝津、河内、播磨	大和	大阪谷町	
内浦 多次郎	廻堤船奉行	百五十俵	攝津、河内、和泉	大和	大阪鈴木町	
石原 清一郎	大津町奉行、藏奉行	二百俵	近江、大和	近江、大和	近江大津	
多羅 尾主税		千五百石		近江、山勢	近江信樂	東海道四日市
岩田 鐵三郎		四百俵		美濃、伊勢	美濃笠松	同下川邊
田上 寛藏	鹿島、東上、細川、一番所	二百二十八斗		遠江、三河	遠江中泉	三河赤坂

○ 木村甲斐守 老中支配	大竹左馬太郎	松村忠四郎	佐々井半十郎	今川要作	江川太郎左衛門	增田安兵衛	安藤傳藏	小笠原甫三郎	中山誠一郎
	鷹板橋貫野 (房川渡關)	鷹板橋貫野	千住貫野 (松戸市川關)	本所深川道敷 (金町市川關)	品川新宿貫野 (浦賀町藏)	相州荒川番所 (鐵砲方小佛關)		甲府藏奉行	駿府藏掛
二千石	百五十俵	百五十俵	二百俵	百五十俵	百五十俵	百五十俵	百五十俵	百五十俵	百五十俵
	二十人扶持	三百俵	二十人扶持	三百俵				二百俵	三百俵
武藏、上野	武藏、下總	武藏	武藏、下總	武藏、相模	伊豆、相模、駿河 (伊豆並島々)	甲斐	甲斐	甲斐	駿河、遠江
上野岩鼻	江戸馬喰町	在府	江戸馬喰町	江戸馬喰町	伊豆、葦山	石和	市川	甲府長禪寺前	駿府紺屋町
同足尾銅山					東海道三島	谷村			東海道島田

○ 新見内膳	松本直一郎	山田佐金二	森孫三郎	黒田節兵衛	多田銃三郎	小川達太郎	山内源七郎	北條平次郎	福田所左衛門	小栗下總守 同上	河津伊豆守 同上
	追分貫目改所						今都市貫目改所				下總小金 房州嶺岡牧場扱
四百俵	百五十俵	二百俵	二百俵	百五十俵	百五十俵	百五十俵	百五十俵	百五十俵	百五十俵	二千石	二千石
(越前加賀白山麓前)	信濃	出羽	陸奥	陸奥	常陸	安房	下野	下總	下總	未定	下安房、上陸奥
飛騨高山	中野	柴橋	小名濱	桑折	陸奥	在府	眞岡	在府	在府		下總布佐
越前本保	御中之影條	大寒石河田	川俣		同淺川		東郷				

大草太郎左衛門	百五十俵	越	後	出雲	川	浦
篠本信之助	百五十俵	越	後	水	原	野町
宮崎達次郎	百五十俵	丹後、但馬	丹後久美濱			
櫻井久之助	百五十俵	備中、美作、讃岐	備中倉敷	同	笠岡	
横田新之丞	百五十俵	但馬、美作、播磨	但馬生野			
鍋田三郎右衛門	二百二十八俵	備中、備後、石見	石見大森	備後上下		
○窪田治部右衛門	四百俵	豊前、豊後、日向、肥前、肥後、筑前	豊後日田	豊前四日市	日向高草	肥後天草
高木作右衛門 長崎奉行支配	百五十俵	肥	前	長崎		

手附 手附は幕臣にして、譜代席、抱席、兩種の資格あり。

譜代席は、徳川家祖先以來累世奉仕せし家柄を云ふ、世々嗣子に家督相續を命ず。

譜代席の手附は他役又は小普請組、非職者の團、體を云ふ。より郡代、代官の推薦に依り、手附出役に任命せらる。但數代勤續して單に手附となり、出役の字を除くものあり。

譜代席手附は各世祿を有す、家格に依て其多寡區々なり。

抱席手附は、新に抱入臣籍に列せられ、終身限り奉仕するものを云ふ。本人死去又は退隱するときは、番代と稱し餘人をして補缺せしむ。然れども補缺の候補者は、概ね本人の嗣子を以て之に充つ、自然世襲の趣を爲せり。又手代の中より、郡代、代官の請願に依り新に抱入となり、食祿貳拾俵貳人扶持を賜ひ手附を命ぜらる。之を拔擢するに年勞及び超衆特殊の功蹟あるものにあらざれば、容易に聽許を得ること難し。其死去隱退後の處分亦同じ。蓋し往時代官の屬吏は手代のみにして、其抱入罷免は代官の自由に任するを以て、或は制裁の道を得ざるものあり、嗣後百の制度漸立し舊例先蹤に基き辨理せらるゝに依り、子孫世襲の形をなし之を野に採るは、從來の臣僚より採用するの愈れるを以て、享保以後小普請組の輩より命ずるの道に出しより、手附又は手附出役等の名稱を見るに至れり。又手代の中より拔群超衆能く吏務に通ぜしもの、新に抱入を命じ幕臣に列せしめ三拾俵三人扶持を賜り、代官手附と稱するの榮を得せしむ。既に出身の道も開け他に對するも、手代より手附と稱するの勢位、俱に便なる所あるに依り、手附を多く使用せしむるの方針を取りしに、代官の或一人本官に屬する手代は、皆悉く逸群のものにして驚才のものなし、依りて皆抱入を命ぜられたし、然れども幕府の出費夥多なるを恐る、故に其數を減し、貳拾俵貳人扶持を以て抱入を要請し、多數の手附を命じたり

と、是近時手代より、普請役格を以て代官手附に抱入らるゝ者の、貳拾俵貳人扶持なる起原なりとぞ。
手附は各自食祿の外、勤役中別途に郡代、代官の諸入用費の内より、手當として應分の米金を支給せらるゝ例なり。

手附は常に郡代、代官に附屬して事務を執る。甲の代官轉役又は死去せしときは一時職務を休止し、假に勘定所詰普請役元締進退者（役名にあらず、非職を命ぜられ、乙の新任代官、又は他の代官の内へ、附屬せしめらるゝなり。）

手附出役は原籍の資格に依る、其出役にあらざるものは普請役格を普通とす、其年功又は殊功あるものは漸次格式を進め、普請役元締格とし、進物取次上番格とし、支配勘定格とす。（共に、元締格以上は功蹟の優劣に依り、御足高と稱し世祿の外多少補給せらるゝものあり。）

手附の嗣子をして、郡代、代官は事務見習を命じ、稍習熟するに至れば勘定奉行に請ふて、手附當分出役を拜せしむ。但無足と稱し、別に食祿を給せず、郡代、代官の諸入用費より手當米金を給せらるるなり。

總て手附を採用するは、郡代、代官の申請に依り勘定奉行、之を専命し、格式授與其他重きものは、同奉行より老中へ經伺の上任命す、手附出役にして原籍あるもの家督相續の如きは其頭支配にて任命

の手續を施行す。

手附元締、手附、手附出役、手附當分出役の役名は自己の資格に就てのみ之を用ひ、一切の公務公文には手附とのみ單稱す。

手附の公務に依り諸役所へ出頭するときは、大刀（双刀の大的を提携し坐席に昇り、奉行其他頭支配の公席に召さるゝも、小刀一振は之を佩用して脱することなし、蓋し幕臣一般の例なり。）

手代 手代は純然たる幕臣に非ず、去れども亦郡代、代官の家臣にも非ず、郡代、代官に附從して勤務するものにして、（御藏手代其他の手代と稱するは幕臣なり、獨り郡代、代官に屬するものに限る、幕臣にあらざるは、往時農民より採擇せし故なるべし、事は下條に詳かなり。） 准幕臣とも云ふべきものなり。

手代は郡代、代官の諸入用中より給料を受く、階級等差亦多し。

手代にして著しき功蹟あるものは、特に勤役中普請役格を授けらるゝことあり、郡代、代官の請願に依り勘定奉行之を命ず、尙超衆特殊の功蹟あるものは幕臣に列せらるゝことあり、之を新規御抱入と云ふ手附の項に詳かなり。

郡代、代官轉役又は死去に依り、一時手代の職を失ひたるときは浪人（仕へずして双刀を帯ぶるもの。）となるも、元手代と稱し、或は手明と稱し、他の代官又は新任代官の採用を待つ。而して手代の家名は定數あるが故

に、相互巡環して浪人に終るもの尠し。

手代は代官の屬吏なるが、往時三千石以上萬石に至る大祿の代官は、其處務に家臣を使役せしなり、現に關東郡代の伊奈氏に於るは家來のみにて手代なし、五人組帳前書にも、御家來衆云々の文字見へたり。而して普通代官は一時或は常時、地方の事務老練なるものを、農民又は其子弟等より採擇使用し、手代と稱せしめたるならんか。是等が江戸に來り旅店に投じ、單身手代の命を受くるも身元を保證せしめざるは、一身上の處置に於て不都合なるに依り、江戸住居の家持なる町人、目今の地所家屋を有する者をして、保證に立たしむに保證せしめ、手代の職に就くことを得、是を町受と云ひ、明治維新前迄因習改めず、手代の子にして繼承するものと雖も尙此例を脱するを得ず。但伊豆の代官江川氏其他代々代官と號する世々其職を承るもの、内には、町受を要せざるもありしと云ふ。

手代の公務に依り諸役所へ出頭するときは、大刀前に詳を提携して玄關へ昇ることを得ず、奉行其他頭支配の公席へ召さるゝときは、小刀をも佩帶するを得ず、蓋し勘定所に於て手代の身分を取扱ふの資格は、抱席のものに比するも、外間に於ては幕府より直接に食祿を受くるものにあらざるを以て、陪臣諸藩、旗下等の家臣を云ふ一般の例に據りしものならん。往時手代は双刀を帶せず、野差のやさしと稱する長き脇差を佩び、郡村を巡回するときには、小荷駄馬に乗り、兩掛けと唱へ小さき葛籠の如き物を二個馬背の左

右に結束し、手代其上に跨り巡回せしが、即ち近時人足に荷はせたる兩掛の權輿なりと、而して往時一刀をのみ帶たるものなりとせば、其双刀に變じたるは何れの頃よりなるや、元來武士の家に屬するものにして中間、小者こもの、従と異なるに付き、漸次双刀を帶せしならん今得て考ふべからず。

手代の資格は輕賤なるが如しと雖も、新に他姓のものをして容易に採用するを許さず、従前より世勤續し來れる家名のものに限れるが故に、手代は自然一の株式たるが如し。蓋し郡代、代官の意向に由り手代の數増加するのみなれば、寛政年間に於て現在員を定員となし、制限したるに由ればなり。

書役しよやく 手代の嗣子をして郡代、代官は事務見習を命じ熟達するに従ひ、勘定所へ經伺の上、書役に命じ尙手代に進ましむ。

書役の名稱は自己の資格に關してのみ之を用ひ、一切の公務公文には手代として通用せしむ。

往時郡代、代官の屬員に手附なるものなく一般手代のみなりしを、中古手附を交ゆることゝ爲り、手附は前に説きたる如く純然たる幕臣にして、自己の資格に於ては手代と同一ならず、輕重の差ありと雖も、職務上に就ては、手附、手代共に平等にして些の易ることなし、席次も勤續の年數、又は採用の遲速、若くは執務の優劣等に依て、郡代、代官之を定む、故に手代にして上席を占め、手附にして下席に列するもあり。

手附、手代を論ぜず在江戸、在陣屋の別なく、其局にある人員を分ちて、首席者を元締もとぢと稱し、二三名を置くもあり、之に次ぐ者を加判と稱す、此二者をして事務分擔の首領たらしむ。而して元締は、人員の多寡に據る。郡代、代官より勘定所へ經伺の上之を命じ、加判は之を專命す、蓋し加判は元締たるの才幹を有すと雖も、人員と經費の制限あるが故に、姑く一等を下し、元締に加判せしむるの意なるべし。

關東せいたく在方役 幕末關東に、高級の三郡代を置きたる時附屬したる、手附、手代に此役名を附したり、勤務其他總て手附、手代に異なる所なし。

關東取締出役 本役は關東地方を管する代官の、手附、手代の内より補するものにして、代官に附屬の儘常務を離れ、特に本役に執務するものとす、世に之を八州廻やほりと唱ふ。

本役は、公事方勘定奉行、直接命令の下に服務し、常に關東八ヶ國中、舊幕料地並諸藩領分の内、水戸領を除くの外、旗下の知行所、社寺領等の別なく、一般を巡回し、警察逮捕の事務を掌る。

論所地改出役 本役は同上、手附、手代の内より選補せらるゝものにして、勘定奉行直接命令に、服務すること關東取締出役と同じ。

本役は評定所寺社奉行、町奉行、勘定奉行、(三奉行と云ふ)目付(共に役名)の一座立會大獄を裁斷する所。に出動し、爭論地臨檢及び是等に關する事務を掌る。

手附手代人員 慶應三年の現在に據て調査せしもの左の如し。

京都代官

小堀數馬支配

江戸詰五人 京都詰三十一人 御所掛二人

金方三人 藏方三人 定御修理方二人

同

角倉伊織支配

江戸詰二人 嵯峨詰六人 京都詰二人

同

木村宗右衛門支配

江戸詰三人 京都詰四人

同

角倉與一支配

江戸詰三人 京都詰五人 過書船かしのぶね掛十二人 高瀬船たかせぶね掛十二人

大和代官

中村勘兵衛支配

江戸詰十人 五條詰八人

大阪代官

齋藤六藏支配

吏員

江戸詰八人

谷町詰十六人

同

江戸詰七人

鈴木町詰十三人

近江代官

石原清一郎支配

江戸詰十人

大津詰二十二人

草津貫目改所一人

京都詰一人

同

江戸詰九人

信樂詰三十人

四日市詰二人

美濃郡代

岩田鋏三郎支配

江戸詰十四人

笠松詰十四人

遠江代官

田上寛藏支配

江戸詰十人

中泉詰八人

赤阪詰四人

鹿島詰一人

東上詰一人

細川詰一人

駿府代官

江戸詰八人

駿府詰九人

島田詰四人

甲府代官

江戸詰十二人

甲府詰十三人

甲斐代官

江戸詰九人

市川詰十二人

同

江戸詰八人

石和詰十二人

谷村詰六人

伊豆代官

江戸詰二十二

葦山詰十六人

關東代官

江戸詰二十三

品川貫目改所詰一人

同

佐々井半十郎支配

江戸詰二十二入

千住同上一人

同

江戸詰二十入

板橋同上一人

松村忠四郎支配

同

江戸詰十九入

大竹左馬太郎支配

同

江戸詰十一入

木村甲斐守支配

同

江戸詰十八入

河津伊豆守支配

同

江戸詰未定

小栗下總守支配

同

江戸詰二十二入

福田所左衛門支配

同

江戸詰十二入

北條平次郎支配

同

江戸詰十三入

山内源七郎支配

同

江戸詰八入

真岡註詰十二入 東郷註詰一人

同

江戸詰九入

今市詰二人

同

江戸詰五人

小川達太郎支配

同

江戸詰五人

多田銃三郎支配

同

江戸詰八入

埴註詰四人 淺川詰二人

同

江戸詰九入

桑折註詰七人

同

江戸詰五人

森孫三郎支配

同

江戸詰五人

小名濱詰五人 川俣詰四人

同

江戸詰五人

陸奥代官

同

江戸詰八入

黒田節兵衛支配

同

江戸詰九入

同

同

江戸詰十三入

同

同

江戸詰八入

同

同

江戸詰九入

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

同

江戸詰五人

同

出羽代官

江戸詰八人

山田佐金二支配

柴橋詰六人

寒河江詰四人

信濃代官

江戸詰七人

松本直一郎支配

中野詰四人

中之條詰五人

御影詰四人

追分貫目改所詰一人

飛驒郡代

江戸詰十一人

新見内膳支配

高山詰九人

本保詰八人

越後代官

江戸詰六人

大草太郎左衛門支配

出雲崎詰八人

川浦詰二人

同

江戸詰五人

篠本信之助支配

水原詰十人

脇野町詰二人

丹後代官

江戸詰七人

宮崎達次郎支配

久美濱詰八人

備中代官

江戸詰八人

櫻井久之助支配

倉敷詰九人

笠岡詰二人

但馬代官

江戸詰八人

横田新之丞支配

生野詰六人

石見代官

江戸詰六人

鍋田三郎右衛門支配

大森詰五人

上下詰三人

西國郡代

江戸詰十人

窪田治部右衛門支配

日田詰十人

四日市詰二人

富高詰二人

天草詰四人

長崎代官

江戸詰三人

高木作右衛門支配

長崎詰十四人

關東取締出役

專務二十一人

論所地改出役

專務十人

合計八百九拾七人

内手附二百二十人餘

手代掟書

天明年間勘定奉行より、代官へ令達せられたる掟書なるものあり、左に抄出す。

手代共
掟書

御代官手代共、衣食住其外共、分限不相應之趣相聞へ候間、以來左之通可被申渡候。

一 常々綿服のみ、可致着用事。

但五十以上又は病人は、膚付紬はだつぎを免すべし。

一 夏冬袴、木綿、薄袴にても龜末之品可用之。

但麻上下等も右に準し可申事。

一 道具類、金銀之品は不可用、腰物拵等之儀は、利方を第一にいたし、華美に致間敷候。

一 在出さいしゆつの節は、駕籠に乗申間敷事。

但病氣之節は格別之事。

一 住居向上木を不用、都て手輕に致し、襖張付屏風上紙を不可用、疊は右に準じ可申事。

一 音信贈答之義は、隨分手輕に致し可申事。

但自分共は勿論、御代官へも音信贈答、堅無用之事。

一 客來祝儀事有之節、珍味初物を不用、隨分減少いたし可申事。

一 百姓並郷宿等より、音物一切受納致間敷候。(郷宿は管内の人民宿泊所にし、て、訴願等の周旋を兼ね)

但頼事等は勿論、無心等決して致間敷候事。

右之趣手代共へ、急度可被申渡候。

天明八申年八月

地役人

國郡に依り、鑛山、堤防、米廩其他の兼務を帶る郡代、代官に屬する役員あり總稱して地役人と云ふ。地役人は、郡代、代官轉免の時と雖も、手附、手代の如く一時休職、又は隨伴移轉す

吏員

ることなく、各其地に土着し、執務するものなり。地役人は各種の役名あり、概ね左の如し、其名目人員は慶應三年の調査に據る。

大津代官支配

預同心二十人

大津藏番三人

湖上船改下役三人

美濃郡代支配

堤方役十四人

伊豆代官支配

鐵砲方附二十人

鐵砲方組同心三十人

相州荒川番所番一人

小佛關所番六人

關東代官支配

金町、小岩、松戸、市川、關所番十人

小管園内定番一人

同

大森町打場定番一人

浦賀藏番一人

城ヶ島箭屋詰一人

同

房川渡中田關所番四人

陸奥代官支配

(桑折)

半田銀山方役人組頭二人

同見習二人

同平役十五人

寄床屋番八人

銀見役一人

吹分師二人

灰吹師三人

山廻足輕四人

下代横目付十人

出羽代官支配

大石田舟改所番一人

飛驒郡代支配

山林掛地役人頭取九人

同地役人二十四人

同地役人見習十三人

但馬代官支配

運上藏役五人

口藏役六人

直入役五人

見廻役二十人

口役十六人

地方見習五人

吏員

銀山方見習四人

總門番一人

朱封印役一人

石見代官支配

銀山附役人組頭五人

同役人二十六人

同同心木屋頭三人

同同心二十八人

同小間小頭二人

同中間二十一人

雑話

手代の嗣子等年齒若冠に達し、代官役所の見習を命じたるものは、給料なし俗に手辨と稱す、辨官を
るを意味せし
ものならん。寫字及加減乗除の算計に従事し、傍ら諸帳簿出入の事に役せらる、又其間に於て事務の一
斑を熟知せしめ、二三年の後書役に進み尙手代に上らしむと雖も、役所詰と唱へ役所の一隅にある座
敷に起臥せしむ、其所に二三人合宿をな
し、宿直の用をも辨す。數年の後長屋持と云ふに至る、茲に至れば自己の都合を以て役所
内に居るあたはず、官舎當時手代の小屋と稱す、
或は長屋とも云ふ。に入り一家を構ふを得、是手代の普通加級順序なり、俗
に之を平の手代と云ふ。夫より帳面方一人に
あらず。となり、尙帳面方頭取、或は筆頭に進む、又平の筆頭と
も云ふ、此地位に至れば、其役所地方の事務大率與り知らざるはなく、更に進て元締に加判せしめら
る、其上役は則ち元締なり、又年勞或は特殊の功に因り、其代官役所勤務の間、普請役格を受けるは異
數にして、他年幕臣に抱入れ手附となるの階梯なり。元締は屬吏總長の職名なり、地方一般の事務
を主宰し、其二名なるは一人は勸農、納租、帳簿、出納、一人は聽訟、斷獄、警察の事務を總理し、

其役所中に在て最高級に位し、代官の顧問となり、其責任は自己之を保有すと云ふも不可なるなし。
然れども内外に對し代官にあらざれば爲しがたき事は傍近在務の代官を以てする法規あれば、決して
專權強制等不逞の舉動をなすあたはず、一に代官の命令を奉行するに止まるものなり、是頭領の家兒
と雖も必ず末級より其技を練磨し、卑より高に達し下情に通じ、能く上に立て部下を率ゆるの道に於
て、憾なからしむるの良法と稱すべきなり。而して書役より大凡二三十年を経ざれば、此位置に至る
能はざるものなれども、時には才幹敏達超群なる、二十五六歳にして元締たるあれども、非常の事に
して多くは五十歳左右なりと知るべし。

手代は手附に比し定りたる食祿なく、在職中僅々の俸給に衣食し一家を持するものなれば、一日若
し就職せざれば忽ち糊口をなすあたはず、故に手代は、手附よりも職事に勵精勉勵なるは自然の勢な
り、是を以て代官の榮轉、或は免黜病死等の時は、其繼承すべき代官の管する迄、三ヶ月を要するの
成規西國は
四ヶ月。なれば、其間に於て逸早く周旋して、一身を置くの地をなさざるべからず、之に要する材
料は自己の清廉なると、職事に拮据勉勵の超衆拔群なるは、尤も就職の速かなるを價するものなれば、
其平素の注意周く小心翼翼たるにあり。之に反し假令職事上に於ては、人後に落ちざるも、其居常怠
惰放恣長上を凌ぎ、郡民に對し倨傲自尊の體度あるもの、俗に札付
と云ふ。に至りては之を抱入るゝものなく、

或は懸命の運動をなし非行を改むべしと云ひ、時に代官の許允を得るも、其抱入の初に當り勘定所へ經伺するものなれば、該所の容るゝ所とならず、止むを得ず習字の師等に轉じ、終生を無業淪落中に送るものあり。如此困難なる地位なるを以て比較的才幹者は、手附より手代にありし所以なりと云ふに躊躇せず、例せば元締より一の調物をなすべき命を受けるに方り、當時の事務に服し悠々期日に迫るも與り知らざるが如くし、而して元締之を安んぜず其督促を試るも尙諾せるのみ、殊更に煙を吹き茶を飲みて餘地あるを示す、元締も其期に至らざれば之を強るあたはず、徒らに焦思するのみ、然るに其夜燈下に就き、或は退廳後私宅にありて一舉調査を了し、整然完結し之を提出し、人をして啞然たらしむるの類往々にしてあり、所謂瘦我慢も亦價値あるなり、是中古以降一般の風習にして人後に落るを第一の恥辱となしたるなり。

役所詰の境遇は前に述たりしが、尙吏務を獎勵するの一法あり、蓋し役所詰の頃は、小使に炊事を托するは、便宜上より起りしものにして、自身は宿直室にあるも食事は元締の宅より焚出し、給付したる時代もありしとなり、元締の役所詰を遇する子の如く元締を見る父の如し、是は長屋持と稱する資格を得るの試験中に屬するものにして、嶄然頭角を露し、脱穎の才あるものは早く其範圍を出るなり、而して此際に元締の家族の墓參、或は交際の爲他に行く等の事あれば、暇日には之が保護者とな

り、隨行する等のことあり、他より見れば殆んど家隸の如し、此の如きは實に吏を遇するの法に非ずと雖も、後進を誘掖するの一術にして、上級にあるものは爾ち未だ禁出飯に露命を繋ぐかと云ふ、此一言頂門の一針となり、日夜の勉勵を慫慂せしと云ふ。

徳川幕府の領地を御料所ごりょうじよと云ふは管轄の部に述るが如し、夫より轉輾して郡代、代官の手附、手代を其儕輩相互の稱呼に御料所ものと云へり。

現今の法律定規其他百般の布令は、番號を付し條項を羅列し、周到綿密缺く處なし、之を頒布するに印刷を以てし、官に官報、及布告全書等あり、書肆に分類專科の冊子ありて、完全の書籍に乏からず、假令新任者と雖も、一と度書冊を繙くときは、百般の例規概ね了知し得られ、先輩者を待たず職を奉行する敢て難からず、舊幕時代にありては然らず、時々の布令は一片の筆記を以て當局限巡覽せしめ、各自謄寫して記憶に供ふ、故に一時例規を知んと欲するも、新舊完備を需むること頗る難し、況や率ね舊例慣習に準據し調理するの制度なるに依り、事務員としては永年一局部内に勤續し、實歴の經驗あるものに非ざる以上は、得て勤務を全ふするあたはず、去れば新に就職するものは、事々物々先輩者に就て、其示教を待たざるを得ず、於是乎先輩者の勢力頗る盛んにして、元締、加判を私に稱呼するとき親司おんじ様と尊稱するに至れり。親司は主宰と云ふものか、又慈父に視へたりしか。

先輩者か徒らに勢力を弄し後進者を困ましむるは、舊幕臣下の惡弊たり、殊に諸番組、今の武官に甚しく、時に後進者を遇する苛酷に過ぎ、終に殺伐の慘狀を演ずる其例に乏からず、而して縣治の吏員即ち手附、手代間にありても先輩者に勢力あるは、前に述たるが如しと雖も幸にして、此惡弊の蟠るものなし、能く後進者を養成して、年一年より速に事務に熟達せしむるに力む。然る所以のものは、畢竟舊幕の縣治たる、例せば五萬石を管する代官に屬する、手附、手代は任地、及江戸役所を併せ、總員僅々十三四名より十七八名に過ぎず、此人員をして租税の事務は云ふを俟たず、警察、聽訟、其他管下に關する一切を處理するの職務なるが故に、諸般の法規は從前の制定に因り、容易に變換することなきにもせよ、斯る繁雜の事務を整理するは、實に易々たる業にあらず、去れば一人だも未熟なからんことを欲するの急なるに依り、先輩者が後進者を黷弄し、之を困ましむるが如き餘地なく、假令威權を以て制御するも、只管養成を主とし、速に熟達せしむるに力め、以て公務を流暢通達せしめ、併せて自己の補助を望に由てなり。

先輩者後進者間に於ける一の笑話あり、他岐に涉るも因に之を述ん。茲に或手附にして徒目付名に轉任せしものあり、新參者の例として公務の外連日火を焚き茶を煎じ、先輩の同僚に供進し、尙其他の雜用を辨じ、且日々鮎菓子すしの類を携帶して饗するを常とす、先輩者が新參を呼ぶに氏名を云はず小僧と云ふ、恰も奴僕一般たり、一日供茶の時に方り重函を開き供進せんとするに、家族のもの添ふべき箸を遺失せり、某爲めに少しく躊躇す、忽ち先輩の一人嘲弄して曰く、小僧箸なくして之を如何するや、小僧は常に食物を喰ふに手指を以てするかと、某心中の怒氣を忍び笑ひて曰く、今之を辨せん暫く待てと、右手に脇差の小刀柄を抜き、左手に重函の蓋を執り、蒔繪の金光燦爛たるを惜氣もなく、條斷して箸に換へ各自に供す、衆皆果斷に服し後公私の虐待を免れたりと云ふ。

手代に普請役格を授くるの新例を開きし初、某手代に該格式を授けたる後、代官の轉役に依り閑散の身となり、浪居中或る旗下の邸地借用の約を結び、之が證書を交付するに方り御當地江戸の浪人、御普請役格某と記名せり、受證者其異様なるを怪み問ふ、某答て曰く某屋に手代奉職中功に依り格式を拜受す、現時職を解れたるも格式は尙依然たりと、受證者より其筋へ訊問せられ、初て浪人にして幕臣の格式を有するの失當を悟ると雖も、苟も一旦授與せしもの無謂墮減せしむべからずとの議に決し、特に該役に應ずる食祿を以て幕臣に列せしめられたりと云ふ、某量らず一片の記名に由り、此名譽を受く洵に僥倖と云ふ可し、其已降手代に格式を授くるは、勤役中勤役中と雖も、甲より乙に轉じたる時は、更に乙の代官より、申請して允許を得るにあらざれば、あたはざるなり。に限る制度となれり。

手附の普通祿高三十俵二人扶持に對し一家經營の費目を試算せしものあり、當時生計の程度及び物

價低廉の情況等大凡見るに足るを以て茲に掲出す、蓋し調査の年度を缺くが故に之を知るに由なしと雖も、米價の金壹兩に七斗臺なるより推考すれば、文政天保年間の調査に係るものならん。

經 濟

一三拾俵 此石拾石五斗 (一俵三斗五升入)

一貳人扶持 此石三石六斗 但三百六十日積

小以拾四石壹斗

凡代金拾八兩三分三匁 但札差料引七斗五升替之積

一三兩三分 宿料其外

合金貳拾貳兩貳分三匁(金壹兩に銀六十目錢六貫三百文換に算出す)

内

三兩三分拾貳匁五分三厘

貳兩三分程

九匁壹分三厘

六匁九厘

飯米一日八合焚三百六十日、此玄米貳石九斗六升九合七匁、三分減。
白米二石八斗八升、金壹兩に付玄米七斗五升換の積。
御藏宿年賦金凡積。
飯米春賃、玄米一斗に付三拾貳文掛之積。
御扶持米持込賃、玄米三斗に付六拾四文之積。

小以金六兩三分拾貳匁七分五厘

殘金拾五兩貳分五匁貳分五厘

此仕拂

正 月

一貳拾壹匁七分八厘貳毛

内

九分二厘三毛

壹匁六分二厘五毛

壹匁三分八厘五毛

三分八毛

貳匁七厘七毛

壹匁八分八毛

三分八毛

九分二厘三毛

吏 員

定 用

回 向 院 布 施
醬 油
味 噌
鹽
油
香 物
茶
砂 糖

五匁

九分貳厘三毛

四分六厘貳毛

三分八毛

三分八厘五毛

貳匁三分八毛

三分八毛

貳分三厘壹毛

貳匁五分

一貳匁四分

一九分貳厘三毛

一壹兩壹分

二月

小以金壹兩貳分貳朱貳匁六分五毛

眞

たど

多葉粉

おとし紙

湯錢

髪結錢

筆

半切紙

三ヶ日の肴

炭代

荒神板

下女半年分給金

一貳拾壹匁七分八厘貳毛

一貳匁四分

三月

小以金壹分貳朱壹匁六分八厘貳毛

一貳拾壹匁七分八厘貳毛

一貳匁四分

四月

小以金壹分貳朱壹匁六分八厘貳毛

一貳拾壹匁七分八厘貳毛

一壹匁壹分四厘

五月

小以金壹分貳朱四分貳厘貳毛

一貳拾壹匁七分八厘貳毛

一壹匁壹分四厘

吏員

炭定代用

炭定代用

炭定代用

炭定代用

一九分貳厘三毛

小以金壹分貳朱壹分三分四厘五毛

六月

一貳拾壹分七分八厘貳毛

一壹分壹分四厘

小以金壹分貳朱四分貳厘貳毛

七月

一貳拾壹分七分八厘貳毛

一壹分壹分四厘

一五分六分貳厘五毛

三分七分五厘

壹分八分七厘五毛

小以金壹分貳朱六分四厘七毛

八月

荒神 稜

炭定 代用

善回 炭定 代用
提供炭 院所物 料代用
向提 院所

一貳拾壹分七分八厘貳毛

一壹分壹分四厘

小以金壹分貳朱四分貳厘貳毛

九月

一貳拾壹分七分八厘貳毛

一貳分四分

一九分貳厘三毛

小以金壹分貳朱六分五毛

十月

一貳拾壹分七分八厘貳毛

一貳分四分

小以金壹分貳朱壹分六分八厘貳毛

十一月

一貳拾壹分七分八厘貳毛

炭定 代用

荒炭定 稜代用
神

炭定 代用

炭定 代用

一貳匁四分

小以金壹分貳朱壹匁六分八厘貳毛

十二月

一貳拾壹匁七分八厘貳毛

一貳匁四分

一壹分

一貳匁七分六厘九毛

一五匁六分貳厘五毛

三匁七分五厘

內 壹匁八分七厘五毛

一壹兩壹分

小以金貳兩貳匁五分七厘六毛

一九匁六分九厘貳毛

一拾五匁

炭 代

定 用

炭 代

餅 代

市 物 料

供 物

提 所

向 院

下 女 殘 分 給 金

足 袋

雪 駄

善 回

一四匁六分壹厘五毛

一壹匁八分四厘六毛

一貳匁三分八毛

一貳匁七分六厘九毛

一六分九厘貳毛

一九分貳厘三毛

一九分貳厘三毛

一壹匁三分八厘五毛

小以金貳分拾匁壹分五厘三毛

小以金八兩壹分貳朱三匁三分貳厘五毛

差 引

金七兩貳朱壹匁九分貳厘五毛

臨時 入用 備金

但汁實並日々野菜代等除置候間、此備金之内貳兩貳朱壹匁九分貳厘五毛差向け、殘金五兩は餘備に致置候積。

下 駄

手 拭 紙

懷 中

箒 抄

柄 抄

釣 瓶

芥 掃 除 代

煤 箒 竹 塵 取 代 共

代官は流石に小祿と雖も幕臣の旗下と稱せるより任ぜらるゝものなれば、其材牧民の器を有し令名を傳ふるもの少なからず、郡代には、伊奈備前守忠次、大正元年十一月贈正五位其子忠政、其弟忠治、忠治の子、忠勝弟忠隆等地方水利墾闢等に力を盡し、忠次は關東八州に縱橫水路を鑿ち灌漑を通じ、一百餘萬石の新田を開墾するの功を以て、一萬石を加賜せられ、原封を併せて二萬石、武州鴻巣に治す、慶長十八年七月九日忠政の時、大久保石見守長安に連坐し封除せられ、更に嫡子熊藏に慶米五千俵を賜はると云ふ、後世之を稱して伊奈流と云ひ、彦阪小刑部も亦良吏にして其治蹟を名けて彦阪流と云ふ。代官には小見山奎之進の殖林に於ける、下總佐倉小金の牧地を改良し、新田を開き樹木の植付をなす等、同人の建策に因る所なり。小泉治太夫の鑿渠に於ける、武藏國在原郡六郷領に、多摩川より新渠を開鑿し、數萬石の灌漑に便せしもの、今現に存せり。田中休愚の水利に於ける、民間政要の海道川崎驛の役人より、井戸平左衛門の甘露に於ける、半代官の稱あり、石見の代官にして大に地力を盡せしもの、明治四十三年十一月從四位を贈られたり。鹽谷大四郎の灌漑に於ける、豊後日田の郡代にして、水利灌漑の便を圖りて、頗る其他喜多見五郎左衛門、五味備前守、岡田豊前守、岡田九郎右衛門、岡田庄太夫、楫斐十太夫、竹垣善佐、早川八郎右衛門、岡本忠次郎、後近江守。築山茂左衛門、刑錢須知の著あり。青山録平、公裁録の著あり。荒井清兵衛、牧民金鑑の著あり。江川太郎左衛門、垣等の治蹟に於ける、特に文學の才ある、羽倉外記、用森田岡太郎、岡林伊太郎、梁安井仲平、軒の如き皆循吏を以て稱せらる。

又郡代代官を論ぜず、往時は官金引員を以て罪せらるゝものなきにあらず、其輕重に因り、家祿の幾分を官没し、或は流罪或は屠腹せしめらるゝものあり、此引員は多くは縣治の費途に充る、くもいせい口米永經費のは貢税と共に收入するを以て、應費と官庫納入とを區分せず、收支するを以て其年度の統計に際し、不足を見るに至ればなり。蓋し豫算決算等の條規なく、爲に放漫に流れやすくして、知らず識らず不測の禍を生ずるは、究竟制裁の道を得ざるにあるを以て、享保年間に於て口米永は他の收納と共に官庫に納入せしめ、經費は別に給せらるゝ事になりたるなり。經費の目參看

手代も亦吏才に長じたるもの少なからず、井戸平左衛門の手代伊達金三郎は、享保年間幕臣に列し、徒目付格を授けらる、賜祿の多寡を缺く。楫斐十太夫の元締手代二人は、姓名明和年間七十俵三人扶持を以て同じく幕臣に列し外に役金十兩を賜ふ、蓋し異數なり。此他に三十俵三人扶持、又二十俵二人扶持を、賜り幕臣に列したるもの、枚擧に違あらず、寛政以降手附より累進して代官を命ぜられし、筒井銃藏、木村董平、福田甲斐守、柴田桂次郎、中山誠一郎、黒田節兵衛、中村勘兵衛、新見蟻藏の如きものあり又用瀬式右衛門、年二十餘にして、元締の職にあり。高橋古太夫、幕臣川路左衛門尉聖謨の母の父にして、西國郡代の手附元締なり、格動至孝を以て稱せらる。高尾駿助、天保年間ありて吏務に練達せしもの。柏木總藏、代官江川太郎左衛門の手附にして、明治の初年足柄縣令たり。福井柳右衛門、論所地改出役として、數十年勤務し、吏務に熟達せるもの。高木喜久左衛門、名は久成、代官の部下より累進して、神奈川奉行支配組頭、馬場俊藏、關東八州取締出役として令名あり、外國人を害したるもの、維新後、神奈川縣の少參事より大參事に昇れり。馬場俊藏、關東八州取締出役として令名あり、外國人を害したるもの、維新後大藏省に奉仕したり。岡本彌一郎、名は長之、格動を以て稱せられ、頗る村幹あり特に支配勘定(役)等は皆鐵

幕府時代には閣老少老以下政務に關する吏員には、諸侯伯より公然たる贈物あり、特に閣老少老は以て當役の料に充つべしとなり、大奥女中へも贈物あり、遠國奉行の中には年始には玄關に一函を出し置き、歳贄を受ける所もありしと云ふ、手附、手代等の屬吏輩年始歳末の贈品、又事後に土宜を以て謝を受る事等は、官措いて問ふ所あらざりき、將た收賄に至りては、其人にありて今之を例證しがたし。當時關東郡代木村甲斐守、部民より贈物の義に付上申せし書ありたるも、幕府の末造有司の議に上るに至らず、今知るに由なし。

茲に弘化年間代官佐々木道太郎の屬吏、手に渡邊玄藏と云ふ者あり、甲斐の谷村（石和の支應）に在勤し、或る訴訟を審定するに方り、曲者と認むるものより事に托して、金品を贈り暗に訴旨を張んとす、玄藏之を斥け且諭して曰く、試に思へ今吾汝を曲庇せんとするも如何せん事若し發露せば、罰忽ち至り官職を失ひ食祿に離れ一家の亡滅踵を回らさず、其時に至り此金能く一家を支持するに足る乎、吾家資薄しと雖も豈亦如此ものならんや、汝敢て此望を抱かば更に若干の黄白を積み、其額吾家計を保全するを得ば足りなん、吾誓て汝に勝算を與へん、退て牙籌に問へと贈者背に汗し忸怩として去る。玄藏の言や一片の諧謔に過ぎずと雖も頗る價值あり、若假に此曲者をして冠履顛倒の裁決を與へん乎、一方の正者亦有血の人なり、争が屈從して黙々に附し去らん、昔時は今日の如く控訴上告等の

法則なしと雖も、絶て訴冤の道なきにあらず、必ずや奮起する處あらん、夫如此原被の敵手あるは論を俟たず、假令敵手なき事件と雖も、收賄を以て事を執るは賊吏なり、苟も身官に在るもの各聲譽を重んじ家系を顧み誰か此劣策を敢てするものあらん、然りと雖も或は目前の小利に眩し、一身を忘るるの徒なきに非ず、是等は全く其人に在りて儔ひ稀なりと云ふべし、世人往々舊幕府を目し收賄を以て常とするが如く、喋々するものありと雖も、皆其現實に疎にして猥に猜疑を容るゝに外ならず、止めよ一を以て萬を誣ふることを。

奉職雜件

舊幕の縣吏他一般の役員も。が拜命の順序は、其官級の上下に依り、大同小異あり茲に代官拜命の一例を掲ぐ。
召狀 頭支配所屬長官より前日召狀を傳達せらる、之を受けば親戚知友へ通報す其文例左の如し。



御用之儀有之候間服紗小袖麻上下着用、明五日期五ツ半時御殿へ可

罷出候。

酉

三月四日

鍋田三郎右衛門様

安藤傳藏

此處裏へ糊貼ス

以剪紙啓上仕候、然者私儀御用有之候間、明五日朝五ツ半時御殿へ
可罷出旨、何之誰殿被申渡御用之程は難計候得共難有仕合奉存候、
右御吹聽申上候以上

酉

三月四日

(召命の良否は、時間の遅速を以て豫
知するを得、五ツ半時は榮進なり。)

拜命 當日辭命を受くれば、殿中御沙汰書と唱る日誌に登録するが故に、即日諸方に傳播す。
此御沙汰書なるものは諸侯伯より、旗下諸大夫布衣目見以上席以上席以上は目見席に亞ぎ、殿中出仕のと
き座室の定りある家格のものを云ふ。

迄の輩に係る叙任黜陟、褒賞、赴任、出張等の任命を記載する日誌にして之が閱覽を望むものは坊
主殿中出仕者の間に立ち、進退を周旋
するの職員にして、御坊主と云ふ。に囑托して謄本を需むるなり。

御沙汰書

三月五日

寄場奉行

安藤傳藏

五萬石高御代官被仰付之。

右於御右筆部屋椽みんがわ頼、老中列坐紀伊守申渡之、若年寄中待坐。

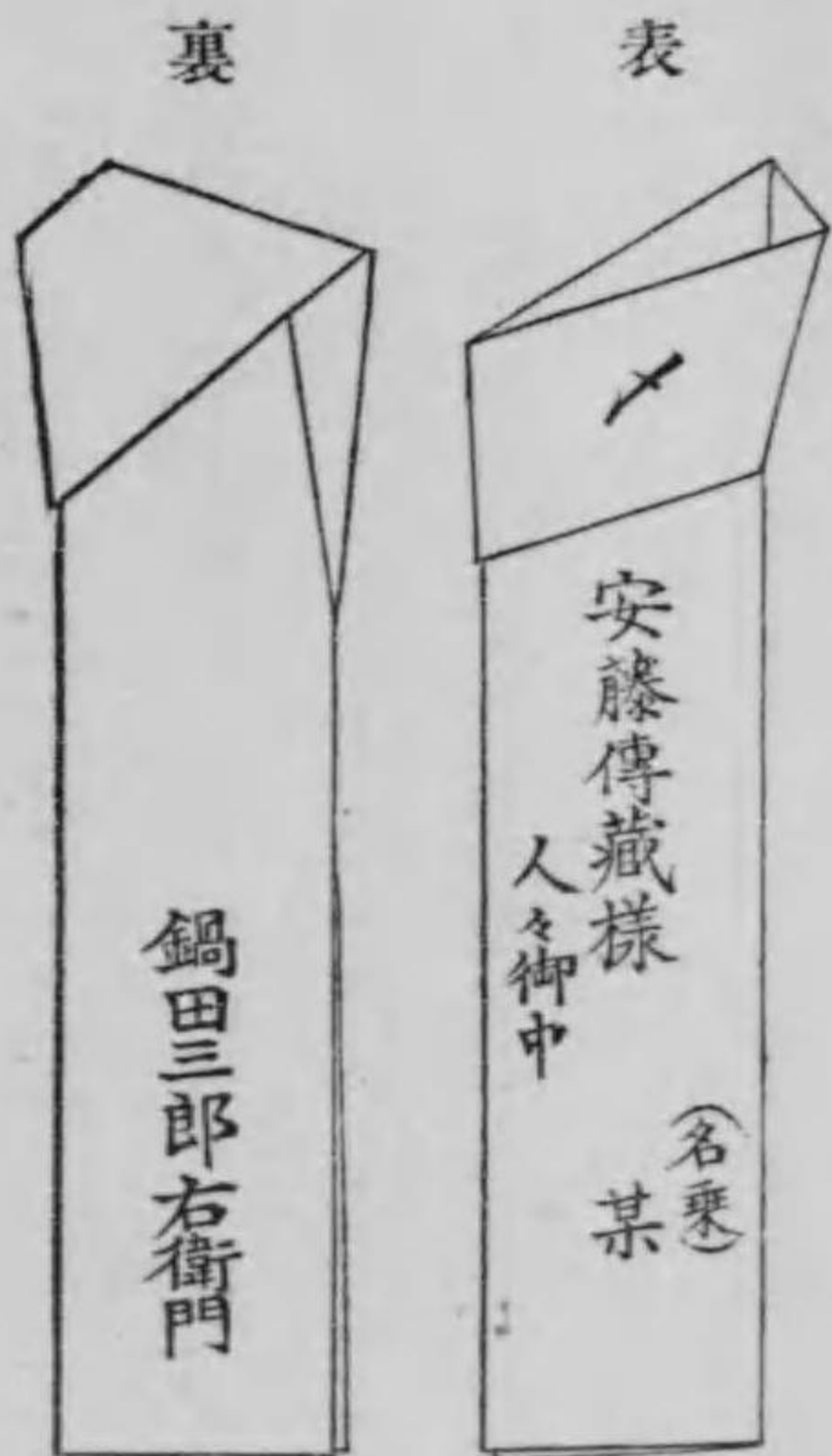
禮廻並祝賀。

拜命の當日退朝の際、若くは後三日の内に老中、勘定奉行、其他關係の上官へ、
御禮廻りと唱へ廻勤するを例とす。自邸に於ては親戚知友等參會し主人の退出を迎へ祝賀を表す、主
人は宴を開きて之を饗するを例とす。

榮轉に關し私交上祝詞を贈答するには、結狀むすびがた又は剪紙きりかみを以てす結び狀の一例を掲ぐ。

奉職雜件

用紙奉書又は糊入紙全紙一枚を以てす。



一筆啓上仕候、然者今般結構被爲蒙
 仰、目出度御儀奉存候、隨而輕微之至に御座候得共、交魚壹籠入
 貴覽候、御祝納可被下候聊御歡申上候驗迄に御座候、恐惶謹言。

三月五日

五

答禮狀も體裁總て前に同じ、故に文例のみを掲ぐ。

一筆啓上仕候、然者今般不存寄結構被仰付候節者、見事之鮮魚御祝被下、難有仕合
 奉存候、隨て内祝之驗迄、申付候鳥之子餅一重、勝男武士壹連、入貴覽候、御祝納
 可被下候、恐惶謹言。

赴任。 任地へ出發に先ち、將軍謁を許され時服を賜ふ、之を御暇拜領物と云ふ。

御沙汰書

御代官

安藤傳藏

時服二

右支配所へ罷越候に付被下之。

着服制度。 舊幕時代儀式禮節に係る着服は、諸侯伯、諸役員、旗下の臣僚、一般に互る制度あり、右官級相當の制服を用ゆ、今郡代、代官等に係るを略抄し、年中の制度左の如し但月日は舊曆と知るべし。

正月元日、二日、裝束。

奉職雜件

三日長袴。

六日大紋。

七日迄、番々の面々熨斗目小袖。

十一日、具足開御給士、熨斗目半上下。

十五日、熨斗目半上下。

八日、十七日、廿日、廿四日、供奉の面々大紋。

三月三日、熨斗目長上下。

四月朔日、片色袷熨斗目今日より足袋無用。

十七日、廿日、供奉大紋。

五月五日、染帷子長上下。

六月十六日、同斷。

七月七日、白帷子長上下。

盆中、上野、増上寺、參拜白帷子。

八月朔日、白帷子長上下。

九月朔日より八日迄袷。

九日、染小袖長上下。

九日より足袋用。

御馳走御能の節。御前の面々熨斗目長上下。

御慰御能の時は半袴。

本文は其大略を示したるものにて、儀式の輕重大小に依り、品質及び色目等數種ありて、最も慎重を加ふべきものなり。熨斗目も腰明あり、無地なるあり縹あり、普通は腰明なり。大紋、素襖、長上下、半上下、何れも內衣は、熨斗目を着す。衣冠は下襲に白平緋を用ゆ。大紋は布直垂なり、素襖長袴に類せり、其紋を大ひにする故に大紋といふ。烏帽子は風折、掛緒は紙捻なり。素襖は侍烏帽子を着す、俗に納豆烏帽子といふ、寺院の檀越に對し、歳杓に配贈する、納豆を納る、曲げ物に似たるを以てなり。布衣着用の時は、素足、藁草履を本義とす。武家普通の禮服は、長上下、半上下なり、其質は諸麻、横麻、龍紋、緋、等なり、諸麻は昇級榮轉等の時に用ゆ。肩衣は冬は絹、裏緋、夏は緋、及紗等を用ゆ、色は黒又は茶、或は鼠小紋をも用ゆ。

着服諸制之圖

衣冠
諸大夫(從五位下朝散大夫)に叙せられし郡代の大禮服



布衣
六位に叙せられし郡代代官の大禮服



熨斗目
手附上下格以上一般の禮服にして次に掲ぐる布衣以下の禮服の下に着用するものなれば別に圖を付せず

白帷子(無紋)
同上一般の禮服にして(熨斗目に對するもの)夏服なり亦圖を付せず

火事装束
一般の非常服にして品質裝飾に於て高下の差あるのみ下敷のものは陣笠を用ゆ袴は小袴或は野袴等を用ゆ



長合羽
平常雨天の通勤等に用ゆ



素襖長袴
無位代官の大禮服



長上下
代官以上の中禮服



麻上下
手附手代の禮服但本服は四民に通じて用ゆ



繼上下(肩衣半袴とも云ふ)
郡代代官及び手附手代の普請役格以上一般平常の勤務服



羽織袴
手附(普請役格にあらざる)及び手代平常の勤務服



其二

蓑

旅行巡回等雨雪の時は半合羽傘を用ゆ大雨なれば蓑油衣笠笠を用ゆ又大刀には桐油紙にて製したる包装を着く



股引半纏

上下に通じ一般の野服



裁付

同上



皺文革

大刀を革製の袋に藏め郡代代官は侍臣に手附手代は小者(従僕)に爲擔尙小者には赤紐の總を付けたる十手(逮捕具)を帶せしむ



乗物。代官年齢五十歳に至れば、登城の際大城門内の乗輿を許さる、然る時は目付監察の役名に對し通牒を要す、其文例左の如し。

一筆致啓上候、然者拙者儀五十歳相成候、右之段日本之神僞にて無御座候、依之乗物御斷申上候恐惶謹言。

支月日

御代官

何之誰印

何之誰殿

何之誰殿

夏足袋。例年四月一日より九月八日迄、陰殿中足袋を穿つを禁ず、然れども目見以上に限り目付へ通牒しおけば之を用ふることを得、其文例左の如し。

一筆致啓上候、然者拙者儀下冷致候に付、夏足袋相用候、此殿御斷申上候以上、

支月日

御代官

何之誰

神文狀 役員病氣の爲め缺勤するとき、當分の輕症なるものは同僚へ私狀を以て助勤を依頼し、尙上官へ届出を托し、若召喚に際し出頭する能はず、又は重病數旬に渉る如き時は、更に神文狀なるものを提出す、其一例左の如し。

私儀、此程來病氣の處、未だ寒熱往來甚敷、當分出勤難仕候、右之段日本之神僞にて無御座候、依之神文狀を以て御斷申上候以上。

支月日

何之誰

管轄地

徳川幕府に直隸して、其治化を被りたる土地を御料所と云ふ、此御料の字は古くより、王朝時代に用ひられし名稱なれども幕府も轉用して然唱へしならん、皇室より云はば借稱とも云はんか、然れども如此類尙他にもありしならん、故に幕政にありては、禁裏御料、仙洞御料、實地を稱するには、山科御料、或は嵯峨御料と云ふ。稱して幕領と分ちたり、普通單に御料と云へば幕領を併稱したるなり。

管轄地

新に代官を拜命するものは管轄高を五萬石とす、漸次累進して拾萬石餘に至る、之を本管とし、尙其所により一二萬石を増管せしむ、故に新任五萬石の代官と雖も、其實六七萬石以上を管す、其本管地を御代官所と云ひ、附管地を御預り所と云ふ、御預り所中に當分と、別廉當分との二種あり、而して本管附管地を總稱して支配所と云ふ。新に就任の國郡は豫め其所を定め先づ該所に赴任せしむ、其以降管轄地を増進するは其所に於てするもあれども多くは場所替と稱し、六萬石乃至七八萬石と順次定むる所の國郡へ移任せしめらるゝなり。

場所替は同高と増地の二種ありて、當任者の治蹟優劣によりて差あり、在任の年數も三四年なるあり、十年内外に至るあり、皆上司の監察に依る所なり。

代官の任所住居の第宅を概ね陣屋と稱す、蓋し戰國の餘習なるべし、屋敷役宅の稱もあり、前表に詳かなり。而して其屋敷にあるも役宅に在るも、在任と在府と區分するときは、在陣と稱するなり。

管轄地の江戸附近、及び武藏、相模、安房、上總、下總、常陸、上野、下野、關八州等にある代官は陣屋を設けず、
上野、下野は江戸を距る稍遠きを以て特
に岩鼻に眞岡に、陣屋を設け在任す。在府して事を執る、又管轄地の遠隔なるも前々より指定しある任地に限り、代官は在府し、屬吏手代を任地に在勤せしめ、檢見其他重要な事ある時に赴くものあり、其他は任地に在勤するを例とす。

幕料の郡村は、概ね郡代、代官に管轄せしむると雖も、従前の慣行に因り、御預り所として諸藩、及び旗下、又は支配所として各地奉行に、分轄せしむるものあり。

三都、並駿府は各町奉行、五港及び伏見、奈良、堺、山田、佐渡は各奉行、甲府は同所勤番支配、幕末町奉行を罷けり。に之を管轄せしむ。京、大阪、江戸、之を三都と云ひ、神奈川、是等の市街五街道宿驛にも、一は川子免許長崎、函館、兵庫、新潟之を五港と云ふ。と稱して租税を賦課せず、其偏隅にありて租税を課する土地は、兩支配と稱して、稅務のみ郡代、代官の管轄に屬するものあり。

高帳 新に郡代、代官に任せられ又は任地轉換のときは、其管轄すべき郡村の高、分割の都合に依り村名をも記す。等を明記し附與せらるゝものを御高帳と稱し、是を以て従前管轄せし郡代、代官に交渉し、高帳交付期日高帳交付を約し所屬を發して之を受領せしむ、左に高帳の一例を擧ぐ。已後三ヶ月、西國は四ヶ月。

某國某郡 (料紙西の内紙堅物)

一 高壹萬八千貳百三石七斗九升五合。

是は何之誰御代官所、當時何之誰別廉當分御預所之内より可受取分。

同國某郡

一高五萬四千九百三拾七石八斗七升五合。

是は右同斷

同國某郡

一高壹萬四千貳百六石八斗貳升四合。

是は何之誰元當分御預所、當時何之誰別廉當分御預所より可受取分。

中略

高合拾萬七百六拾九石六斗壹合。

是は其方御代官所可相成分。

右は此度増地場所替被仰付候に付、書面之通其方御代官所相成候間、何之誰へ相達、從當于支物成郷村受取之、御仕置可被申付候、存寄之儀於有之者重而可被相伺候以上。

年號于支月

御用に付無加印

横(田)源七

全

小(野)友五郎

全

青(山)金左衛門

日(下部)官之丞印

星(野)録三郎印

齋(藤)金之丞印

宮(田)管太郎印

小(高)登一郎印

小(田)又藏印

(此三名勘定吟味役)

御用に付無加印

鈴(木)大之進

池(野)勇一郎印

御用に付無加印

木(村)甲斐守印

(此四名勘定奉行)

立(田)主水正

全
松(平)石見守
竹(内)下野守印

何之誰_及

右御高帳寫引渡申候、郷村諸書物御引渡可被成候以上。

年月日

何之誰印

何之誰_及

舊幕料地高 舊幕の料地石高、及び管理者の區分氏名等左の如し、但天保九年の調査に由る。

代郡	代官	役所々在地	支配地	石高
小堀主税	京	京都	山城、和泉、丹波、河内、攝津、播磨	九萬六千四百六拾九石九斗三升壹合三勺三才
角倉帶刀	京	京都	山城	二百四拾六石壹斗五升壹合壹勺
木村宗右衛門	京	京都	大和、河内	三萬八百七石壹斗三升五勺
上林六郎	山城	宇治	山城、河内	貳萬五百三拾壹石九斗壹升九合八勺

竹垣三右衛門	五條	大和	和	六萬千七百三拾貳石三斗三升六勺
池田岩之丞	大阪	谷町	攝津、河内、播磨	七萬九千四百拾七石貳斗九升四勺壹才
築山茂左衛門	大阪	鈴木町	攝津、河内、和泉	七萬貳千六百七石貳斗七升壹合
石原清左衛門	近江	大津	大和、河内、和泉、攝津、播磨、近江	拾萬千八百八拾三石九斗八升壹合六勺四才
多羅尾久右衛門	近江	信樂	近江、美濃、伊勢	五萬五千三百五拾四石七斗八升三合八勺二才
柴田善之丞	美濃	笠松	美濃、伊勢	拾萬百五拾四石五斗八升四合八勺壹才
小笠原信助	遠江	中泉	三河、遠江	六萬三千九百五拾八石九斗八升貳合七勺
岸本十輔	駿府	十輔	遠江、駿河、信濃	八萬百四石六斗三合四勺
松坂三郎右衛門	甲府	三郎	甲斐	八萬四千五百四拾石四斗五合
小林藤之助	市川	藤之助	甲斐	七萬九千六百八拾貳石六斗五升壹合三勺五才
篠本彦次郎	石和	彦次郎	甲斐	五萬七千八百貳拾九石五升四合貳勺九才
江川太郎左衛門	伊豆	左衛門	甲斐、伊豆、相模、駿河、武藏	八萬四千百拾七石八斗貳升貳合六勺七才

管轄地

中村八太夫	江戶馬喰町	武藏、相模	拾三萬四千九百貳拾三石八斗壹升八合四勺貳才
山田茂左衛門	全	武藏、下總	拾壹萬貳千四百四拾七石三斗貳升三合壹勺七才
伊奈半左衛門	全	武藏	拾萬五千七石貳斗八升九合
山本大膳	在府	武藏、上野、下野	拾三萬四千九百九拾壹石三斗壹升七合七勺七才
川崎平右衛門	下野真岡	下總、上野、下野、常陸	九萬四千六百三拾三石六斗九升五合七勺五才
羽倉外記	在府	下總、上野、下野	八萬五千七百六拾三石九升三合八勺貳才
伊奈友之助	全	下總、下野、常陸	八萬八千五百三拾石七斗四升六合四才
林金五郎	全	下總、常陸	八萬五千七百七拾貳石四升貳合五勺九才
森覺藏	全	安房、上總、下總	八萬七千五百四拾四石八斗八合四勺八才
野村彦右衛門	桑折	陸奥	八萬六千貳百三拾九石四斗七升九合六才
島田帶刀	小名濱	陸奥	八萬三千七百八拾三石壹升三合八才
篠田藤四郎	陸奥塙	陸奥、常陸	五萬七千貳百九拾六石五斗八升四合貳勺三才

平岡文次郎	越後水原	陸奥、越後	拾萬六千四百四拾八石八斗九升四合
添田一郎次	柴橋	出羽	六萬九千九百五拾七石四斗壹升三合六勺四才
大貫次右衛門	尾花澤	出羽	七萬八千九拾九石四斗貳升六合貳勺
大原左近	信濃中之條	信濃、上野	六萬九千五百七拾四石七斗七升八合貳勺五才
岡本忠次郎	中野	信濃	五萬四千貳百九拾八石壹斗貳升五合貳勺
平岡熊太郎	越後川浦	信濃、越後	五萬三千七百四拾七石七斗八升三合六勺四才
大井帶刀	飛騨高山	飛騨、越前、美濃、加賀、越前白山麓	拾壹萬四千五拾貳石四斗 升六合壹勺八才
青山九八郎	出雲崎	越後	七萬三千三百八拾八石六斗六升五合五勺五才
和田主馬	丹後久美濱	丹後、但馬	六萬七千七百四拾四石七斗三升壹合九勺貳才
高山又藏	備中倉敷	備中、美作、讃岐	六萬三千七百三石三斗三升七合八勺九才
大草太郎左衛門	但馬生野	但馬美作	七萬四千零八拾三石九斗五升四合
岩田銀三郎	石見大森	備後石見	七萬八千六百九拾五石六斗壹升八合

寺	西蔵太	豐後日田	豐前、豐後、日向	拾壹萬七千五百三拾四石四合貳勺八才
高木	作右衛門	肥前長崎	肥前、肥後、筑前	三萬六千六百七拾七石貳斗七合七勺貳才
計				三百貳拾八萬千五百七拾八石五斗貳合貳勺七才

遠國奉行及び諸家預り所

氏名	在	所	預り地	石	高
伏見奉行	伏見	山	城	五千百六拾六石六斗八升貳合	
岡部内膳正	岸和田	和泉		壹萬千貳百六拾七石五斗九升四勺	
植村出羽守	高取	大和		四萬八千五百五拾五石三斗三升八合九勺四才	
永井飛騨守	攝津高槻	攝津、河内		四萬七千四百四拾貳石五斗八升五合四勺七才	
加藤遠江守	伊豫大洲	攝津、河内		千三百五拾四石九斗八升五合	
浦賀奉行	浦賀	相模		六千五百拾七石三斗八升貳合九勺九才	
松平肥後守	陸奥會津	陸奥、下野、越後		八萬八千四百三拾壹石四斗三升七合八勺四才	

管轄地

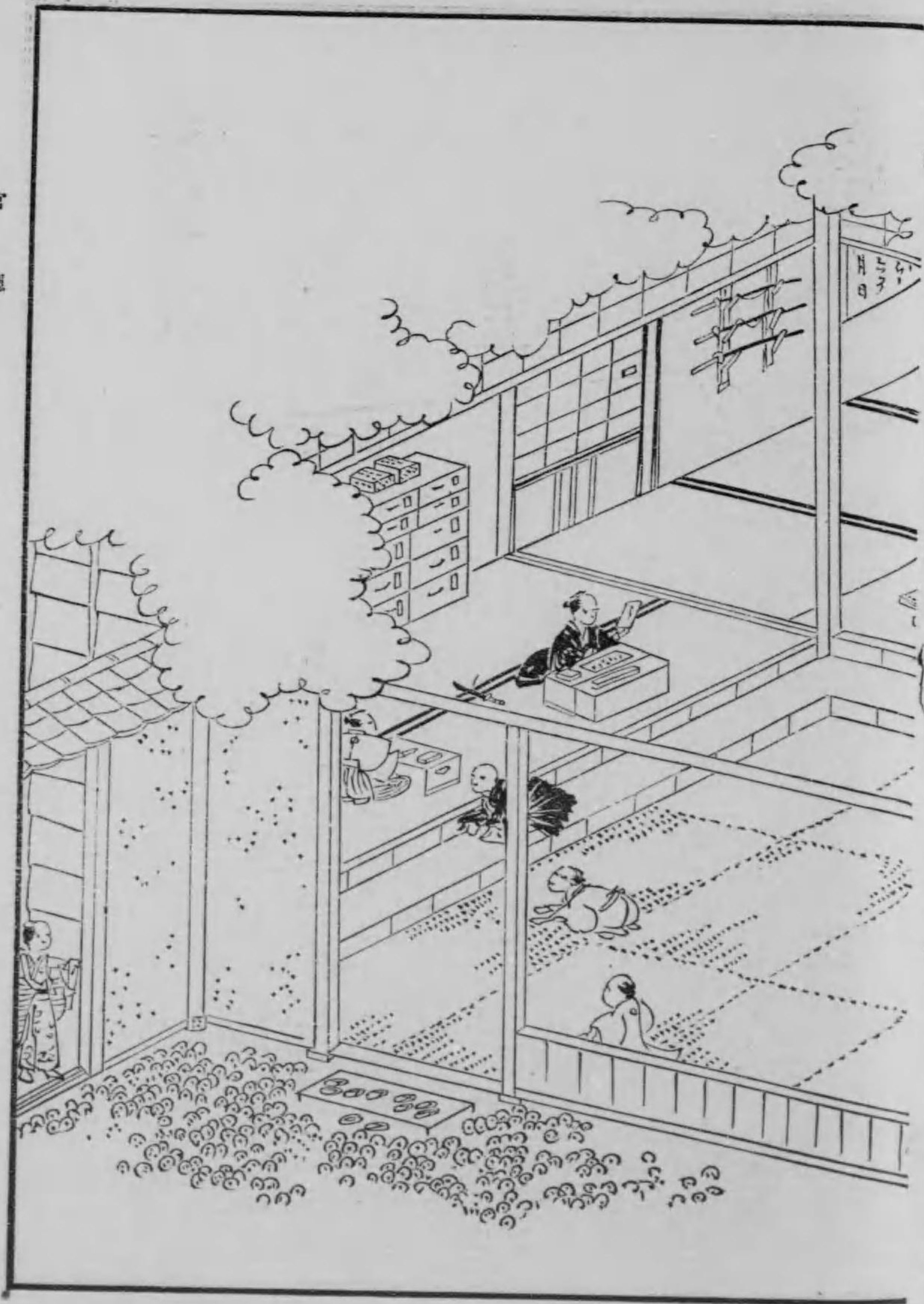
上杉彈正大弼	出羽米澤	出羽、越後	五萬五千三百九拾四石六升六勺貳才
酒井左衛門尉	庄内	出羽	貳萬七千六百六拾八石六斗八升貳合七勺六才
松平越中守	伊勢桑名	越後	五萬千三百三拾六石三斗貳升七合七勺七才
榊原式部大輔	高田	越後	五萬貳千九百七拾八石七斗三升四合
溝口主膳正	新發田	越後	壹萬四千九百九拾六石六斗四合四勺
佐渡奉行	佐渡	越後	拾三萬貳千五百拾貳石六斗六升六合
眞田信濃守	松代	信濃	七千四百四拾五石壹斗貳升
松平丹波守	松本	信濃	五萬四千百拾壹石七斗貳升壹合壹勺
交代寄合 知久主殿	阿島	信濃	八千八百八拾七石四斗壹升四合
御樽木山支配 千村平右衛門	美濃久々利	信濃	六千貳百八拾七石八斗貳升八合
戸田采女正	大垣	美濃	六萬九千三百五拾三石八斗四升八合八勺貳才
毛利源内	八神	美濃	千三百五拾六石九斗三升貳合

松平越前守	福井	越前	四萬五千三百三拾三石貳斗七升壹合
松平三河守	津山	美作	壹萬六千六百八拾壹石六斗貳升貳合
松平出羽守	出雲松江	隱岐	壹萬貳千五百六拾貳石八斗三升七合
臨坂中務大輔	播磨龍野	美作、備中、播磨	五萬千五百九拾九石八斗九升壹合七勺
松平伊豫守	備前岡山	備中	五千九拾貳石八斗七升八合
松平隱岐守	伊豫松山	伊豫、讃岐	貳萬五千七拾六石八斗貳升貳合八勺
立花左近將監	柳川	筑後	壹萬四千八百五拾壹石七斗貳升九合八勺
松平主殿頭	肥前島原	豊後	壹萬四千五百貳拾七石七斗六合五勺貳才
松平加賀守	加賀金澤	能登	壹萬四千八拾壹石壹斗三升七合貳勺
毛利伊勢守	佐伯	豊後	貳千四百拾三石七斗貳升四合
小笠原佐渡守	唐津	肥前	壹萬六千九百貳拾五石貳斗六升三合
相良遠江守	肥後人吉	日向	五百九拾石壹斗八升八合三勺

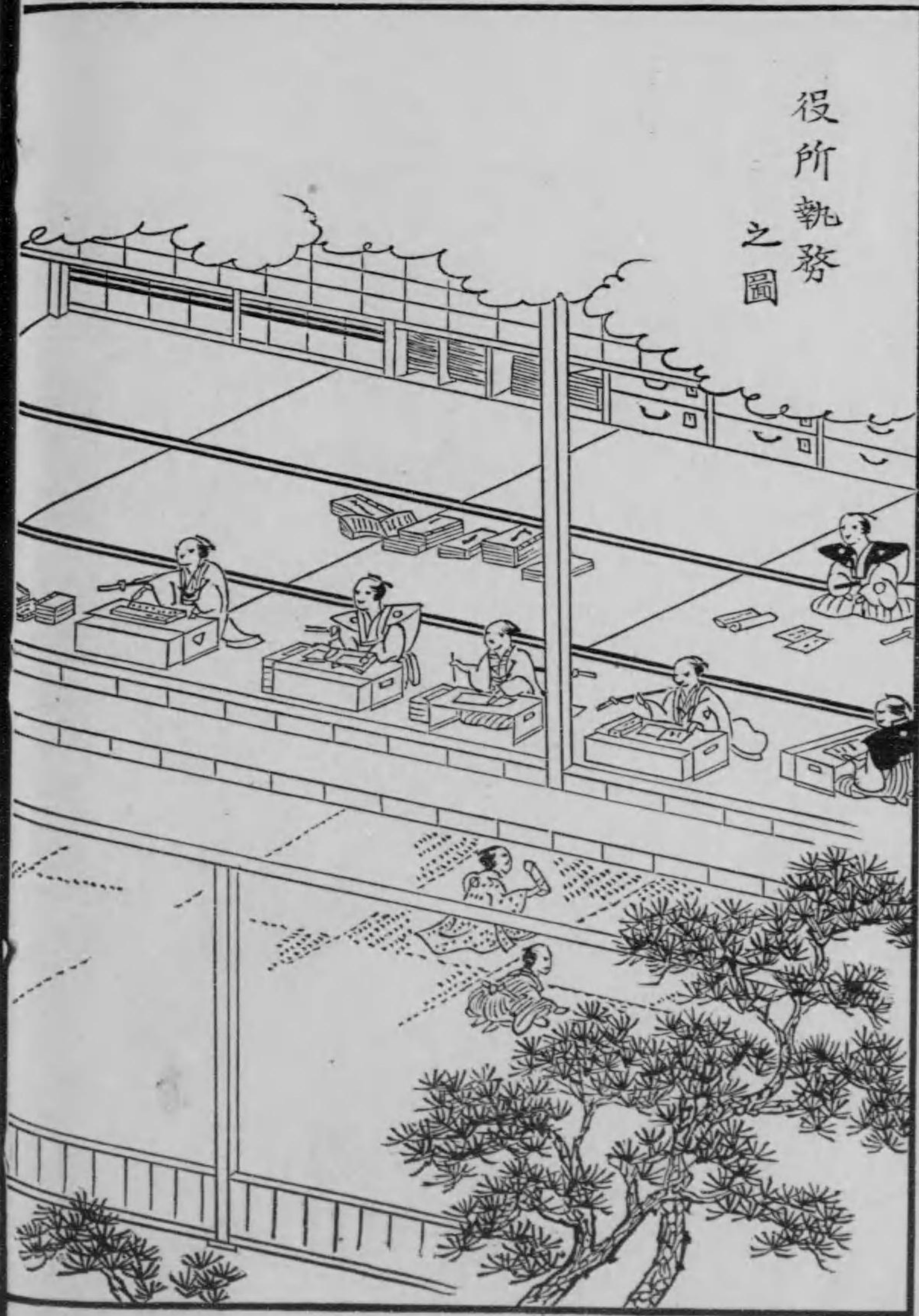
計	九拾萬七千五百九拾三石壹升三合四勺三才
合計	四百拾八萬九千七百七拾壹石五斗壹升五合七勺

舊幕府の所領高八百萬石にして旗下の士八萬騎なりとは、久しく人口に膾炙して世間に稱道する所たり、而して前掲の表に據れば所領高四百拾八萬石餘にして八百萬石の半額強なり、他の半額弱は連枝の領知、社寺の朱印地、旗下の知行、與力の給知、所司代其他の役知等を併せて、算するものなる歟、旗下八萬騎の數と共に其事實如何を知るに由なし。蓋天正十八年八月徳川家康の關東へ入部ありし故事を祝して、江戸市街をも八百八町と云ふが如き單に大數を示したるものならん。因に前記以外の全國石高を調査せしに大概下の如し、諸侯の領分千八百八拾六萬石餘、三卿^{田安、橋本、清水}の領知三拾萬石、京都所司代、大阪及び駿府城代、甲府勤番支配の役知、貳萬四千石、社寺の朱印地貳拾六萬五千九百六拾四石六升貳合、^{寛文朱印帳}禁裏御料拾萬石、宮門跡領四萬六千貳百六拾五石九斗、堂上方家領四萬千五百五拾壹石、^{雲上、明覽}萬石以下旗下の知行貳百六拾萬六千五百四拾五石、^{文化年間、三宅土佐守家來某編せし懐中道知便に據る}合計貳千貳百貳拾四萬三千九百貳拾五石九斗六升二合なり。

官廳



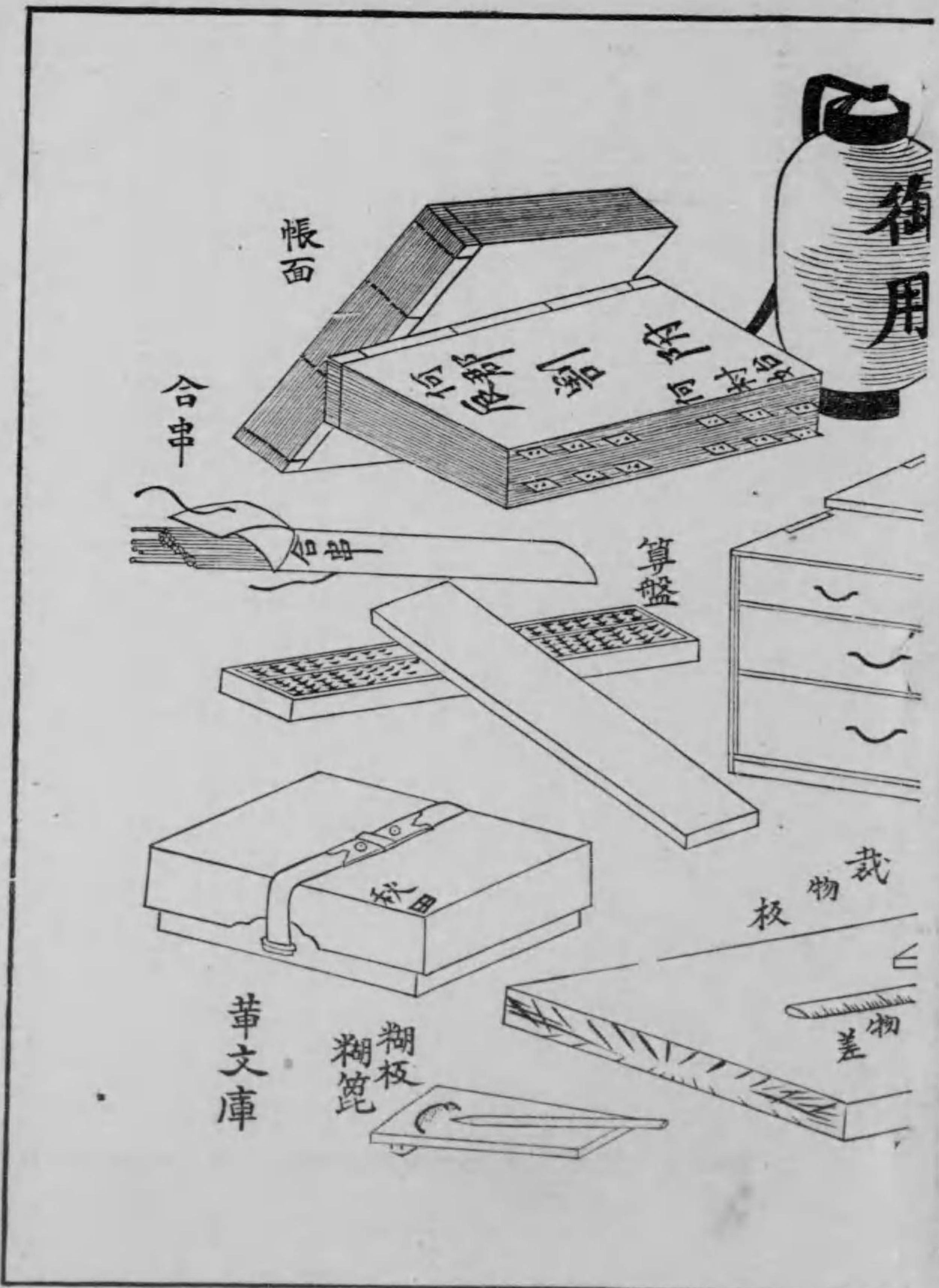
役所執務之圖



役所要具之圖



弓張焜灯



公務を處理する所を役所と云ひ、各任地にあるを陣屋、又は屋敷、役宅と稱し、其中に役所を置く、
代官の住居を本陣と云ひ、屬吏手代の寄寓する家屋を長屋、又は小屋と云ふ。

江戸附近を管する代官は馬喰町の役宅、俗に郡代屋敷と云ふ、今の日本橋區馬喰町四丁目の方にあり、邸地八千餘坪にして、代官の住居、及役所の外貨附、並に鷹野等の事務所あり。に其稍遠距離の管地にして、陣屋なきは各自府下の私邸に於て執務し、江戸市街に接する郡村を管する、之を俗に外地廻りと稱せり。又任地には屬吏のみを移住せしめ、代官は常に江戸に在りて、檢見其他重要な事ある時任地に赴くものあり、併せて之を在府と云ひ、代々(世襲)代官は其任地の役宅、若くは自邸に、其他は各任地の陣屋に、屬吏と共に在りて執務す、之を在陣と云ふ。

任地に在るものは任地を本廳とし、江戸の私邸に支廳を置く、之を留守居役所と云ふ、
本廳の所在地を元陣屋と稱し、遠距離にある支廳を出張陣屋と稱す。

郡代、代官新に拜任の時、(馬喰町役宅住居を除く)御役拜借と稱し、所定の金額年賦を以て借下げ、私邸に役所、及訴所(人民を出頭せしむる所)假牢、(留置所の類)等を設け、屬吏を分置して、勘定所を始め他の諸役所の交渉、其他一般の事務を處辨する所とす。

陣屋及び諸建物の營築、及修繕等は寛延以後は民費とす、其創建に係る建坪二百三拾坪を超へ、及び大破の修繕等は、特に勘定所の裁可を請ふものとす。

雑話 郡代、代官は論を俟たず、手附手代及び其家族輩が、陣屋に在勤居住するや、時として神社佛閣勝地等へ微行することなきにあらずと雖も、他は公用にあらずして、一切郭外へ出るを得ず、況や割烹店の類へ出入するは最禁する所たり、陣内に在りても謠曲彈琴講談の外、歌舞三絃等の遊興を嚴禁せるが故に、婦女子の如きは赴任當初より移轉に至る、數年間一回だも陣屋の門限を踏まざるものなきに非ずと云ふ。但三都及び各地奉行所々在地、(駿府甲府の類)の如き他管地に、陣屋ありて在勤するものは、官宅内の遊興を禁ずるのみ稍寛裕なるものあり。

經費

郡代、代官の職務に要する手附の手當、手代の給料を始め、諸般の用途に充つる、一切の經費を諸入用と云ふ。

往古は各郡村の正租米金の額に應じ口米永と稱し、米は本米壹石に三升、金は本永壹貫文、今の三拾文 其國により差違あり、租を賦課し之を經費として下附せられたりしを、享保十年より之を廢止し、管轄地の石高に依り諸入用と稱し、別途に支給せらるゝことゝなれり、但諸藩諸家の預り所と唱へ、管轄せしむるものは、舊制を改めず。

諸入用は金と扶持米との兩種を以てす、扶持の壹人分は一日玄米五合とす、初任五萬石高代官は、同高に對する諸入用金五百五拾兩七拾人扶持とし、以上管轄高を増加するに従ひ、每壹萬石に金五拾兩拾人扶持を増給せらる、但國の遠近に因り差あり其規定の詳細は左の如し。

諸入用渡方定書

山城	大和	攝津	河内	和泉
播磨	近江	美濃	伊勢	三河
駿河	遠江	飛驒	信濃	越前
武藏	相模	下總	安房	上總
常陸	上野	下野	伊豆	甲斐
陸奥	出羽	越後	加賀	能登
佐渡				

高五萬石に付

金五百五拾兩
米七拾人扶持

但壹萬石に付

金百拾兩
米拾四人扶持

備後	備中	美作	丹後	丹波
石見	但馬	安藝	伊豫	隱岐
讚岐				

高五萬石に付

金六百貳拾兩
米七拾人扶持

但壹萬石に付

金百貳拾四兩
米拾四人扶持

豊後	豊前	筑前	筑後	肥前
肥後	日向			

高五萬石に付

金七百兩
米七拾人扶持

但壹萬石に付

金百四拾兩
米拾四人扶持

右割合を以て

高三萬石より内は

三萬石分の入用被下之

高三萬石餘は

四萬石分の入用被下之

高四萬石餘は

五萬石分の入用被下之

經費

一高五萬石餘の分、壹萬石に付金五拾兩米拾人扶持の割合を以て、支配所高に應し被下之。

但五千石以下は、四千九百石迄は不被下、五千石餘は、右壹萬石の入用米金可被下之。

一壹ヶ年入用米金二月七月十一月三度に可相渡。

但銀遣の場所は、入用渡候節相場を以て、銀にて可相渡候。

一御代官御免、又は相果候節は、右入用米金月割を以て、相勤候月迄の分可被下間、兼て其心得を以て諸入用手代給金等可相渡候。

一跡御代官被仰付候は、右入用月割を以て、御役被仰付候月より可被下候。

一上知受取、又は知行渡の義、假令は五萬四千石の御代官上知千石受取、又は五萬五千石の御代官、千石知行に渡し候類には、壹萬石分の御入用の義、月割を以て可令増減事。

一御代官御役被仰付候節、又は類焼の節拜借の義、只今迄の通御貸渡、右返納年賦殘候内相果候はば、殘の分棄捐に成候事。

右御代官諸入用只今迄は、高五萬石に金六百兩七拾人扶持づつ被下候處、向後書面の通被下候間、可被得其意候。

享保二十一年三月

右に添ひたる

御代官入用積書

一元締手代二人	給金六拾兩 拾人扶持	但壹人三拾兩 五人扶持
一並手代八人	同百六拾兩 拾人扶持	但壹人貳拾兩 五人扶持
一書役貳人	同拾人扶持	但壹人五兩 壹人扶持
一侍三人	同拾兩貳分 三人扶持	但壹人三兩貳分 壹人扶持
一勝手賄人壹人	同五兩 一人扶持	

一 足輕壹人

同 三人扶持

一 中間拾參人

同 貳拾六兩
拾三人扶持

但 壹人貳兩
壹人扶持

小 以 金貳百七拾四兩貳分
米七拾人扶持

一 金貳拾兩

手代在方へ遣候入用

是は御年貢金取立、其外品々御用に付、道中往來駄賃、旅籠代、逗留入用。

一 金拾五兩

米拵廻米津出に付改手代入用

是は御年貢米取立、其外品々御用に付、道中往來駄賃、旅籠、在方逗留入用。

一 金五拾五兩

檢見に付道中並在方逗留入用

是は道中往來駄賃錢の類、並在方五十日逗留致し候内、飯代其外入用。

一 金貳拾兩貳分

飛脚入用

是は御用に付支配所へ差越候入用。

一 金參拾五兩

筆墨紙蠟燭等入用

一 金四拾兩

江戸 陣屋 油薪炭用

一 金九拾兩

御役勤に付諸入用

貳拾五兩

家來貳拾人鹽憎代。

内貳拾五兩

手代御用に付相詰候節飯料。

四拾兩

御用に付寄合諸道具、總修覆料其外、品々雜用。

小 以 金貳百七拾五兩貳分

高五萬石に付

合 金五百五拾兩
米七拾人扶持

高壹萬石に付 金百拾兩
拾四人扶持

五萬石より相増候分は壹萬石に付

金五拾兩
拾人扶持被下候積り。

是は高壹萬石に付手代貳人分、金四拾兩拾人扶持、諸雜用金拾兩之積。

以 上

經 費

辰 三月

諸入用遣拂定書 諸入用は支配所の石高に應じ、所定の米金を代官に給與し、公費一切を負擔せしむるものなれば、内部の支出は、各代官役所限に規定する例なり。茲に竹垣三右衛門役所に於て規定せる一例を左に掲出す。

諸入用遣拂定書(金一兩即ち一圓を四分したるを一分とす銀は六十分を以て一兩に換ふ錢の一文は今の一毛なり)

- 一 陣屋へ引越、並檢見其外、廻村往返道中人馬賃、支配所内除之、他領は御定の賃錢相拂、旅籠一泊貳百文晝食半旅籠、行掛の節は見計相拂、供廻侍、旅籠代百四拾八文、足輕、中間百三拾貳文、晝食半旅籠相拂候節は草鞋代貳拾四文相渡、行掛晝食は草鞋代とも一日百文宛、手當銀五分宛相渡支配所通行の節は木錢米代相拂候に付、草鞋代手當計可相渡事。
- 一 支配所廻村中は、供方へ手當は不相渡、草鞋代貳拾四文宛可相渡事。
- 一 逗留手賄の義、飯米炭薪味噌燈油は入用次第買上、賄一日銀六分、供廻一日壹人銀三分宛の當を以て相賄、着立當日は、先方へ賄方可申付事。
- 一 陣屋へ引越の節、用人へ支度金貳分、侍壹人金壹分貳朱、中間壹人金貳朱宛相渡臨時旅御用は格別、陣屋より檢見の節支度金相渡さる事。

一 見送出迎の者へ酒膳差出方の儀は、其時々相計ひ目錄等は、手元より差出候義も可有之に付格外の事。

一 江戸詰の者長屋住居に候はば疊建具等補理相渡、破損所有之節は元締の者見分の上取繕可申付、疊の義は三ヶ年目に表替可致事。

一 外宅の者宿代元締加判とも一ヶ月金壹分貳朱宛、其外は金壹分宛、拜領屋敷有之手附並無足出役の者、親並縁者同宿の分は、宿代不相渡、別宅いたし候者へは手代同様宿代可相渡事。(貳朱は一分の半額)

一 引越支度金手當其外入用立方左の通

支度手當

金五兩

本馬五疋

人足四人

元締壹人分

但獨身に候得は金壹兩馬壹疋減。

同

經費

金四兩

本馬四疋

人足三人

但右同斷

同

金三兩

本馬三疋

人足貳人

同

金壹兩貳分

本馬壹疋

但名目手代金貳分人足壹人増。

役所詰壹人分

加判壹人分

平壹人分

右の通相渡、親並乳母有之分は、本文の外別段人足貳人宛相渡候積、川越渡船貸錢右人馬の當りを以可相渡事。

但場所替にて、陣屋より陣屋へ引越候歟、又は出府致し候ても、直に陣屋詰に相成候分は、支度金不相渡候事。

一旅籠代上壹人一泊百四拾八文壹晝百文宛、家内人數に應じ相渡下一人一泊百三拾貳文一晝草鞋代共百文宛、手附手代晝役共草鞋代は不相渡、手當一日銀壹匁宛、小者銀五分宛可相渡事。

但七歳以下四歳迄の小兒、旅籠晝食共半減。

一足輕小使引越支度、手當金貳分、下小使は金壹分貳朱相渡、荷物に隨ひ輕尻馬壹疋、又は人足壹人賃錢可相渡事。

但旅籠、晝食、草鞋代、手當共小者同様可相渡事。

一勝手に依、願出府いたし候者へは、道中手當相渡さる事。

一陣屋へ江戸詰の者、立歸の積罷越候節、並陣屋詰の者出府の節は、元締並加判は、支度金壹兩貳分、本馬貳疋、人足貳人、平手代は、金壹兩壹分、本馬壹疋、人足壹人、名目手代は晝役並見習共、金三分、本馬壹疋、相渡旅籠、晝食代、手當共、引越の節同様可相渡事。

一右の者陣屋並江戸役所逗留、又は親類縁者に同居逗留中、上下一日米七合五夕、銀三分宛賄代、菜代錢拾貳文宛可相渡事。

但逗留中手當は不相渡、且御用相濟三日の間逗留は不苦、其餘勝手に付逗留日數は、賄代不相渡事。

一前同斷役所詰、並足輕、小使、下小使、逗留中一日壹人米五合賄代銀三分、菜代役所詰は一ヶ月錢四百文、足輕、小使、下小使、一ヶ月錢百四拾八文の割を以、相渡湯呑所にて相賄、燈油は別段買上可相渡事。

一江戸往返並在出の節、御用荷物相嵩候節は、別段人馬賃錢可相立事。

一在出の節他支配他領、本馬壹疋、駄賃錢、旅籠晝食共前同斷、支配所は木錢米代相拂、出立より歸着迄爲手當一日銀五分宛、草鞋代貳拾四文相渡、足輕壹人銀三分相渡、小者手當は不相渡、草鞋代貳拾四文宛可相渡事。

但御用の品により逗留罷在候は、逗留の日數は草鞋代不相渡、足輕も小者も同様、且又雜用仕上の儀歸着翌日より三日の内可仕上事。

一役所詰の者在出の節は、下小使又は中間の内小者に召連、差支の節は雇小者相立可申事。

但下小使並中間共小者同様草鞋代相渡、雇小者の義は一日草鞋代共百貳拾四文相立候事。

一陣屋最寄三里以上日歸廻村の節は、辨當代一日銀三匁宛可相渡事。

一筆墨代陣屋詰江戸詰共、壹人金壹分づゝ、役所詰壹人金貳分宛可相渡事。

一役所詰、並足輕、小使、門番、貳人扶持の内壹人扶持は石壹兩替を以て月々代金相渡、壹人扶持は御藏庭拂直段を以て諸入用渡りの度々相渡候事。

一役所詰菜代壹ヶ月錢四百文宛、小使、下小使壹ヶ月錢百四拾八文宛可相渡事。

一御勘定所定出役袴代として、壹ヶ年金貳兩可相渡事。

一傳奏御賄元掛被仰付候節、出役へ上下代金壹兩、取人の節は金貳分可相渡事。

一御廻米並買納米御藏出役、辨當代手當共、水揚計りに候得ば、一日銀五分、納の節は早朝より終日相掛候に付、銀壹匁宛、小菅納屋出役の節は、銀三匁相渡、淺草本所御藏出役、不手間取一と通りの出役は、手當不相渡事。

一御藏前休足所水茶屋へ茶代、壹ヶ年金壹分差遣候事。

一正月七日江戸役所御用始に付、酒吸物肴三種位、凡代金貳分を以て、態と一統へ爲相祝、膳部代金壹人金貳匁宛、小使は三百文、下小使百文可相渡事。

但御役日は手元内祝に付、江戸詰へは不差出、其外五節句、八朔、初午には酒差出さる事。
一陣屋、江戸役所、茶代壹ヶ月錢貳百文相拂可申事。

- 一 書役部屋、湯呑所、貳ヶ所燈油、壹ヶ月壹升宛の當を以て入用丈け可相渡事。
- 一 焚炭の義、正、二、三、十一、十二、ベ五ヶ月は拾七俵、四月より十月迄七ヶ月は、七俵の目當を以て、直段下直の分相調可申事。
- 一 御用狀不差急義は見合置、壹ヶ月壹兩度八日限を以て可差出、尤急御用、又は荷嵩の御用狀は、其時宜に因り可取計事。
- 一 江戸役所御用繁夜詰の砌、遠方通勤の者へ、夜食代壹人銀五分宛相渡、陣屋詰御取箇調等にて、夜詰致し候共、外宅に無之間不相渡積の事。
- 一 檢見御取箇掛、元締並加判の者、金三百疋、平手附手代、金貳百疋、書役並見習、金百疋、足輕へ金壹朱、小者へ錢三百文宛可相渡事。(百疋は二十五錢、一朱は六錢二厘五毛、四朱を以て二十五錢とす、)
- 一 村鑑帳認候者へ爲筆墨料、一と通りに付金貳分可相渡事。
- 一 歳暮祝儀目錄、元締加判共、金三百疋宛、其以下金貳百疋宛、役所詰見習共金百疋宛、小使錢四百文、下小使は三百文宛可相渡事。
- 一 役所煤拂諸式入用、金貳朱可相渡事。

一 正月鏡餅壹飭、菱餅共白米五升取、太神宮、荒神供餅五合宛、役所詰壹升取鏡餅壹飭、並門番足輕上下小使共壹升五合宛の切餅可相渡事。

但餅春賃相渡、手元附の者は臺所より可相渡事。

一 江戸表にて伊勢御初穂 日光同斷。

但陣屋前々仕來の通可取計事。

一 新規手附被仰付、手代被召抱候節、扇箱壹ツ相贈候外、引越又は檢見出立の節、都て贈物仕間敷事。

一 正月松飾一式。

一 外御代官へ名代相頼候節、當人代兼勤の節は、元締禮に罷出候のみにて、態々出張の節は金百疋目當輕節一箱、書狀相添差贈可申、期月皆濟御届の義は、御老若方廻動に付、駕籠人足代金貳朱、輕節一箱、供方へ金百疋差贈可申、右挨拶禮狀は其度々可申聞、可成丈直筆を以て書狀可差遣事。

一 御殿御勘定所湯呑所湯呑所同。定式手當の義、定例の通差遣可申、尤在陣の節は中の口上下番、小普

請方吉田五郎七、同小使等の分、可相除事。

右定書兼て取極有之候得共、今般大和國へ場所替に付書面の通改革致候事。

天保九戌七月

雑話 舊幕府諸役員中、現米を以て給與せらるゝ者に對し、或る二三の局部は米廩に在て數年を経たる古米、若くは粗惡の劣等米を以てするあり、代官の諸入用米即ち經費に充つる扶持米のごときも、此部分に屬し劣等米を給せらるゝを常とす、而して之を分給せらるゝ手附手代以下の者は、或は上品に換へて食に充つるものもあれども、概ね劣等の米を受けて、生活するものとす、故に永年勤績の功を積み事務熟達自然上席を占るは、此劣等米を受けしものなり、戯に現世に嗚々の聲を揚げ、諸入用のボンボチ米、俚言劣等の陳米を云ふ。に長育したるものとし云へば、一言以て年功を誇唱するに足るなり呵々。

職務

教令 郡代、代官の職務に關する教令は、慶元以後二百六十年の久しき其種類枚舉に遑あらず、或は年所を経るに従ひ、遺忘の虞れあるを以て、三令五申せらるゝものあり、加ふるに民庶一般に涉るの法文あり、諭達あり、之を網羅蒐集する時は、能く小冊子の盡すべきにあらず、故に茲に牧民の標準たる一片の教令を掲げ、幕府縣治の大體を示す。

條々

一民は國の本なり、御代官の面々常に民の辛苦を能く察し、飢寒の愁無之様

可被申付事。

- 一國豊なる時は民奢るものなり、奢る時は己が業に懈りやすし、諸民衣食住無奢様に可被申付事。
- 一民は上へ遠き故に疑あるものなり、此故に上よりも亦下を疑ふ事多し上下疑無之様に、萬事可被申付事。
- 一御代官の面々、常に其身を慎み奢なく、民の農業細に存じ御取箇等入念宜様に可被申付、總而諸事不任手代、自分被勤候義肝要に候、然る時は其手代末々迄私有之間敷事。
- 一面々の義は不及申、手代等に至るまで、支配所の民私用に不遣、並金銀米錢民より借用、又は貸申さる様堅可被申付事。
- 一堤、川除、道橋等其外諸事、常々心掛、物每不及大破時、支配所へ達し可被加修理、並百姓爭論ケ間敷義有之ば輕き内に聞届、内濟にて可相濟義は

依怙最負なく、不及難儀様可被申付事。

一面々御代官所替、又は私領に相渡候節、未進其外諸事無油斷常々入念、弟

一御勘定無滞様可被心付事。

右之條々堅可相守者也。

延寶八年壬八月三日

分課 代官役所の事務を處理するに、地方、公事方の二掛に分つ、然れども舊幕府の地方役員は、高五六萬石の地を管するに、僅々拾七八名以下に過ぎる少人員なれば、大體分課を設くるも、各自分擔事務のみを専らにするを得ず、一方繁忙なるときは互に應援補助し、臨檢巡回出張等の如きは、彼我を通じて派出せしめ、偏に事務の滞滯なからんことを努む。

地方 地理、租税、出納、帳簿及是等に關する諸務を掌る、其項目概ね左の如し。

宗門人別帳、民簿の部參看。を各村より差出させ宗旨を改め、全管の家數人數を統計し、前年比較増減を調査し上申すること。此上申は勘定所へ上申するを云ふ、以下上申又は細何とあるものは、總て勘定所に對するものなり。

五人組帳、上を各村より差出させ之を檢査すること。

夫錢帳、上を各村より差出させ檢了の上、奥書證印し下附すること。

定免を出願するときは、許否を審査し可と認むるものは、前々の租額を參酌し、多少の増租を爲さしめ、經伺の上許可すること。

定免年季明切替を出願するときは、檢査を遂げ經伺の上許可すること。(切替は繼續を云ふ。)

免上、本免入、免直、田畑成、畑田成、潰地、損地、起返、以上地租増減の種目の部參看。其他増減租に係る土地を實地臨檢すること。

河川の堤防、用惡水の圪樋、橋梁等にして官營に係るものを修繕すること。

但國郡に依り、勘定所の直轄なるあり、是は勘定、役普請役、役を特派せしめ監督履行す。

小物成は水車運上、質屋稼、冥加永等の雜税にして、新規、又は年季切替を、出願するときは、比隣障害の有無、税額の多寡を審査し、又は切替に係る多少の増税を爲さしめ、經伺の上許可すること。

官林及び官道の並木を保管し、損竹木あれば經伺の上拂下ること。
非常備として各村郷藏に蓄積せる、貯穀を巡檢すること。

酒造家を巡回して、密釀、過釀を警戒すること。

出水のときは堤防橋梁の防備をなすこと。

新田開發の竣功せるものあれば、檢地の上下反別及び石高を査定し、經伺の上檢地帳を、其村里へ下付すること。

荒地は臨檢の上、高反別及減租額を調査すること。

稻禾秋熟に際し、檢見取の村落を巡回し、坪苜の上登量を検査し、地租額を定め、取箇帳を以て經伺確定すること。檢見の部参看

割附收納の部参看を調製し、各村へ分附すること。

租税米金を收入し、江戸の金庫米廩、其他定むる處の各地倉庫に、廻漕送納すること。

皆濟目錄を調製し、收納の部参看内米金收納の時々、交付せし小手形と、引替各村へ下付すること。

天變地妖に罹り家産を失ひ、目下凍餒に迫る窮民あれば、急速各村の郷藏を開きて、貯穀を分配し、尙法規に由り夫食料、農具代、年賦貸與等を經伺の上、施行すること。

鰥寡孤獨の救恤、孝子貞婦義僕の褒賞、養老賜米等を、經伺の上舉行すること。

公事方 警察、裁判に關する諸務を掌る、其項目概ね左の如し。

管下人民の風紀を矯正し、博奕、かくしはしちよ隱賣女、芝居興行の類を警戒すること。

管下人民を保護し、凶賊博徒等を逮捕し、審判の上經伺し之が所刑を行ふこと。

經伺及び上申届出等は總て、公事方掛りの勤

定奉行を云ふ以下同じ

利解願、説くじていり公事出入、訟を審判經伺の上裁決し、若くは内濟解和を許すこと。

前項の訴訟類にして六箇月以上に亘り、決定せざるものは、其事由を具し届出、以後毎六ヶ月に濟否を届出ること。

變死人、負傷者及出火等あるときは檢使手附を派出糺彈せしめ具申し、又は經伺の上處斷すること、

賭博犯にして稍輕たゞくたゞ敵たゞには五十敵、百敵の、二あり茲に當るものを專斷すること。

脱落逃人は親類組合村役人等へ尋方を命し、刑事等に關せざるものは三十日宛六切きり合百八十日を、

經過し尋出ざるときは人別帳、即ち戶籍を除却し、刑事等に關するものは普通六切を経たる後、永尋と唱へ無期の尋方を命ずること。雜部戶籍加除の部参看

久離、勘當をなし帳外を請ふものあれば其事情及び本人の行跡を糺明し、之を許否すること。全前

獵師、及び山獸野禽除害に備る鐵炮を所有せんことを請ふものは、之を許否すること。

臨時 常務の外特に命せらるゝ種類、概ね左の如し。

諸侯の城郭並領地、及旗下采地の授受をなすこと。

川々國役金雜部國役金の項参看を徵收すること。

勅使參向、將軍家上洛、日光社參、慶事、葬儀、法會の如きことあるとき其一部の諸賄及び雜用物品雇人夫等の配置等を取扱ふこと。

將軍家の慶事、佛事に係る貧民施行米を取扱ふこと。

管下に暴動起り猖獗を極め、郡代、代官の自力に餘るときは近傍の諸侯に交渉し、出兵鎮壓すること。

平時は將軍家、放鷹、鹿狩等又出火等の際、糧食の禁出。戦時は行軍、露營等都て兵糧、及び輜重等のことを取扱ふこと。

執務規定 代官竹垣三右衛門役所に於て、屬員昇降時間、其他執務に關する條項を規定せしものあり、左に掲出す、但各役所限り便宜制定するものにして、多少の異同ありと知るべし。

一一統出勤刻限、朝五ツ半時揃、八ツ半時可爲退散事。

但御用の品に依り、出勤退散共定刻限に不拘は勿論、銘々奉候御用筋に依り、早出居殘等は時宜次第の事。

一當番の役所詰、出勤刻限に盤木ばんぎを爲打、出勤致し一同承之無遲滯出勤可致候、退散刻限に至り候はば、當番の元締罷出御用濟の義承り、沙汰次第退散可致事。

一元締並加判の者壹人、平の者壹人、役所詰壹人宛、日々當番相立姓名日記へ記可申事。

一役所日記入念相記し、當番のもの相改候上、手元へ可差出事。

一日々出勤の順に着到帳へ姓名相記候義は、是迄の通相心得、若無據出勤遅刻いたし候節は、其段當番の者迄申立、着到帳へ遅刻の義相記可申事。

一病氣に付頼合、七日に限るべし、八日目に至り候はば届書可差出事。

一無據用向有之休日の義、御用透見合元締は一ヶ月一兩日、平の者は壹ヶ月兩三日たるべし、其餘は元締へ申立可依沙汰事。

一江戸表より引越の者、並自分廻村の節召連候者は、着翌日一日休日可致事。

一他行いたし候節は、休日たりとも元締へ申立、可任存寄事。

右之趣一統可相心得事。

天保十年

亥十月

雜話 代官の本務は郡村の管理租税の收入を主とし、從て之に干連する事務を掌る職員なるにも拘らず、將軍家の外出、葬祭の如き本務に縁故なきことを特命せらるゝは、抑何が故ぞ、代官一派は前

に述たる如く廣潤の郡村を管するに、少人員を以て百事萬端整理せざるを得ず、故に常に精勵繁劇に慣れ、日夜奔走執務するも、敢て倦厭の情なく、能く之を遂行する力を有するものなり、去れば斯る臨時の要務に際し、代官一派を使用するは、命ずるものは之を便利とし、役せらるゝものは之を得意とす、是此輩が他の幕臣の、一定の職務にのみ勞するの比に非ずとて、自他に誇り居たるも亦宜ならずや。

村役人

名主、庄屋、共に村里の長を云ふ、村務を總理するの職なり、兩名同一なるものにして唯國郡に因り異稱あるのみ。

本職は村内威望あるものを擧ぐ、土地の慣例に依り世襲なるあり、終身なるあり、毎年輪番なるあり、投票を以て選舉するあり、各地一樣ならず。

組頭 本職は元來五人組合の首筆者を云ひしに、後世に至り村里の大小に依り、五人乃至三四人を公撰し、名主庄屋の補助役として、村役人の一に加へたりと云ふ。

年寄、長百姓、共に名主庄屋を補助し、村務を處理する役員にして、組頭と共に同職異稱に過ぎず。

百姓代 村里中大高を所有するもの、田畑を多くもてるもの。の内より公選し、名主以下の職務を監督し、併せて常時村民を代表せしむるものとす。

三役人 名主、又は庄屋。組頭、又は年寄、又百姓代を三役人と云ふ、三役人は名譽職として無給なるあり、或は各持高に對し村費を課せざるあり、或は多少の米金を給するあり、皆土地の慣例に據るものなり。

問屋 東海道、中山道、日光道中、奥州道中、甲州道中、之を五街道と云ふ。 諸海道、其他宿驛の公私旅行者に對し、人馬傳送宿泊等の驛務を、總理するの役人を云ふ、之を補助するに年寄數名を置く。

旅行

郡代、代官並手附、手代が檢見其他管轄地に關する常務に因り、巡回又は旅行するの費用は、總て諸入用の内を以て支辨す、其定額は郡代、代官限適宜に之を規定す。

公務旅行のとき管轄地内は、木錢米代と稱する宿泊料を、支拂ひ人馬は無賃を以て使役し、管轄地以外は一定の旅籠料を支拂ひ、人馬は幕府所定の御定賃錢なるものを以て使役す。

木錢米代 宿泊の賄料にして、一人の規定額左の如し

木錢 一泊錢三拾五文 一晝錢拾七文

村役人 旅行

同從者、足輕中間
小者

錢拾七文

錢八文

米代從者とも

一泊米五合

一晝米貳合五夕

御定賃錢 各驛里程に應じ規定したるものにして、前項の木錢と共に各驛の街頭に設けある、高札場諸般の法令を、掲に標示せり、其一例を左に掲ぐ。

定

一江戸よりの駄賃並人足賃錢。

品川迄

荷物壹駄

九拾四文

乗掛荷人共(荷物の上に、人の
のりかげに)

同 斷

から尻馬壹疋(から尻は輕
尻ならん)

六拾壹文

附

あぶづけはから尻に同じそれより重き荷物は本駄賃錢に同じかる

べし(あぶづけは錠付ならん、錠
はあしふみの略なるべし)

人足壹人

四拾七文

千住迄

荷物壹駄

九拾壹文

乗掛荷人共

同 斷

から尻馬壹疋

六拾文

人足壹人

四拾六文

川口迄

荷物壹駄

百四拾文

乗掛荷人共

同 斷

から尻馬壹疋

九拾文

人足壹人

六拾七文

旅行

板橋迄

荷物壹駄

九拾四文

乗掛荷人共

同 斷

から尻馬壹疋

六拾壹文

人足壹人

四拾七文

上高井戸迄

荷物壹駄

百六拾壹文

乗掛荷人共

同 斷

から尻馬壹疋

百八文

人足壹人

七拾九文

下高井戸迄

荷物壹駄

百四拾九文

乗掛荷人共

同 斷

から尻馬壹疋

百 文

人足壹人

七拾三文

宿々にて木賃錢

主人壹人

三拾五文

召使壹人

拾七文

馬壹疋

三拾五文

右之通可取之若於相背者可爲曲事も也。

享保三年十月 日

奉 行

定

此度内藤新宿繼場に相成候に付駄賃並人足賃錢

内藤新宿迄

旅行

荷物壹駄

六拾七文

乗掛荷人共

同 斷

から尻馬壹疋

四拾四文

人足壹人

三拾四文

右之通可取之、以來高井土宿へ直繼致間敷候、若於相背者可爲曲事も也。

明和八年 月 日

奉 行

荷物重量其他制限

荷物重量其他制限及び罰則等、是又高札場に掲示せり左の如し。

定

一 駄賃並人足荷物の次第

御傳馬並駄賃の荷物

壹駄重さ四拾貫目

歩もちの持物

壹人重さ五貫目

長 持

壹丁重さ三拾貫目

但人足壹人持重さ五貫目の積り、三拾貫目の荷物は六人して持べし、夫より輕き荷物は貫目に從ひて人數減ずべし、此外何れの荷物もこれに準ずべし。

乗 物(乗物は普通に、長棒駕籠と云ふ。)

壹丁次人足六人

山 乗 物(山乗物は、切捧駕籠を云ふ。)

壹丁次人足四人

一 御朱印傳馬人足の數、御書付の外に多く出すべからざる事。

一道中次人足、次馬の數、たとひ國持大名たりといふとも、其家中共に東海道は、一日に五十人五十疋に過ぐべからず、此外の傳馬道は、二十五人二十五疋に限るべし。

但江戸京大阪の外、道中において人馬ともに、追通すべからざる事。

一 御傳馬駄賃の荷物は、其町の馬のこらず出すべし、若駄賃馬おほく入る時は、在々所々より雇ひ、警風雨の節といふとも、荷物遅々なき様相はから

ふべき事。

一人馬の賃、御定の外増錢を取においては、牢舎せしめ、其町の問屋年寄は過料として、烏目五貫文づゝ、人馬役の者は家壹軒より百文づゝ出すべき事。(烏目は錢を云ふ)

附往還の輩理不盡の義を申かけ、又は往還のものに對し非分の事あるべからざる事。

右條々可相守、若於相背は、可爲曲事も也。

正徳元年五月 日

奉行

御朱印及び御證文 諸藩へ城郭領地受渡の如き、或は爭論地臨檢の如き、其他諸般の臨時用務を以て、特に任命せられたるときの旅行には、御朱印御證文と唱ふる、無賃人馬を使役する特許狀を付與せらる、此朱印なるものは將軍家の印の文書にして拜謁以上の士に、證文は老中の署名にして、拜謁以下の士に授けらるゝものとす、是は幕臣一般の制たり。

此朱印證狀を受くるものは、桐製の小函に納め、尙黒天鵞絨の佩囊に投じ、組絲の紐を付し首領に掛け、其囊は常に懷中に藏し、鄭重に保管して、日夜身邊を離さざるものとす。
左に朱印、及證文の例を掲ぐ。

朱印の例(朱印は圖のごとく角形にして、用紙の右端上部に押捺し、印面は烏帽子白丁着の人、駒を曳きたる圖書及び篆字を彫刻しありて、傳馬證狀に限り使用するものなり。)

人足貳人 馬四疋、從江戸出羽國迄、上下並於彼地御用中幾度茂可出之、是者代檢見爲御用、福田勝平被差遣候、付而被下之もの也。

天保十四卯年八月

右宿中

證文の例

用紙大奉書半切、月番の老中署名。

人足貳人並御用物持人足貳人馬貳疋、從江戸何地迄、上下並於彼地御用中幾度茂可出之、是者彼地へ爲御用何役某參り候に付、相渡之者也。

旅行

元治元子年七月

備前印

右宿中

分限扶持 前項臨時公務の旅には、分限扶持と稱し、役高に應じ別手當を給せらる、是幕臣一般の制たり、其規定左の如し。

旅御扶持方割

七拾俵より	九拾俵迄	五人扶持
百石より	百四拾石迄	七人扶持
百五拾石より	二百四拾石迄	拾人扶持
二百五拾石より	二百九拾石迄	拾壹人扶持
三百石		拾貳人扶持
是より以上五拾石に付、壹人扶持づゝ増。		貳拾貳人扶持
八百石		

九百石

貳拾參人扶持

是より以上百石に付、壹人扶持づゝ増。

三千石

四拾五人扶持

三千百石

四拾六人半扶持

是より壹萬石迄百石に付、一人半扶持づゝ増。

三千五百石

五拾貳人半扶持

四千石

六拾人扶持

五千石

七拾五人扶持

壹萬石

百五拾人扶持

是より拾萬石迄壹萬石に付、百五拾人扶持づゝ増。

右の通旅御扶持方、御上洛御供其外御用にて罷越候節、分限高に應じ被下之、尤萬石以下關は御關略なり。越候は、一倍關無之處は、二拾五里外は一倍、關内並二拾五里内は五割増、萬石以上は、關所關は御關略なり有無並道法遠近に不拘五割増、京、大阪、伏見、長崎、御番萬石以下は、知行高一倍、萬石以上は五割増、駿河御番は、萬石以上以下とも五割増被下之。

旅行

臨時旅行費 郡代、代官の臨時公務の旅行に對する分限扶持、及び別途に給せらるる通常諸人用の外。旅費、一切の規定左の如し。

一 御代官は分限高にて、御扶持方被下之。

關を不越時は 五割増

關を越候時は 壹倍

關無之所は貳拾五里外壹倍、貳拾五里内五割増。

右は何れも出立の日より、歸着の日迄被下之。

一手代壹人に付三人扶持。

關右同斷。

一 書役壹人に付貳人扶持。

關各同斷。

一 足輕壹人に付壹人半扶持づゝ、晝扶持とも。

是は割増相止、江戸出立より歸着迄、壹人に付壹人半扶持づつ被下之。

一手代壹人本馬壹疋。

一 書役壹人本馬半疋。

一 宿代一ヶ月銀三枚。

一 筆墨紙蠟燭入用。

但筆は二對もの、墨は壹匁形、蠟燭は貳匁掛、入用高は、勤日數並御用の品に應じ、吟味の上被下之。

一手代書役足輕小者、御定法の木錢被下之。

一 御代官へ御朱印被下候節は、本馬六疋内二疋人足四人に代る、御用長持壹棹人足四人被下之。

一 御朱印不被下賃人馬被下候節は、本馬五疋、御用長持人足四人、支配所の外往返賃錢被下之。

一手代壹人に付本馬壹疋、書役壹人に付輕尻壹疋、支配所の外往復賃錢被下之。

一 檢地、又は御普請、御用等にて竿取入用の節は、一日賃銀貳匁づゝ、繪圖師入用有之節は一日賃銀

四匁づゝの積り、被下之、尤繪圖の巨細に依り、一日幾枚書と申事吟味の上被下之。

赴任旅費 代官の任地に赴任し、又は轉任等に因り、參府、若くは轉地、するときの旅費も、別

途に給せらる、諸入用の外に。其規定概ね左の如し。

一手代壹人 書役壹人 用達壹人 侍二人 足輕壹人 中間四人 小者壹人

旅 行

右旅籠代晝食代御入用被下之。

但郡代(美濃、飛驒、西國)は、侍壹人中間壹人を増す。

一 駕籠壹丁 人足四人 具足櫃持人足貳人

長持壹棹 人足四人 合羽籠持人足壹人

分持人足 壹人(兩掛なり、圖に詳かなり) 本馬五疋

右御定賃錢御入用被下之。

奥方の分

一 侍壹人 中間貳人

右旅籠代晝食代御入用被下之。

一 駕籠壹丁 人足四人 分持人足壹人 本馬壹疋

右御定賃錢御入用被下之。

一 川路有之時は船賃、川越賃、御入用被下之。

先觸さきふ 旅行發足に先立ち、人馬の用意休泊所の指定等を、通路宿驛へ預告せしむるものなり。

(上包美濃紙、用紙半切紙)

何之某手代
何之某
御用
東海道品川宿
中宿迄

何之某分

一人足拾九人

八 人 長棒駕籠二挺。

二 人 具足櫃壹棹。

内 壹 人 兩掛壹荷。

壹 人 合羽籠壹荷。

壹 人 竹馬壹荷。

六 人 長持二棹。

一馬五疋

我等分

旅行

一人足三人

内 二人

壹 人

一馬壹疋

駕籠壹挺。

兩掛壹荷。

右者何之某^代義、今般駿府紺屋町陣屋へ被引越候に付、我等附添明後十五日明ヶ六時、江戸出立其筋通行被致候條、得其意於宿々書面人馬差出、支配所の外は御定賃錢受取之、無遲滯繼立、渡船、川越、休泊等諸事差支無之様取計可被申候、此光觸早々順達、留より紺屋町役所へ可被相達候以上。

卯

五月十三日

何之某手代

何之某印

東海道

品川宿より

府中宿迄

右宿々

問屋中

休泊割

五月十五日

品川

休

川寄泊

同十六日

戸塚

休

藤澤泊

同十七日

大磯

休

小田原泊

同十八日

箱根

休

三島泊

同十九日

吉原

休

由比泊

同二十日

江尻

休

駿府着

追て休泊にては、上三人下八人、賄用意可有之候以上。

(江戸出立のとき朱印證文の人馬及び賃傳馬は、大傳馬町馬込勘解由、南傳馬町高塹新右衛門、此兩名の内へ、(上下十五日代り)申達し差出さしむ、此二人は道中御傳馬役と云ふものなり。)

郡代、代官の旅裝 兩官旅行の行裝一般を左に示す、

但郡代の分は、美濃郡代松下内匠赴任旅裝にして、勘定奉行に經伺せしものなり。

郡代

具足櫃

徒壹人

臺弓

鎗

駕

侍二人

挾箱

長柄傘

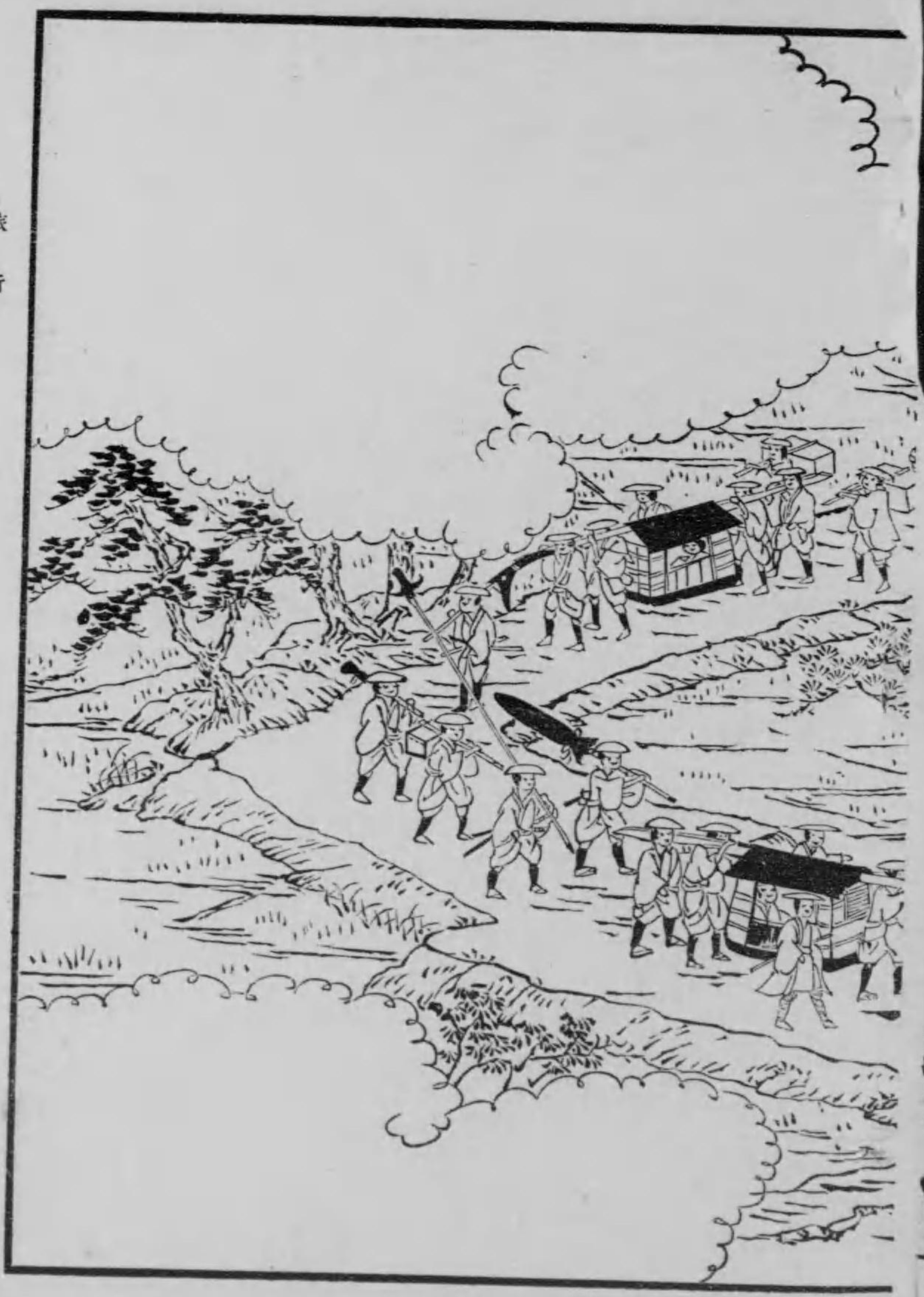
草履取

茶辨當

牽馬

旅行

代官赴任之圖



沓籠 兩掛貳荷 合羽籠貳荷 竹馬貳荷 用達駕 附手代駕 小者壹人

代官

具足櫃 臺弓 駕侍壹人 鎗 挾箱 長柄傘 草履取 兩掛壹荷 合羽籠壹荷

竹馬壹荷 用達一人 附手代駕 小者壹人

御傳馬の古書 東海道保土谷宿たにやに保存せられたる、古文書二通參考の爲左に掲ぐ。

定

(此定とある印章は勘合の印なるべし)

此御朱印なくして傳馬不可出者也仍如件

慶長六年 正月 日

ほとかや

御傳馬の定

一三拾六疋に相定候事。

一上り口は藤澤迄下は神奈川迄の事。

一右の馬壹疋に居屋敷五拾坪宛被下候事。

一坪合千八百坪以居屋敷可被引取事。

一荷積の壹駄は三拾貫目の外付取申間敷、其積は秤次第たるべき事。

右之條々相定上は相違有間敷者也。

慶長六年 正月

伊奈備前印

彦阪小刑部印

大久保十兵衛印

ほとかや

年寄中

按るに、東海道、中山道其他の宿驛にも地子免許の所多くあり、本文の馬壹疋に五拾坪づゝ云々は、地子免許の起原なるべし。

旅具 明け荷 疊表を以て製作し、竹を以て裝飾す、寢具を藏むる具なり、旅中宿泊のとき閉して當夜の要に供す故に此名あり。

皺皮革 黒又は茶褐色の染革を以て製し、鞆袋に金箔又は朱を以て家の紋章を印す、腰刀の大きを藏むる具なり。

野差 平常帶る處の双刀の小より稍長大なる脇差なり、旅中は總て双刀を帶せず、野差一振を帶し、大刀は前にある皺皮革を覆ひ、從者をして其肩に擔はしむ。

十手 手附、手代の用ふるものは、鐵製銀滅金、其柄を金滅金とし、無地若くは唐艸を彫刻し、紫又は淺黄色絹組紐に同色の總を付す。足輕、及び小者(手附手代の從者)は磨き鐵製にして、緋色絹綿心組紐に同色の總を付す。手附、手代は常に之を携帶せず、逮捕、若くは神事警備の如き、時に限り携帶するものとす、天鷲絨博多織の類にて製したる囊裡に收め、懷中に藏し陽に之を露さず。足輕、小者は代官、並に手附、手代に隨從して旅行巡回するときは、必ず之を腰刀に添へて帶るを常とす。

跡付け 桐製の長さ箱へ一個の抽斗(ひきだし)を設け、箱の外部を厚紙にて包装し、澁液を塗り、紺麻繩の網を覆ふ、旅中差替への刀劔を入れる具なり。

兩掛け 竹片を以て組織せる即ち葛籠製にして、木板を以て製する蓋を付せり、總して黒色の紙張となし二個を一棒の左右に貫き、紺木綿の外被(ゆかん)を覆ひ、雨雪には油衣を被らしむ、當用の衣類器具を入れる具なり。

合切袋 更紗木綿の類を以て製し、囊口に縮紗布(ちりめん)を縫付け、紐道を造り之に長紐を貫き、以て伸縮自在ならしむ、手貼の類を納めて、輿中に携帶す、今の手提鞆に換るものなり。

先觸箱 木製にして先觸(さきふ)を入れる具なり。

矢立 墨斗なり、銅、眞鍮、鐵製等にして其形狀も種々あり、壺に墨汁を班枝花(ばんげ)、又は綿に濕したるを貯へ、筒に筆を藏し、旅中腰間に挿み、硯に換る具なり。

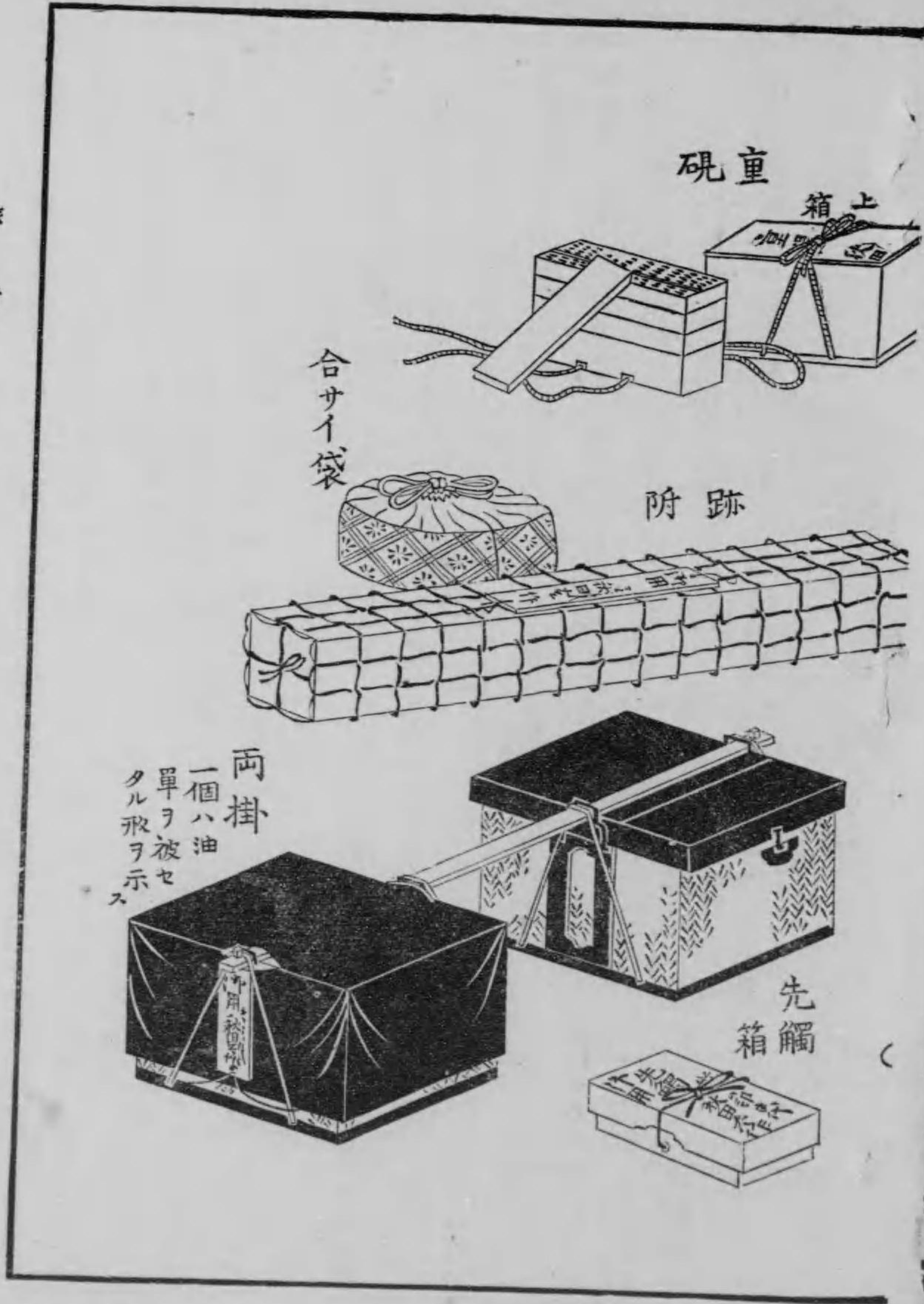
重硯 一函四重漆塗にして、第一個は算盤、次は墨硯、次は朱硯、第四の一個は底深くして、半切封筒の類を入れる料とす、眞田紐を以て四個を束し、外函に藏む。

繪符 荷物(ネ)の目標に付着するものにして、薄板を以て製す(上下の同空は紐を付着するところとす)其書方左の如し。

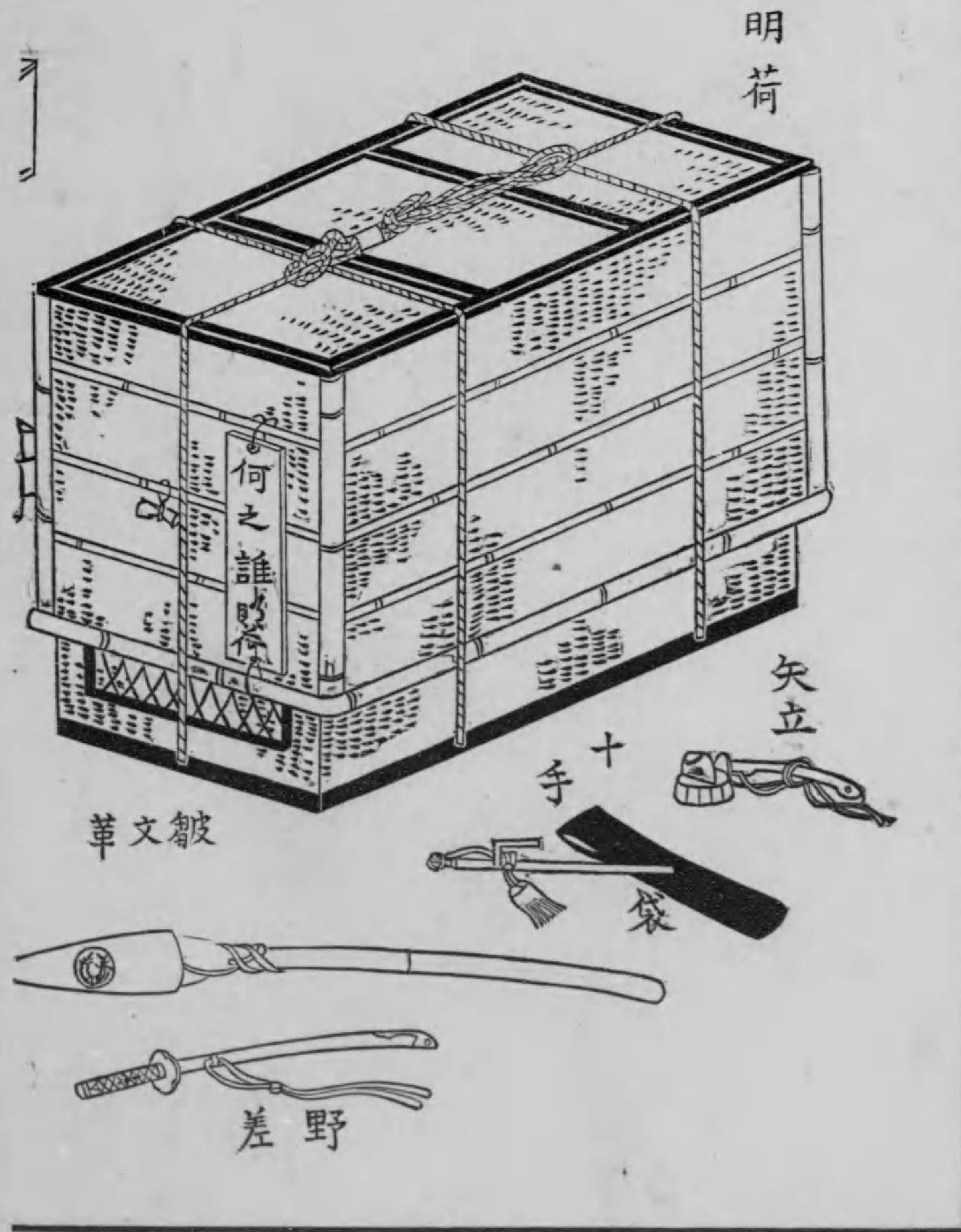
郡代、々官の分、役名を記せず具足荷物など、書す。 手附手代の分。

○何之某具足 ○

○御用 何之某○
何之某手代



圖之具旅



雑話

現今開明の世に在りて旅行するものは、海に汽船あり、陸に汽車あり、電車あり、四通八達交通極めて便なるは云ふを俟たず、未だ是等の設備なき土地と雖も、凡そ山岳起伏の邊隅に非ざる已上は、馬車腕車ありて、通交し能はざるの地なし、然かも迅速敏捷時日を要せず、來往の便益を受くるは何たる幸ぞや。昔日にありて夢想だも及ばざりしなり、譬ば現時汽車に投じて、静岡に旅行せんか、新橋を發し凡そ七時間、四十六里を飛行して、其地に着す。昔日は東都を發し川崎に、藤澤に、小田原に、三島に、由比に五泊し、六日を経て静岡に至るを概ね例とす、即ち一日の行程七八里に過ぎずして猶拂曉出發し。間々夜間に涉り投宿するものとす。是公用の旅行者は輿に駕し、多少の荷物を携帶するの夫と馬匹を要し、一次一驛之を繼替へ傳送せしむるが故なり。殊に東海道、中山道の如きは大小名の來往頻繁織るが如く、爲に人馬の配置頗る混雜し繼替の時間を要するに依り、一日の行程遅緩なる亦宜なり、静岡にして尙且然り、遠く京阪の如き、奥羽の如きは、推して知るべく、況や鎮西長崎に赴任するもの、如きは、行旅月餘を要する故に、恰も方今歐米に洋行するものの如く、否猶一層の感情の深さを覺へ、親族知友の分袂は則ち生前の離別とし、水盃水盃は死別のとき川ふるもの。を獻酬するものありしと云ふ。現時の旅行は箱根の峻なるも一睡の下に過ぎ、笹子峠峠の峻なるも二三の隧道を踰るに過ぎず、其便利固より論なし、然りと雖も便に馴れ利に泥み之を普通視するならんか、昔日箱

根の峻岨を攀ち、笹子峠の峻阪を踏みたるものは、前後に比較し莫大の便利を知り、唯驚嘆するの外なきなり。

代官及び手附、手代の公用に由り旅行するときは、前日發送する先觸即ち休泊其他指定の豫告書に基き、沿道各驛の間屋場、(驛務に關する事務を扱ふ所。)に於て投宿の驛亭を定め、代官は概ね本陣、脇本陣と稱する旅館を充て、(本陣脇本陣は各驛の繁否により一ならずと雖も、大小の諸侯及び高官の旅館に供し、上段の別室を備へ及び普通客に供する數室を併有する、驛中尤も宏壯なる家屋にして每驛に凡そ二三戸あり。)手附、手代は、驛中の中位以上一般の旅店を充つ、蓋し幕府官吏の公用旅行は皆此例に據る、總て公用旅行のものは假令小吏と雖も、頗る盛威を有し、投宿の旅店に在りては、他の旅客を同泊せしむるを許さず。就中官金を傳送し、若くは囚人を護送するが如きは最も嚴重にして驛役員等、徹夜の番人を付し、護衛せしめ若し事ある時は、其責を受けざるを得ざるより尙に公旅の投宿を忌避するの情状を免れず、是に於てや宿驛の内定により、輪次を以て之に應ずるもの多し、而して常に繁盛なる旅店の偶輪次に當るや、多少の償金を出し閑散不振の旅店に、代宿を托すること屢なり、故に小吏の旅行するに方り清潔宏壯の旅店に宿泊せしめらるゝは極めて稀なり。

茲に舊時或る手附某なるもの多額の官金を守衛し、東海道を旅行のとき、某驛に宿泊を指命す、時

に正月七日七種の祝日なりき、驛人即ち某々旅宿として莊嚴なる本陣の最上室を以て、茶菓配膳其他總て注意到らざるなく、家主家族等自ら出て待遇大に力む、某窃に怪む今回の旅行たる通常の公用ならず、宿驛の最も忌厭する官金護送の行旅なるを、恒例に反して此歓迎を受く、其意解する能はずと、而して従者の聞く所に據れば凡そ斯業を營むものは百事前兆を祝する風俗あり、即ち年初殊に七種の當日大金我家に止まり、(泊りに通ず)しは年中の吉祥なりとし、従者に請ふて金函の重量を腕試などし、頗る喜悅に堪へざりしと云ふ。

前項に掲げたる木錢米代(宿泊料)一泊錢三拾五文定貨錢(人馬雇賃)の定規は、幕末の當時と雖も時價に比するときは幾多の懸隔ありて、其權衡頗る當を得ず、蓋し是等の給額を所定せし當時に在て、争でか斯る不當の事あらん、往古の物價は今人概知し得べからざる程の驚くべき低廉にして、之が標準を取りしのみならず、却て官用に依り人民を煩すの故を以て、時價より幾分を増進し決定したるものならん、畢竟幕府時代は總て前規に因り假令數年を経過し時勢變遷するも、依然舊慣を追ひ容易に更正することなき、其例に乏しからず、故に膠柱の弊害終に後世に亘り一方時價は年々歳々騰貴し、漸々不權衡を來し彌甚しきに至りしものなりと云ふ、以下の談柄に付ても亦一端を知るを得べし。

五街道(前に見へたり)宿驛は一日百人百疋、乃至五十人五十疋の人夫馬匹を定備し諸藩並公旅者の

繼立用に充て、其定數を越ゆるものは最寄の村落に命じ補助せしむ之を助郷すけごうと云ふ、助郷は各驛の隣村又は傍近の地方に非ざれば應急の便を缺く。故に概ね近接の村落をして常時各驛に附屬せしむるものとす、然るに近村を除き反て數里懸隔の遠村をして助郷たらしむるもの往々にしてあり、後世より見れば其意解すべからざるが如し然る所以のものは前項に述たる如く、往時公旅に使役する人馬賃額は、時價より幾分を増進したるものなるが故に、民間普通の賃錢に比し利潤あるを以て各村助郷たらんことを熱望し、互に競争の結果勢力の如何に依り近村落選し反て遠村入選し、便否反對の異數を見るに至りしなりと、然るに後世漸々物價騰貴し、一方民間の人馬賃は莫大に増加せしに拘らず、一方官定の賃額の舊規を追ひ、不換一定の儘依然繼續し來り此間甚しき懸隔を生じ、初め利益として好んで助郷を受たるもの、後は名狀すべからざる辛苦を嘗るに至りしものなりと云ふ。是は幕末天下騷擾に際し來往の行旅頻繁を極め、本驛の定備人馬は更なり、助郷の夫役も其數を盡し日として徵發せられざるなく殆ど困難に陥り、遠隔の助郷村にあつては、殊に苦痛甚く、是に於てや各驛の比隣を除き、遠隔の村落を擧げたる不當不便を鳴し、助郷免除を訴願せしこと續々あるに至れり、是當時擔任者として調査せるもの、事實談斯のごとし。

往古諸物價の低廉なりしは、收納の項に掲げたる如く、甲斐國租稅米の内小切の定價、金壹兩に四

石壹斗四舛の直段は、今よりすれば事實として見る能はざる低下なるも、時價に比すれば猶二割強の高價なりしと云ふ。

又甲斐國某村の古老に聽く、婦女子結髪（今の壹毛）の粧飾に要する紙製の頭掛けなるものあり、往古拾把壹文（今の壹毛）の價なりしと、而して之を使用するに皆一回一把を以てす、然るに村内富豪の子女、鎮守祭の日一回の結髪に五把を一束し、盛飾せしとて自ら衆に誇り、村中の婦女は豪富にあらざれば、此驕奢を看るあたはずと、且驚き且羨みしとのこと、口碑に傳はれりと云ふ。

以上の遺聞に由て觀れば宿泊料の木錢米代、並人馬賃の定額極めて輕少なるも、往古の時價に比し決して伴はざる制定には非ざりしを、星移物換尙數歳を経るも、復舊規を改めず、後世遂に莫大の不權衡を來したる理由を、是則ち證するに足るなり。

高反別

石高（石高） 田畑屋敷を檢地し、上中下の位を區分し、石盛（檢地の部）を定め、各反別に乘じたるものを高と云ふ、即ち石高なり、之を一村に通計して村高とす。

上古は戸數を以て幾百拾戸の村と唱へ、鎌倉時代に至り貫高なるもの起り、幾百拾貫の村と唱へ、

足利氏の世に至り、永高始り、豊臣氏以降一般石高となれり。

石高（石高）を分米（分米）とも云ふ、然れども村高の如き大部分に就ては分米と云はず、上中下内譯の各畝歩、若くは一筆に對してのみ分米の稱を併用す。

貫高（貫高） 鎌倉時代より田地に貫高の稱起り、領知等に貫高を唱ふ、足利時代專行せしと見へたり。

貫は通用錢の貫文に非ず、軍役を田園に課せし假唱にして即ち六貫一疋と云ひ、田園千坪を壹貫とし、六千坪六貫の地より軍役一騎を勤しむるの法に、起因せるものなりと云ふ。

永高（永高） 室町時代外錢を購求し以て國用を補ふ、明（明）の永樂錢は、最優勝にして多く採用せられ、租稅錢納の分は他錢の四錢を、永樂錢壹錢に換へ、總して該錢を以て納入せしむることとなれり。而して其頃土地の稱呼は、重もに貫高にして、租稅は租と錢とを以て收納し來りしに、永樂錢の通用盛に公私に行はるゝに及びて、田畑反別に配合するに、畑方錢納は永樂錢の稅額を其儘に、田方租納は五石を永樂錢壹貫文に換算し、更に永高と唱へ即ち一村其他の高に用ゆるに至れりと云ふ。蓋し其時代の檢地にも反別及び田畑上中下の等位を定めれば、永高とて別に檢地せしには非ず、既定上中下の等位に従ひ、永高を付したるなり、之を永別又は永盛と云ふ。

永高は關東以西尾張邊迄を限り行はれしものなりと云ふ、當時明舶三浦（相模國三浦郡）に漂着し、永樂錢多

く關東に入る、是關東に永高の行はれし所以なり。

無地高 古檢地の村落再檢地を要し、特に事故ありて石盛を更定し、新檢に於て村高のみに多少の減高を生し、反別は敢て増減なきが如きは其石盛の差違を無地高とし、村高の内に顯はしたるものあり。或は古來事由判明せず單に舊慣を以て紙面に現存するもの多し。

色高 荒蕪地、又は山野、池、沼、畔、等に栽培せし有利の草木類に課税し、其税額に據り高を付し、村高に統合せるを總て色高と云ふ、野高、山高、桑高、楮高、の如き種々の分稱あり。蓋し色高なるものは、定納不動の小物成租税の部雜税の種類参考にして、古來村高に編入しあるもの、又は諸藩領地、旗下の知行所の、村替及び新知交付等の節物成詰と唱へ、納税の米は壹石を高二石に、永は壹貫文を高五石に換へ、高内へ編入するものあり。

反別たんべつ 新檢慶長以後は、六尺壹分四方を壹歩と云ひ、三拾歩を壹畝と云ひ、拾畝を壹反と云ひ、即ち三百歩なり。拾反を壹町と云ひ夫より順次拾百千町に進む、町反畝歩を總稱して反別と云ふ。

反別に石盛其他の單率を乗除するときは、拾歩以下田法三を以て之を除し、畝歩厘毛の歩合として單率を乗除す、坪數を需るときは畝位以上田法三を乗ずるなり。

上古の壹歩は六尺四方なり、其後六尺五寸となり、又六尺三寸となり、又今徳川時代は六尺壹分となり

たるなり。

豊臣秀吉時代迄は反位に止り、一反の分割に大半小半と云あり。壹反三百歩の三分の二、即ち二百歩を大半と云ひ、二分の一即ち百五十歩を半と云ひ、三分の一即ち百歩を小半と云ふ。

天正文祿の頃より石高起り、初て畝の稱を設く、壹反三百歩を十分し、三拾歩を壹畝とす、以降大半小半の稱なし、茲に田法三の定法起れるなり。

反歩たんぽ 土地の基礎は六の數を法とす、六は天地四方の數を合せたるなりと云ふ。六尺を壹間とし、六拾間を一町とし、六六三拾六町を一里とし、方六尺を壹坪、即ち壹歩とし、六六三三百六拾歩を一反とせり。其後文祿年間諸國檢地るとき、五の數を加へ五六三百歩を壹反と改められたり、そは何故ぞと云ふに、六の數は天地四方を合せたるものにして盈ちたる陽數なれば、盈れば闕くるの義あり五の數は土を中央とし、四方を合せ五行となる、闕の數にして陰なり、故に陰陽合して萬物を生ずるの義に取り田園に要するに五の數を加へたるものなりと云ふ。又壹反三百歩となしたるは、足利時代貫高専用の頃、六貫一疋の軍役を計算するに簡易ならしめん爲なりと云ふ、恐くは前者は附會の説にして後者事實に近からんか。

今は反畝歩に反の字を用ふ、古代は段の字を用ひたり、反は假借なり、繁を省くが爲ならん。

地 種

本田 本村創立の當時檢地の上、制定せし田畑屋敷を云ふ。

新田 本田以後開墾せし土地を檢地し、石高を定め高入と唱へ、村高へ編入せし田畑屋敷を云ふ。

又尻付新田 (新田の名を稱するも、獨立一村たるもあり。)と唱ふ。

反高 新開地の内地質粗悪、或は收穫不定等の土地にして、將來高入となす能はざるもの、反別のみを檢定し、課税する土地を云ふ。

見取場 河畔、山脚、原野、等を田畑に開墾せしもの、反別を丈量し、課税する土地を云ふ。數

年の後地味成熟し村高に編入し得べきものは、更に檢地の上石高を定め高入新田となすなり。

流作場 河川の堤外、或は池、沼、湖、の沿岸等へ播種するも、年々旱澇常なく收穫の登量を、

天候に委する土地を云ふ。

地 目。

藺田 麻田 麥田

此種類は兩毛作の地にして、石盛を付するに方り上田の部に査定するものとす。

見付田 砂田 山田 棚田

此種類は其村の下々田にも及ばざる程の、劣等地なるの故を以て等外とし、各稱に就て階級を付し、石盛を定むるものとす、棚田は山間斜面の地に段階をなしたる田地を云ふ。

沼田 深田

此兩者は等位の名稱にあらず、讀て字の如きものを云ふ。

植田 蒔田

植田は普通苗代にて養成せし苗を移植するもの、蒔田は山間邊隅等の極めて薄地にして、普通挿苗法にては成育せず、種を直ちに田面に撒布するものなり、此兩者も等位の名稱にあらず。

桑畑 楮畑 漆畑 茶畑

此四種を四木と云ひ、上々畑とし、紅花、藍、麻を三草と云ひ、之を耕作する畑を上畑とし、其石盛に尙ほ一つを加へ若くは上畑並とす、而して四木栽培の畑は享保年中改正條目以來植物に關せず、土地の等位により石盛を定むることとなれり。

見付畑 砂畑 山畑 野畑

此種類は田方同種類に同じ。

燒畑 切替畑 薙畑 苧生畑

燒畑は山中避遠の村落に限る、山腹險崖の瘠地に發生せる柴萱雜草を燒盡し、降雨を得て灰の濕りたるを其儘肥料に充て、蕎麥、粟、稗、大小豆、の類を蒔付け、別に耕耘を要せず收穫する地を云ふ、固り山間の薄土なれば、一地をして永く繼續すること能はず、今年播種したる地は兩三年放棄し置き、順次甲地より乙丙地に移り、年々交換使用するものとす、故に切替畑とも云ふ、薙畑、苧生畑、皆同一にして、唯地方に依り名稱を異にするのみ。

鹽濱

新に出願せしものは田畑新開の例に依り、大繩反別を丈量し、下年季を付與し、相當地代金を納入せしめ、開墾の條年季明田畑檢地法に準據し、反別及び上中下の等位を檢定し課税す。但税額は従前の標準、又は製鹽の善惡に據り、區々たりと雖も概ね壹反歩の永錢額、上濱五百文、中濱三百五十拾文、下濱二百文位にして、百五十拾文劣りを通例とす。

森林 舊幕料の木竹林を御林と唱へ落葉擧、下草刈、を許す、舊慣に據り落葉錢、下草錢として多少の税を收入する所あり。公道の並木も總て官林に準ず。

民有森林は概ね無税なれども林錢を納むる所あり、良材は猥に伐木するを得ず、必要のときは出願

許可を経るものとす、又大樹にして其村里若くは比隣に著名なるものは、假令民家の構内にあると雖も、官簿に記載し置き私に伐木するを禁ず。

良材ある官林の如きは特に御林守なるものを置き、扶持米を給す、普通の官林は所在村里の名主庄屋輩に保管せしめ、又本村と隔絶するものは林麓支村の農民に分管せしむ、概ね無給なれども下草刈採を以て給料に換ゆる所あり、皆前々の慣例に據る。

郡代、代官、の役所に御林帳を設く、該帳には地名字山野の地況反別木數種類、枝下並目通の寸尺、江戸海陸の里程其他詳細記載す、但廣漠たる嶮山にして調査し能はざるものは反別木數不詳と記載す。

官林の竹木、風雪若くは野火等の爲め、損傷を生じたるときは、多くは本村へ代價を付し拂下ぐるものとす、之を所御拂と云ふ、但伐木跡地へ本村の賦課として、原木一株に三本つゝ、苗木栽植せしむるものとす。

御林帳は郡代、代官、の廳にあるものと同一なる帳簿を、勘定所に藏し勘定奉行に屬する、御林奉行と云へる吏員ありて之を管掌し、異同ある毎に郡代、代官、の申告を勘定奉行の承認したる證文を以て、郡代、代官、の屬吏をして之を更訂せしむるなり。

原野 葭萱の類繁茂せし原野、池沼、藪澤、河川、の沿岸等は反別を改め、若くは無反別にて、

葭役、萱錢などの名義を以て納税せしめ、草生の山野は、田方肥料の爲め近接數村の入會秣場として、採草に充て、野手米、秣場役、などの名稱を以て納税せしむ、但舊慣に據り前々より無税の所もあり、

高内引

年々引 道跡堤防其他の潰れ地、又は所要地、又は正誤地の如きは、檢地の際高外無税地とし、檢地帳外書に掲載し、若くは除去すべきものなれども、檢地高受後に掛るものは、村高の内引高に記載し、更に除税す。而して此種類は容易に有租地に復すべきに非ず、年々連続減租するものなれば年々引と云ふ、正式の帳簿には年々引高に相立候分と記載す。賃租の部、檢見の條參看

連々引 山崩、洪水、等の天災に罹り田畑屋敷の荒亡せしものは、高内引として租額を減ずと雖も、一時の荒地にして連年起返し、原地に復し得るものなれば連々引と云ふ、正式の帳簿には連々可起返引高の分と記載す。同上

一作引 水旱若くは虫害のため稻禾を作付せず、或は植付後損耗を來し皆無引として、其年限り

免租する田地、又は堤防其他修繕等の爲め、一時物置場に所要せし類、又は荒地の現状極て軽く、其年を限り減租し翌年回復する田畑をも高内引とす、之を一作引と云ひ、又當引とも云ふ。

開墾

大繩反別 海川の附洲、池沼の埋立、山野の荒蕪地等を耕地に開墾せんことを出願する者あれば、古田畑並隣村等の故障有無を糺し、支障なきは之を許可し、其場所の周圍を分間廻りし、圖面を製し歩詰を以て反別を定む、此開墾地を新開地と云ひ、反別を大繩反別と云ふ、大繩は猶大凡の繩量と云ふが如し。

鍛下年季 開墾地は開拓の難易に據り、成功の年限を與ふ、之を鍛下年季と云ふ。

地代金 開墾地は其土地に應じ地代金を納入せしむ、其額凡壹段歩に付金貳分、(壹兩を二分せしもの)乃至壹分に過ぎず、海川荒蕪地の如きは總て官地なれば、更に代價を以て拂下ぐるなり。

分一下與 代官、其他の官吏自ら開墾地見立新開と云を發見し、成功したるものは、該地租の十分一を發見せしものに、終身下與せらるゝを法とせり。

切開 切添 古田畑の地續を開墾したるものを切開と云ひ、切添とも云ふ。

新林しんぼん立出たてだし 山野の空地へ新に樹木を栽培せしを新林と唱へ、在來新林の地續に増植したるを立出と云ふ、林錢の名稱を以て課税す。

租 税

總稱 租税の總稱は左の種々に唱へ來りたり。

年貢ねんぐ 物成ものなり 取箇とりか 成箇なりか

種目は敢て是等に限れるに非ずと雖も、大略年貢は徵税に關し、物成は諸家祿高に對する收入に關し、取箇は地租の査定に關し即ち取箇帳割付の如き、成箇は郷帳に關し應用するもの、如し、就中廣く通用するは年貢の唱へなり、再按ずるに年貢は歳收の總稱にして、物成は歳收の基因を斥して云ふ、取箇は地租のみに稱し、成箇は歳收定納の全體に及ぶもの歟。

地租の名稱

免めん 檢地の條に詳記せるが如く、反別壹反歩の石盛即ち高なるものは、土地の收穫に基き、査定したるものなれば其儘地租と爲すを得べき理ありと雖も、然るときは農民の所得少なきに依り、既に定めたる石盛額を輕減し、其地租を納入せしむ、免とはゆるすと云ふ意味を以てすと云ふ、實は詳

かならず、免は幾つ何分何厘何毛と唱ふ、免壹つは高壹石の地租米壹斗なり。

反米永たんでい 壹反歩に對する地租の略稱なり。

厘取りんどり 石高に對し高壹石の免率を乘し、地租を收入するを云ふ、毎村毎年の地租額を列記し、村高に對する歩合即ち免を算出し、將來の參照に供する帳簿を厘付帳りんぷけと云ふ。

反取たんどり 反別に對し壹反歩の單率より算出し、地租を收入するを云ふ。

取米永とりべい 免並に反永を以て、田畑の高及び反別に乘じたる地租の計數を云ふ。

本免ほんめん 本村の基礎たる田畑の地租にして、該村の本位と爲したるを云ふ。

本途ほんと 本免の別稱なり。

取下とりさげ 地味劣等本免地と格段に相違する土地、又は本免地の天災に罹り荒亡し損地となり、起返の後原地味に回復するの中間に於て、租額を低減せしむるを云ふ、起返に係る取下は年季を付す。

段免 取下の別稱なり。

雜税の種類

小物成 山野、池沼。三草紅、藍、花、四木桑、楮、漆、茶の類其他の雜種に課する諸税を云ふ。年々定納の分。其種類及税額等、各地方區々にして一定せず、或は同種異稱なるものあり、皆舊慣に據る、今其種類の

一斑を左に掲ぐ。

山	年	貢	山	小	物	成	山	手	米
野		錢	野	手	役	茶	役		
池		役	御	林	下	草	永	菘	萱
河	岸	役	紙	船	役				代

運上冥加 諸營業の類に課する税にして、年季を限り又は年に因り増減することあるもの故に、之を浮役と唱ふ浮動の義なり。水車、質舗、酒造、の如き一般の營業に係るもの、外、各地方に於て種々の名目あり、其一斑を左に掲ぐ、蓋し運上は課税に屬し、冥加は其性質元來献金に類せり、然れども俱に納税と見て可なり。

水	車	運	上	市	場	運	上	紙	漕	運	上
魚	漁	運	上	鐵	砲	運	上	炭	竈	運	上
酒	造	冥	加	質	屋	稼	冥	加			
出	目	米	斗	立	延	米					

共に正租の附加税にして一物異稱なり、所定の乗率及び稱呼とも各地區々にして皆其舊慣に據る、課税の原因詳ならずと雖も、前時貢米を納入するとき、米粒を掛へ盛上げ所

謂山斗りと爲せしを、後斗概を用ひ其切落したる餘米を別に見積り、本米壹石に貳升、又は壹俵に若干等、の乗率を定め、正租に附加せしものなりと云ふ。

口米永 正租額に應じ各國所定の乗率を以て徴收し、管廳の經費として給與せしを、享保年間之を廢止し、經費は管轄の石高に據り別途に支給せられ、口米永は官庫に納入する事となれり。

口米永の定率は國々所々により差異ありと雖も、概ね上方より中國西國筋迄は本米壹石に付口米三升、關東より奥羽邊までは本米三斗五升入壹俵に付口米壹升、金納は本永壹貫文今の壹圓に付口米三拾文とす。

甲斐國は本米壹石に付口米四升五合四夕五才にして、他國に比し多額の故を以て内三升を管廳の經費に充つ、之を三升口と唱へ、殘米壹升五合餘を官庫に納入せしむるものとす、之を公納口と唱ふ。

高掛物 村高に應じ徴收する左の三種を云ふ、又三役とも云ふ、損地又は水旱災の爲め損害を被り、其石高が田高の五分半額以上に上るものは、該高に係る三役を免除するものとす。
御傳馬宿入用米 寶永四年令して村高百石に付米六升つゝを徴收す、是は五街道問屋本陣給米の外宿驛の費用に充つるものなり、問屋は驛務扱所、本陣は公立驛舎の類なり。

六尺給米 村高百石に付米貳斗宛を徴收す、是は古來江戸城中臺所、即ち厨房に於て使役する男丁を六尺と云ひ、農民の課役とし、各所より徴發せしに、上下互に不便少なからざるに依り、後現役を廢止し、米納に更へ一般石高に賦課することゝなれり。

御藏前入用 村高百石に付上方、(關西地方)は銀拾五匁關東、は永貳百五拾文を徴收す、是は江戸淺草米廩の諸費に充つ、元來租税は人民の負擔すべきものなるを以て、當所に係る費途をも一般に賦課せしものなり。

分壹金 分壹金は市場商品賣上金、又は木材又は魚漁等にして著しき増減あるものは、其額に應し現品、又は代金の歩合を徴税するものなり、熟れも従前其所の慣例に據る。

鯨漁は俚諺に云ふ、鯨壹頭を獲れば七浦潤澤すと、漁業の最大なるものなり、故に鯨漁に係る徴税は、一般に行はれたり、而して該漁ありたるとき官廳へ訴出、吏員臨檢の上入札拂とし、分一金を徴し、殘金は當事の漁者及村里へ給付するものとす、税率は漁獲の難易に依り差あり左の如し。

突 鯨 二十分一

漁業者の率先して、自ら銛(漁具の名)を放射して、之を漁獲せしものを云ふ。

寄 鯨 三分二

數本の銛を受け、遁逃僅に去り、終に海中に斃れて、他村の海岸へ漂着せしものを云ふ。

流 鯨 十分一

同上海上に浮漂せるを發見し、之を海岸へ曳き來りたるものを云ふ。

切 鯨 二十分一

同上發見せしも人及漁船不足にして、之を繫留するの違なく、僅に牛刀の類を以て肉片を裁切し携歸せるものを云ふ。

除 税 地

朱印地 神社佛閣の境内及所領地に對する、諸役(課税を云ふ)を免除する文書に、將軍の印章を以てするあり、之を御朱印狀と云ひ、所領を御朱印地と云ふ。

朱印は將軍代替り毎に下附せらる、頭初家祖か授與せし證狀に登載する、郷村記名正式なるあり、略式なるあり、若くは同音異字を用ひあるも、一字一點訂正を加へず、渾て前例を追ふものとす、故に文格種々なるあり、左に其一例を示す。

甲斐國八代郡植野村
藥王寺

甲斐國八代郡植野村之内貳拾八石八斗事、並寺中山林竹木諸役等免除、依當家先判之例藥王寺進
止永不可有相違者也。

安政二年九月十一日



料紙大高檀紙。
朱印徑一寸八分。
年月の直下部に捺印あるは、日下御
判として特殊なるもの、普通は年月
の左傍にあり、植野村は現稱上野村
なり。

除地ゼミチ 除地は朱印地の外の社寺境内、並所有地及び古來由緒之あるもの、田畑居屋敷等無税の
證書を有し、又は前々檢地帳外書に除地と掲記し有之分に限り、朱印地に亞ぎ特別除税の地なり。

無年貢地 除地以外の社寺、及び道路、堤塘、高札場、郷藏敷、溜池、の類公共の所用に係る土
地にして、檢地帳外書に掲記し、除税するの地なり。但檢地後村高の内より、特に是等の用地と爲し
たるものは、高内引とし除税するものとす、之を年々引と云ふ。前の高内引
の條參看
無年貢地の種類は概ね左の如し

道	代	道	敷	堤	敷	寺	屋	敷
神	田	神	免	溜	池	溜	井	敷
用	水	路	溝	代	井	堰	敷	惡
土	揚	敷	石	置	場	郷	藏	敷
一	里	塚	陣	屋	敷	高	札	場

前掲郷藏敷は、一村共有の穀倉を建つる敷地なり、貢米積入及び備荒貯穀等の用に供す、各村概ね
此設あり。

一里塚は慶長九年二月四日、江戸日本橋を起點とし、諸國の里程を量り、重もなる官道の每一里に
之を築かしめたるものなりと云ふ。

見捨地みすて 墓地、火葬場、斃牛馬捨場、仕置場、(行刑場)の如き土地にして、檢地帳外書に掲記し
除税地

除税するの地なり、檢地後新設するものは、無年貢地の但書に同じ。

損地 山崩、出水、等の天災に罹り、田畑屋敷の荒亡せしを損地と云ふ。

損地は荒亡の事由を付し高内引として減租す、之を連々引と云ふ、前の高内引の條參看其名稱概ね左の如し。

山	崩	崖	落	川	成	淵	成
海	成	浪	欠	川	欠	押	堀
河	原	成	石	砂	入		

畑及び兩毛作の田にして、麥作取入後の損地に係るものは、當年半免(半額の地租)を減じ、翌年より殘半免を減ず。

同上秋作(稻禾)取入後に係るものは、當年地租の貳分五厘(十分の二五)を減じ、翌年より殘七分五厘を減ず。

定免村の損地にして小前持高、(一個人を云ふ)十分の一に當らざるものは、定免年季中減租を許さず、年季明に至り減租す。

損地は荒亡の輕重に依り、長短相當の年季を付與し、是を原形に復せしむ、之を起返おこしと云ふ、年季明尙ほ起返し能はざるときは再び年季を與ふ、之を繼年季と云ふ、蓋し惰農に陥ち入らしめざ

る獎勵の一法なり

損地の起返りたるものは、取下租税の條參看と唱へ、舊租額を輕減し漸次原租に復さしむるものとす。

皆無 水旱若くは蟲害の爲め、田方に作付し能はず、又は作付後水腐、或は枯凋し終に成熟せず損耗を受け其年限地租を免ずるものを云ふ。

皆無は其事由を付し高内引とす其名稱概ね左の如し

無	仕	付	不	作	水	腐	仕	付	荒
青	立								

皆無引の内前年來引續きたるものを續皆無と云ひ、其年の皆無を常皆無と云ひ、併せて一作引とも云ふ。

地租増減の種目

地租増減の種目概ね左の如し

増租の部租税の部參看

本免上増 各村地租の本位とするものを、増進せしむるを云ふ。

地租増減の種目

新規定免増 新に定免を請願するには、多少本免へ増租せしむるを要す。

定免切替増 定免年季明ケ之を繼續するとき、本免へ増租せしむるを要す。

本免入増 取下地の租額を連々増進せしめ、本免並に達したるを云ふ。

免直増 同上本免に達する迄の間、連々増租するを云ふ。

畑田成増 畑を田と成し組替に依り、田方の増加するを云ふ。

田畑成増 田を畑となし組替に依り、畑方の増加するを云ふ。

起返増 荒地を起返し、新に地租を課するを云ふ。

破免立戻増 去年凶作の爲め破免檢見取となりしもの、今年定免に復したるとき増加するを云ふ。

云ふ。

皆無立戻増 前年一年限、免租の回復に依り増加するを云ふ。

檢見増 檢見の上査定したる租額を、前年に比較し増加せしものを云ふ。

減租の部 除税地の部參看

潰地減 河川道路、其他の潰地と爲りたる減租を云ふ。

土揚場成減 土揚場、其他種々の所用地と爲したるものは、此例と同じく其種目を以て減租す。

田畑成減 田を畑と爲し組替に依り、田方を減除するを云ふ。

畑田成減 畑を田と爲し組替に依り、畑方を減除するを云ふ。

破免減 凶作に因り定免を保ち難く、檢見を乞ひ損毛田租の三分一以上に該當する免租を云ふ。

損地減 天災に罹り荒亡せし、土地の減租を云ふ。

皆無減 水旱の爲め田地に作付なりがたく、又は作付後成熟せず、其年限り免租するを云ふ。

出來劣減 檢見の上査定したる租額を、前年に比較し減却せしものを云ふ、とてきお 又檢見減とも云ふ。

地所租税に関する雜件

田畑永代賣 田畑永代賣は禁制にして、寛永二十年三月十一日の令條に田畑永代の賣買仕間敷とあり、又正徳三年七月の令に、高は拾石地面は一町より少く分つべからずとあり、其永代賣なるものは其田畑を官没するの法律なり、按ずるに賣買と云ひ、尙質地と云ひ、小作と云ひ、嚴に制裁の設あるは、一は富民兼并の害を防ぎ、一は流離顛沛の民なからしめん事を要するにあり、故に當時にありては所有主を變更するは、質流地の外にあることなし。

隱田おん 檢地のときは、渾て現場を開示し視察を受けるを法とす、然るに之を爲さずして其地を隱蔽するを隱田と云ふ、律に照し嚴罰に處するものとす、然れども檢地後一兩年の内自首するに於ては、検査の上高内へ編入し、落地として別に罪を問はず、新開切添地にして數年間申出ざるに於ては隱田に准じ所分するものとす。

越石こし 舊幕旗下の土へ采地を給するに方り、譬ば高百石の地を渡すべきに甲村の高九拾七石にして三石の不足ありたるるとき、之を乙村中より補足せざるべからずと雖も、固より小高なれば田畑所有者迄を分裂する能はず、因て乙村の内土地も人民も指定せず、高三石を某知行とし租税のみを收納せしむるを越石と云ふ、越石をして往々入作と同視するの解ありと雖も、全く別種のものとするべきなり。

一筆ひと 檢地帳の面一廉づつ、書載せる田畑屋敷等を一筆と云ふ。

兩毛作りやう 田に麥又は木綿又は菜種の類を耕作し、再び稻禾を作るを兩毛作と云ふ。

兩毛作りやう 田に麥又は木綿又は菜種の類を耕作し、再び稻禾を作るを兩毛作と云ふ。

出作 入作 甲村の農民、乙村の田畑を所有するを出作と云ひ、乙村の農民、甲村の田畑を所有するを入作と云ふ、兩者固より同一のものなれども、彼我居村の位置に由り、然か唱を異にするものなり。

小作こさ 自己の所有田畑を、居村又は他村の農民へ預け耕作せしめ、公租村費の餘有を收得するを小作と云ひ、耕作者を小作人と云ふ、

小作は概ね年季を定め、小作證文を徴して締約す。別に年季もなく數十年小作し來れるを永小作と云ひ、永小作は獵に地所を引上げ、又は別人に換ることを得ず、

數字 田畑の歩數、貳拾歩は廿の文字を用ひ、高反別租税米金には、一は壹、二は貳、十は拾、の書體を用ゆるを法とす。

乗除不盡數 租税に關する米金を、單價又は定率より乗除せし通算上の端數は、左の數位に止む。

米は合位 永は分位 銀は厘位 免は毛位に止め、各次位の數四以下は捨て、五以上は前位に進む、之を四捨五入の法と云ふ。

高より免を 反別より反米永を除算せし端數を、取捨するとき五入するものは内、四捨するものは餘、の兩字を添記し強弱を知らしむ。

總て米金を計算するに、其收入に係るものは四捨五入、其支出に係るものは、五捨六入となし、以て收支の權衡を定む。

檢地

檢地は土地の經界を釐正し、其廣狹を測量し、反別を定め、耕地の肥瘠、屋敷地の階級に應じ、石高を點查し、一町村の總地籍、總石高を檢定するを云ふ。

檢地は古來既に各制定しありて、後代には切添、切開、及新開地、の一部分之を行ふに過ぎず、一町村全部を檢地せるは、殆ど無きが如し、偶々全部を檢地するは、境界爭論等により、裁判上執行するものに係る。

檢地を擔任する役員を檢地奉行と稱す、勘定奉行の命ずる所たり。平常一部の檢地は、郡代、代官の常職權内に任命せられ、爭論地の如きは、勘定奉行の部員評定所留役、名役勘定、名役の内特選任命し、論所地改出役、名役普請役、名役郡代、代官、の屬吏手附等、之に隨從す。

檢地任命者は條目を遵守し、従前の慣例及び施行上の得失を詳查し、勘定奉行に經伺し、尙其細目は檢地奉行並隨行員等の申合書を作り、區々に互らざるを要す。

檢地に關する例規

檢地條目 享保十一年の所定に係るもの左の如し

- 一 關東筋所々新田畑屋敷檢地の義、先達地所割渡有之候分は、帳口より番附の地引帳申付候上、田畑一枚限右の番附反畝歩地主名前の札を立させ、檢地濟次第右の札拔捨させ可申事。
- 一 村々にて致内割反畝步譯置候所は、反別地引帳に記札建候義右同斷、若反畝步不知所は檢地可致順に、番附を極め、右の趣地引帳を拵、右同斷に札を爲建可申事。

但野帳には先達而割渡、或は村割の反畝歩を肩書に記し、番附不紛、落地無之様可致事。

- 一 村境並本田畑古新田境は、檢地不取掛前方、双方名主組頭、或は庄屋年寄等、案内の者立會、右の境目不相紛様境目抗相建させ候事。

但境目双方申分有之境目、不分明の場所所有之候は、双方吟味の上繪圖書付を以て可相回事。

- 一 其村名主、年寄、組頭、並頭百姓の内、吟味の上人數相應に申付、落地仕間敷旨、並道筋、用水溝堀等無益の儀無之様、有體に案内可仕旨誓詞可申付事。

附繩引、竿取、召仕、等に至迄若非分の義有之ば、御代官、御勘定人、の内に早速可申出旨、誓詞前書に可載事。

- 一 間竿六尺壹分壹間の積に付、壹丈貳尺貳分もり込にて、二間竿を以て打之、壹反三百坪たるべし、

一繩は壹間宛の管繩、六拾間、或は三拾間繩を可用、繩延縮可有之間、早朝並四つ時八つ時改之、勿論管透目無之様、能くしめ壹間宛、間數の札を付可申事。

一間數の端尺は六寸、壹尺二寸、壹尺八寸、貳尺四寸、三尺、三尺六寸、四尺二寸、四尺八寸、五尺四寸、右の寸尺に不足の分は捨之、算用の步詰、壹歩は捨、貳歩は三步に足し、是より上の端は準之、致捨加畝の歩に合候様可仕事。

附竿繩數を入候分、改の寸尺を用、平均の尺寸は、右の通尺寸を可用事。

一田畑壹枚切間數合帳に付け、讀合の上合算にて反畝を付け、其場にて二帳共に間數反畝步御勘定人印形可仕、尤間數反畝步相違有之間敷哉、案内のものにも存寄申させ、相違可有之趣候はゞ可改直事。

一野帳の内一通日々百姓共へ貸渡、間數反畝步相違も有之間敷哉相尋、少しにても申分有之候はゞ、其品承届可改直事。

一田畑共字入念可書付、並道中用水、惡水堀、幅改其際の田畑脇書に可記事。

一新田所に御年貢可詰置藏屋敷有之候はゞ、敷地は檢地高入仕、物成引に致勿論檢地帳奥書に委細可記事。

附田畑中大石、大木、塚、等有之候はゞ吟味の上檢地除之、其品地株の脇書に可致事。

一寺社領の境内吟味の上、不相紛様帳面可記事。

一新田畑、屋敷、林畑、等の内寺社有之願の上相立候分は、其場所の分可爲無檢地、願不申出分は檢地の内に可入、廟所は見捨地たるべき事。

附無檢地に致し候分、其田畑際並惣寄の所へ明細に可書記事。

一南東高岸請候場所、並往還道筋、並木有之場所、田畑木蔭引可爲見計事。

一畔際壹尺宛可除、但類地畔際壹尺宛引之、畔壹尺の積類地共畔引壹尺五寸の積たるべし、高畔等は見計可引之、並小堤等有之分長幅高等相改、其際の田畑脇書に致以來不相紛様可仕事。

一屋敷構の分四方壹間通可除之、但小屋敷町並の屋敷は右除地可爲見計事。

一用水有之田に可成所畑に致し有之分は、田方檢地可致、尤開發願の趣吟味可有之事。

一田方用水不差支様吟味有之、小溝路共に以來迄引候様、地株の脇書に可仕候、田より田へ水引候地株は其品を可記事。

一借家並小作の者有之候はゞ、帳面に本地主借家小作之名を記度旨相願候はゞ、本地株吟味の上不相紛様、本地主の脇へ願の通可記事。

- 一 田畑位付其村本田畑の位付を元に用、上上の下、中の中の下、下下の下、見付、何れも壹斗劣りに新田畑位を可極、勿論其村古田畑眞土の所、新田畑野土に候はゞ、隣郷吟味致、隣郷の野土の畑の位付を見合、土地相應に可極、其村本田畑は野土、新田畑は眞土に候はゞ、隣郷眞土の所へ位を以て右同斷見計可極、屋敷は其村上畑の可爲位付候。
- 一 屋敷の内家下庭構の分上畑の位付たるべし、屋敷構の内畑は見分の上位を付、藪林は藪錢、林錢、可申付、若又不相應の藪林仕立候はゞ可遂吟味事。
- 一 漆、茶、桑、楮、等植付有之候はゞ、其植物に不構土地相應位付たるべし。
- 一 早損水損の申立有之候共、一切聞上不申其土地相應の石盛可相極事。
- 一 新田場に竹木葭等生立或は芝地有之候はゞ、吟味の上田畑開發可成場所は、地主相極檢地致、開發願相濟候趣を以歛下の吟味可有之候、田畑に不成場所は、是又右願濟候節の趣相極、又は林畑、或は山錢、野錢、等見計可申附事。
- 一 兩毛作、片毛作、無其差別土地相應の石盛可極事。
- 一 田畑位付土地再見分の爲に候間、檢地相濟候上別段に相廻、石盛の位付可致事。
- 一 案内の者誓詞申付候上は、土地壹貳付の番付の所より、壹より拾五六まで段々付立させ、取之候上

御代官、御勘定人、下役手(板)判を以て、入札致案内之者の位付をも見合、一致不致候はゞ相談の上可相極事。

- 一 檢地帳相極候はゞ、御代官、御勘定人、並下役、竿取、案内の百姓も、致連印清帳貳冊可差出候、壹冊は其村名主に可相渡候、壹冊は御勘定所へ可納事。
- 一 新田畑屋敷、惣て開發願の趣相應の義有之候はゞ、吟味の上願の通可相極、品替り其申出無據義候はゞ、吟味の上其通相極、其品書付を以て檢地仕廻候以後可相達事。
- 一 間敷、及反畝歩、石盛附、總て檢地致方、村中總百姓申分無之哉、並竿取繩引下々迄、非儀成仕方無之哉、吟味の上申分無之候はゞ、其段總百姓連印一札可取事。
- 一 竿取、繩引、の者致吟味勤させ、檢地の場へ無用の入足不差出様可申付事。
- 一 作毛不踏荒様入念可申付候、且又御代官、御勘定人、並下役、竿取、等に至る迄木錢拂其所有合の野菜を以て、一汁一菜の外酒肴一切不差出、諸事費無之様、吟味可申付事。
- 一 右檢地は百姓永代の家督イノに候條、檢地石盛地面致相當候様可入念者也。

午 八 月

此度關東所々新田畑、並見取場、檢地の儀に付條目相極候寫遣之候、各檢地の所有之候はゞ、右の趣

を以て檢地の積被相心得、尤檢地可致前願有之は、可被相伺候以上。
追て條目寫候て段々相廻可被申候、在府無之面々は留守居の者致披見可相返候以上。

(享保十一年)

八月廿九日

井澤彌惣兵衛
細田彌三郎
神谷武右衛門
辻五郎左衛門
杉岡彌太郎
萩原源左衛門
稻生下野守
久松大和守
寛播磨守
駒木根肥後守

御代官宛イ衆

主任者の伺書・主任者即ち檢地奉行、豫め勘定奉行に經伺して、臨檢の腹按を定む、其例を左に掲ぐ。

甲州加々美村論所一村檢地被仰付、私共被差遣候に付、取計方左に奉伺候。

一私共場所着仕候は、村境等相糺論所村方廻り檢地の上、双方爲立會一村檢地仕、切添切開等有之候は、筆順に相改め、檢地帳へ組入高附總反別の寄には、内譯に相認候様可仕候哉。

一田畑位石盛の儀御條目の通、加々美村古檢地帳に認有之候石盛を元に相用候様可仕候、尤加々美村の義は、麥田拾九、上田は拾八に、有之元祿七戌年の御條目に、蘭田麻田等は上より壹斗高にも可相極旨有之候得共、麥田の義相見不申享保二十卯年の御條目には、兩毛作片毛作の無差別土地相應の石盛に可相極と有之、麥田は全兩毛作の場所と相聞候に付、右享保の御條目に隨ひ可申哉に御座候得共、寛文の古檢地以來、右石盛に相成居候上は、麥田拾九を今般上田の位に、相用以來麥田の名目は相除候積を以て取計候様可仕候哉。

但變地致し古田畑不相分候歟、又は不相當に候は、近村の石盛をも見合可奉伺候哉。

一論所は双方より案内爲致、別段に地詰致し候積取計候様可仕候哉。

一畑成田、田成畑の分吟味上の當時の有形を以て、檢地可仕儀と奉存候。

檢地に關する例規

一畑地に家作致し居候分は、屋敷地の積取計可申候。

但新田の地へ無斷家作致し候場所も有之候はゞ、時宜に依り其節取計方可奉伺候。

一屋敷の義御條目の通四方壹間通相除、小屋敷並町並屋敷の分は右に准し相應に相除、且道、溝、堤敷、畔代、並畔際壹尺づゝ、相除高あぜ並木蔭引の類見計相除、其外繩心等の義も地所相應に相除、御年貢可相納全の町歩計を野帳に認め村方へ貸渡可申候哉。

但繩心の義は其村方にて難決義も御座候はゞ、最寄御料所村方の内にて相様し、猶又其村方繩心引合相極候様可仕候哉。

一隣村の地境相極候節は、其村の村役人爲立會、地境相極杭木爲打立、證文取置候様可仕、若村境申争難相分御座候はゞ、其節取計方可奉伺候。

一御朱印地無年貢地境の義は、其寺院社人呼出境を極、地境證文取之勿論

御朱印地は不相改、年貢地の分檢地仕、並前々除地或は不淨地等の分間數相改、檢地帳外書に相認候様可仕候哉。

一是迄山手米銀、野錢、等差出候論外の地所、格別嶮岨場廣の所は、反別相改申間敷候、勿論切開地有之候はゞ、右の分は反別相改、御高入又は見取場の積檢地仕候と相心得可申候。

一檢地に相用候杭木、梵天竹、並場所にて遣候人足は、村方より爲差出候様可仕候。

一私共並下役旅宿の義、檢地仕候村方、又は最寄村々の内、百姓家或は寺院等に旅宿可仕候。

但水夫人足の義は檢地受候村より、爲差出候様可仕候。

一衣服の義は道中並場所共、白衣、又は股引、相用候様可仕候。

一道中並彼地着迄は、御定の木錢米代相拂止宿仕、逗留中は所相場を以て諸色買上手賄の積可仕候。

一彼地より御用向申上候節は、御代官陣屋便を以て可申上候。

一私共、並御普請役、同格、評定所書役、御雇帳付、病氣の節は可成丈け保養を加へ、御用辨宜様可仕義には御座候得共、急々全快も可仕體無之候はゞ、私共は伺の上歸府仕其餘は病體見届の上歸府爲仕、其段御届可申上候、萬一忌服等有之候共、不及遠慮相勤候積相心得可申候。

右の外檢地御條目の通相心得取計候積、差掛候儀は彼地より可奉伺、地所へ可引當義は夫々吟味仕口書取之、歸府の上御裁許の義可奉伺、其餘身分に付候義は御差圖の上、御普請役、其外へは私共より申達候様可仕候、猶相洩候義は場所より可奉伺候以上。

(文化五年)

辰二月

檢地に關する例規

付箋

奥村小太郎印
三浦平三郎印

付箋
指合 書面拾五條伺之通たるべく矣。

○ (勘定奉行の印なり)

周圍量地 檢地着手の初一村周圍の廻り檢地を爲して各筆の田畝に及ぶ、廻り檢地は全部の形狀を知るに要するものなれば、繩だるみ端尺切捨等の取捨を用ひず。

寺社領地 御朱印地、除地、無年貢地等の寺社、並領地は檢地せざるを法とすと雖も、寺社領の

爭論に係るときは此限に非ざるなり。

再檢の無地高 從前の無地高は再檢地に於ては之を除去す。

起返り難き荒地 將來起返の見込なき荒地は、從前高内にあるも再檢地の際之を除去す。

田畑反對の檢定 現在畑なるも水田の地況を存するものは、直に水田に檢定せしむ。

村中同名者 一村同名者あるときは上の誰、下の誰と、區分を付せしむ。

他村の入作者 他村の者にして本村に名受地を有するときは、何村より入作と肩書を冠せしむ。

穢多非人持地 穢多非人に土地の所有を許さずと雖も舊來所有し來りたる分は、普通の例に依て

檢地す。按に此に許さずとあるは穢多非人は住所をも普通人民と割然區別せし程なれば、新たに從前所有地の外に變成するは絶無なれども、所有地の林を畑になし、畑を田になす等の地目變換に至りては、普通の例に仍るとの意なるべし。

穢多は皮革製造者、非人は囚人取扱等に從事するもの、俱に別異の族類とし、當時普通人の間に齒せざるなり。

檢地の期節 春秋兩季麥稻の刈入後たるべし、春檢地は其年より、秋檢地は翌年より、高入とし租税を徴す。

掛員の誓詞

起證文前書(下役の分、帳付竿取の分等略)

一今度私共論所檢地御用被仰付候に付。

公儀御爲第一に奉存御後關儀聊仕間敷候、檢地御條目の趣堅く相守、田畑上中下の位付並石盛の義、及心の程入念山林其外竿入申候場所間竿延縮無之様可仕候事。

附寺社町人百姓等に對非儀仕間敷候、親子兄弟縁者知音の好身、並逗留宿等の者に候共、無依枯最負物每正路に可仕事。

掛員の誓詞

一御料、私領、寺社領、並他村入組の地先百姓共案内爲致、有體相改可申候、檢地の儀に付自分を不立同役共に相談仕、御爲能方多分に付可申候、惣て當分可入諸色所々相場直段付取之、買調代物急度相拂請取書取之、少成共百姓の費成義仕間敷事。

但檢地に付百姓町人等は不及申、何方よりも金銀、米錢、衣類、諸道具、酒肴、其外受用仕間敷候。

一不依何事手入ヶ間敷義仕候者御座候はゞ、急度可申上候。

一檢地御用中出役の内如何の義御座候共、遂意趣遺恨申間敷候、並御威光を以て奢たる義不仕、不作法の好色其外猥成義仕間敷事。

附右の趣小者迄、誓詞可申付事。

右之條々雖爲一事於致違犯者。

罰 文雜部誓詞の條參看

文化五辰年二月 日

後 藤 英 藏 花押

青 山 伴 右 衛 門 花押

市 川 丈 助 花押

辻 民 右 衛 門 花押

御 評 定 所

起 證 文 前 書 (從 者 の 分)

此度甲州加々美村御檢地御用中御供被召連候に付、御威光を以て宿場町方へ對、我儘がさつヶ間敷義毛頭不仕、御泊宿に於て椀家具夜具疊敷物聊の品にても、龜末に仕損候義不仕、第一喧嘩並不作法の好色相愼可申事。

附不依何事御隱密と被仰渡候儀一切他言仕間敷候、風説に候共達御聞御爲に可成と存候義も御座候はば、不隱置早速可申上候。

一右御用御廻村、並御逗留中町人百姓より、金銀米錢其外少々の物たりとも、受用借用仕間敷候。

附宿場町在共押賣押買不仕義は、勿論親子兄弟たりとも、受用借用堅仕間敷候、其所にて不叶品相調候はゞ、其段御斷可申上候、尤調物直段書取之賣上爲致、代金相渡其品調、其度々御斷可申上候。

一親子兄弟知音の好身、又は中惡敷輩に候共、依怙最負不仕有體に仕可申事。

一御用中御供仕候内、上々様方其外御役人中へ、慮外仕間敷候、尤御家來中並仲間のもの、如何様

掛員の誓詞